

3. 資格・専門職団体における大学教育の質保証に関する

アンケート調査

林隆之、蝶慎一（大学評価・学位授与機構）
齊藤貴浩（大阪大学）、村澤昌崇（広島大学）

3.1 目的

大学教育を通じて育成される能力は、学術的な側面から学問分野に固有あるいは複数の学問分野に汎用的に求められる能力があるだけでなく、社会や労働市場との関連から特定の職業に固有、あるいは職業人として汎用的に求められる能力もある。その中でも、特定の職業に固有な能力については、資格試験の実施や、必要な能力の養成に適合した教育内容が認定される形で、学位とは別に能力証明が求められる場合がある。そのため、資格試験を作成し実施する団体や、資格を有する専門職人材から構成される団体は、資格試験の内容の設定や、大学の教育内容への要請の表明などにより、労働市場面からの教育の質保証に影響を及ぼしうる。

しかし、資格といっても国家資格から民間の技能検定など多種のものがあり、そのうちのどのようなものが大学等の高等教育機関での教育と関係があり、また、実際に資格実施団体や専門職団体が教育の質の保証の面で関係を有しているかについて、全体像は不明である。

そのため、本調査では、前章の学協会に加えて、資格試験や資格授与を行っている団体ならびに、専門職団体を対象に、教育の質保証に関連する取り組みの実施状況を調査した。前章と同様に本調査は以下のことを目的とする。

- ・資格取得が求められる職において、専門職業の側からの教育の質保証の取り組みがどの程度行われているのか、全体状況の把握
- ・特徴的な取り組み事例の抽出
- ・質保証の必要性の認識やその背景の違いの把握

3.2 送付先の設定、送付数と回答数

資格団体や専門職団体には多種多様なものが存在している。そもそも資格については国家資格の一覧表は存在するが、民間資格について包括的な一覧表というものは存在しない。たとえば資格取得のガイドブックなどの形で、主要なものが列挙されている情報があるにとどまる。さらに、多様な資格のうちのどれが大学教育との関係性を有しているのかも明確でない。

また、専門職団体（職能団体）については、特定の国家資格が求められる専門職についてみても、資格者から構成される団体は全国レベルのものから都道府県レベルのものまで様々にある。民間資格についても資格者による団体がある場合もある。さらに、資格という

形では能力証明がない、多様な専門的職業についても職業人の団体はいくつも存在している。

このように、資格や専門職の定義や範囲が明確でなく、それに関連する団体の線引きも明確でないため、調査票の送付先の設定自体が大変難しいという特徴がある。今回の調査では、送付対象を以下のように設定した。

資格団体については、大学教育との関連性があることが期待される資格をまず抽出した。主に高校生向けの大学進学案内のウェブサイトである「リクナビ進学」(<http://shingakunet.com/>)における大学検索サイトを用い、大学の検索をするためにあげられている資格を対象とした。これらの資格は、サイトに掲載されている大学が、自大学における教育を通じて取得が可能な資格をあげているものであり、「取得できる資格」(在学中に受講可能な授業を修了、もしくは、学校を卒業することで取得できる資格)、「受験資格が得られる資格」(在学中に受講可能な授業を修了、もしくは、学校を卒業することで受験できるようになる資格)、ならびに、「目標とする資格」(在学中に受講可能な授業の中で習得できる知識や技術などを利用して目指せる資格)が含まれている。

掲載されていた資格の種類は 505 資格であった(2015 年 11 月検索。ただし、教員免許は小中高の別、かつ、科目別になっており、その他の資格でも一級、二級などの級別にカウントされている場合も多い)。このうち、国家資格は 202 資格である。これらの資格の試験等の実施団体を「リクナビ進学」サイトや各種の市販の資格関連のガイドブックから把握し、送付対象とした。ただし、一団体が複数の資格を授与している場合も多い。

専門職団体(職能団体)については国家資格に限定し、以下のように設定した。上記の 202 の国家資格は、資格試験の実施者が府省や地方自治体の部署となっている場合や、「〇〇試験センター」や「〇〇普及センター」など単に試験実施の役務を請負う団体(試験問題の作成などはしない)となっている場合が多い(一部は公益財団法人、一般社団法人、独立行政法人などが実施)。そのような公的組織等に調査票を送付して意見を求めることは難しいため、それらの国家資格は資格試験実施団体を調査対象とせず、当該資格の専門職団体を調査対象とした。例えば、医師や介護福祉士は厚生労働省が実施団体であるが、当該資格の専門職団体(医師会、介護福祉士会)を対象とした。該当する専門職団体が複数ある場合、調査者が調査票の送付に最も適した団体を選定した。ただし、教員免許や各種の技能資格など、適切な専門職団体を見つけられなかった資格もある。その結果、89 団体がこれに該当した。

上記のようにして送付先を設定したのち、学協会をそのリストから除いた。前章で報告したように、学協会にも同時に調査を行うため、同じ団体に重複して調査がいくことを避けるためである。また、資格団体及び専門職団体が学協会と同一の住所となっている場合にも、各々の団体に重複がないよう調査を実施した。例えば、食品衛生協会、日本測量協会等である。

結果、271 団体が得られ、そのうちで種類の異なる多数の資格を授与している 2 団体をのぞき(調査票に回答しづらいためである。なお、そのうちの一団体についてはヒアリングに

て調査を実施)、269 団体に配布した。ただし、1 団体が業務廃止、1 団体が資格試験実施などの役務受託会社であったため、実質的な送付数は 267 団体である。

表 1 送付数と回答状況

	団体数	割合
送付数	267 団体	100%
有効回答数	99 団体	37.1%
「該当活動なし」連絡数	5 団体	1.8%

有効回答数は 99 団体であり、回収率は 37.1%である。

3.3 回答団体のプロフィール

3.3.1 回答団体の職業分野の構成

資格の職業分野ごとの回答状況については表 2 のようになる。資格の分野は「リクナビ進学」での資格分類を基にした。「リクナビ進学」の資格分類は 36 であるが、関連の強いものはまとめて 15 分野とした。また、分類の異なる複数の資格を授与している団体は、「複数」欄に集計した。

表 2 回答団体の職業分野の構成

職業分野	件数
1 公務員・法律・政治	3
2 ビジネス(営業、事務、企画系、サービス、販売系)	7
3 金融・経済・不動産	10
4 語学(英語・その他)、国際	11
5 旅行・観光、ホテル・ブライダル	4
6 交通・旅客サービス	2
7 メディア・アート(映画・映像・番組製作、広告・新聞・雑誌・本、音楽・音響・イベント、デザイン、芸術・写真・イラスト、ファッション・服飾)	9
8 コンピュータ	3
9 技術(自動車・航空・宇宙、機械・電気・化学、建築・土木・インテリア)	10
10 農芸(動物・畜産・水産、植物・フラワー・園芸、自然・環境・バイオ)	7
11 メイク・ネイル・エステ	2
12 保育・教育	6
13 医療・福祉(福祉、医療・看護・歯科・薬、リハビリ・マッサージ・心理)	12
14 健康・スポーツ	6
15 調理・栄養・製菓	4
99 複数	3
合計	99

3.3.2 回答団体の事業内容

回答いただいた団体の事業内容は以下である。事業内容に関する有効回答 94 件のうち、

国家・公的ならびに民間資格の作成・実施・授与や試験を行っている（選択肢 1.~8.）は 80 件（84%）である。回答者の 6 割程度は、民間資格について試験作成・実施・資格授与を行っている団体である。

一方で、資格や試験の実施等ではない事業を行っている団体は主に資格取得者から構成される専門職団体にあたり 15 件（16%）である。ただし、上記の資格試験の実施等をしている団体でも、資格を既に保持している者に対する研修を実施している場合（選択肢 10.）もあり、実施している団体も半数以上である。

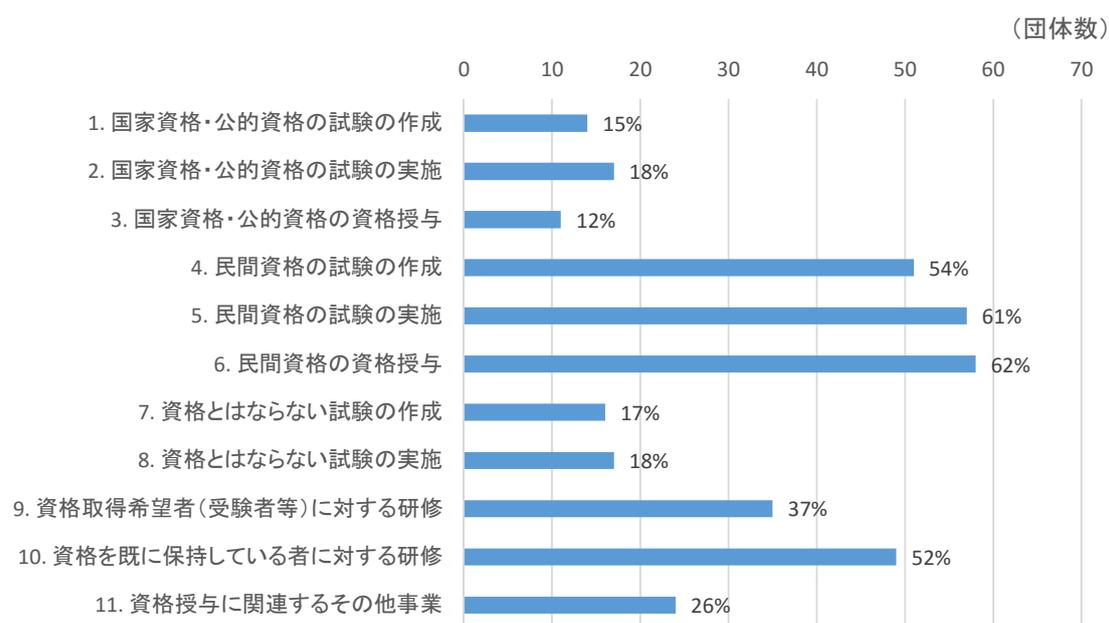


図 1 回答団体の事業内容

3.3.3 大学等の教育との関係

回答いただいた団体が関与する資格や専門職に必要な知識や技能が、大学・大学院等で教育されているかを聞いた。結果を

表 3 に示している。職業分野については、学協会での集計にあわせて、人文・社会科学関連、理学・工学関連、生命科学関連に大まかにわけている。

全体的に 23%の団体が関与する資格や専門能力（の一つ）が学部・学科などの教育カリキュラムにより教育され、45%が授業科目として教育されている。一方で、38%は大学で教育されていない資格や能力となっている（団体単位で計測しており、複数の資格等に関連している場合には、それぞれに計上して計算している）。

また、対応する学位としては 42%が学士課程であり 16%が修士課程にあたる。また、短大・高専が 28%、専門学校が 43%である。

表 3 教育課程や学位との対応

	有効回答数	教育との対応関係				学位課程						
		カリキュラム全体	授業科目	その他	大学で教育されず	学士	修士	博士	専門職	短大高専	専門学校	他
1 公務員・法律・政治	3	1	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0
2 ビジネス	7	0	5	1	2	4	3	2	1	3	3	1
3 金融・経済・不動産	8	2	2	1	6	3	2	0	0	0	0	6
4 語学、国際	10	4	8	2	0	6	4	2	1	3	5	3
5 旅行・観光、ホテル・ブライダル	4	0	1	2	4	0	0	0	0	0	1	3
6 交通・旅客サービス	2	1	1	0	1	2	0	0	0	1	0	1
7 メディア・アート	8	1	1	1	6	2	0	0	1	1	3	3
12 保育・教育	5	2	3	1	1	2	2	1	2	2	2	0
人文・社会科学関連	47	11	21	8	22	19	11	5	6	10	14	17
	100%	23%	45%	17%	47%	40%	23%	11%	13%	21%	30%	36%
8 コンピュータ	3	1	2	1	0	2	0	0	1	2	2	0
9 技術	10	3	3	0	3	3	0	0	0	3	4	3
理学・工学関連	13	4	5	1	3	5	0	0	1	5	6	3
	100%	31%	38%	8%	23%	38%	0%	0%	8%	38%	46%	23%
10 農芸	5	2	1	2	0	3	1	1	1	2	4	1
11 メイク・ネイル・エステ	2	0	1	1	2	0	0	0	0	1	2	2
13 医療・福祉	6	1	3	0	3	3	0	0	0	0	3	3
14 健康・スポーツ	6	1	3	0	2	2	1	0	2	1	3	3
15 調理・栄養・製菓	4	1	3	0	0	3	1	0	0	4	3	0
生命科学関連	23	5	11	3	7	11	3	1	3	8	15	9
	100%	22%	48%	13%	30%	48%	13%	4%	13%	35%	65%	39%
99 総合	3	0	2	1	1	1	0	0	0	1	2	2
合計	86	20	39	13	33	36	14	6	10	24	37	31
	100%	23%	45%	15%	38%	42%	16%	7%	12%	28%	43%	36%

(注：一団体が複数の資格に関連している場合や、一資格が複数の学位に対応している場合もあり、合計が 100%を超える)

3.4 大学・大学院の教育について検討する組織体制の有無

回答団体やその関連団体において、大学教育について検討する組織体制が存在しているかの回答結果を示す。

3.4.1 内部で大学教育について検討する委員会等の組織

自団体内部に大学等の教育について検討する組織がある割合は 19%であった。具体的には、教育委員会や教育のあり方委員会など当該資格や専門職教育のあり方を検討する委員会、その中でも産学連携連絡会のように大学との連携を図る委員会があげられている。また、大学の科目認定をして資格授与につなげている場合には、科目認定委員会や標準カリキュラム検討委員会、試験を行っている場合には試験委員会、最終的な資格認定を行う資格認定委員会、さらに資格授与後の研修を行う研修委員会など、団体の資格授与や研修の業務を扱う委員会が教育について検討する組織としてあげられている。

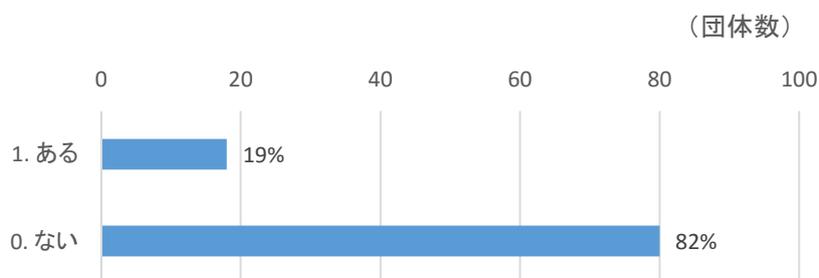


図 2 団体内部で大学教育について検討する組織の有無

3.4.2 大学教育について検討する別の組織

自大学以外に当該資格や専門職の教育について検討する組織があるかについては 17%があると回答した。各分野の大学教育協会、大学院協議会、専門学校協会のような教育機関の連携組織、専門職大学院認証評価機構や第三者評価機関などの評価機関、関連する学会などがあげられている。

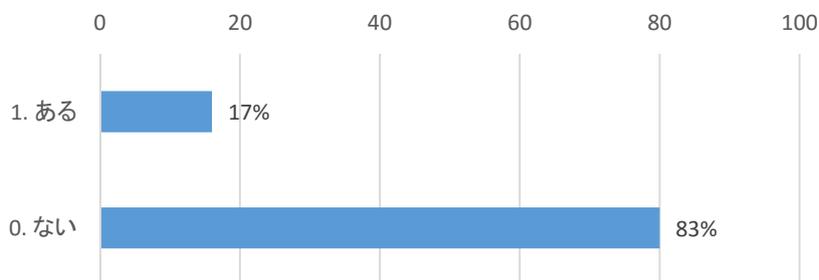


図 3 大学教育について検討する別の組織の有無

なお、前問とあわせて、団体内あるいは外部に少なくとも一つは教育について検討する組織があるとした回答割合は 29%である。

3.4.3 学会や大学団体との連携関係

回答団体が学会や大学団体との連携関係を有しているかをきいた。あるとした回答は36%であり、前二問と同様に、教育関係の協議会、評価機関があがっていると同時に、各分野の学会が多くあげられている。また、いくつかの団体は大学が賛助会員となっており、それら大学との連携関係が指摘されている。

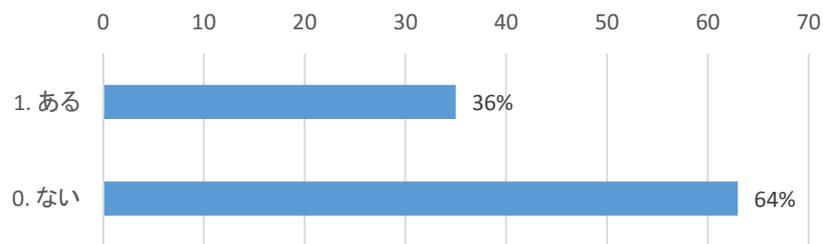


図 4 学会や大学団体との連携関係の有無

3.5 対象とする教育の質保証活動の実施有無

各団体ならびに上記の関連団体において、大学・大学院等の教育の質保証に関連する各種の取り組みが行われているかをきいた。以下にその回答を示す。

3.5.1 当該資格や専門職人材に望まれる能力（知識・スキル・態度など）の明文化

能力の明文化については自団体で行っているのが 40%であり、関連団体で作成したものを含むと半数以上で何らかの形で能力の明文化がされている。

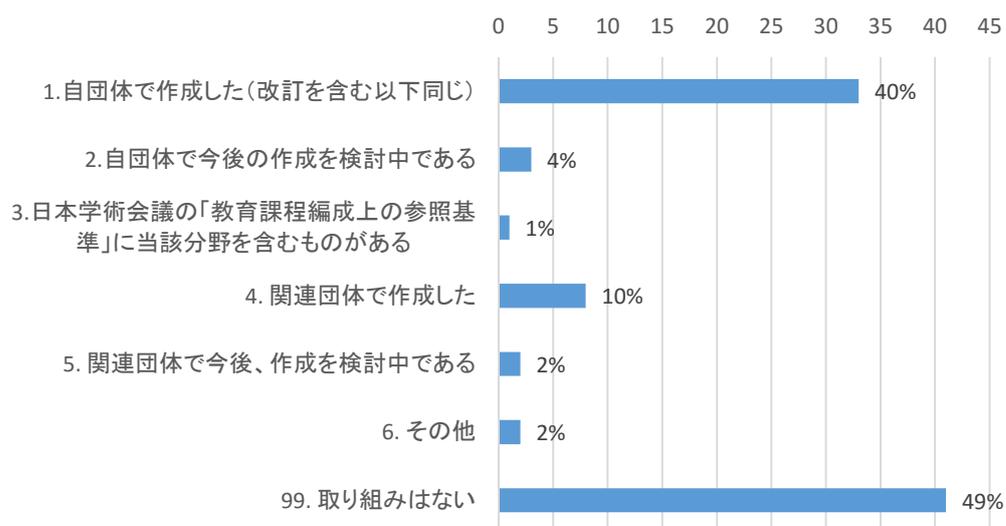


図 5 当該資格や専門職人材に望まれる能力の明文化

自由記述回答には表 4 に示したような事例があげられた。資格の審査や認定の基準における能力の明文化をあげられているものが多い。大学教育に関連するものとしては、たとえば「専門社会調査士資格認定基準」「臨床発達心理士認定申請ガイド」がある。また、「IT 人材育成におけるコンピテンシー評価基準モデル」やその他の技術者の能力基準のように、技術能力の評価基準が策定されている事例がみられる。

表 4 資格や専門職人材に望まれる能力の明文化の事例

	資格分野分類	国家／民間資格	作成等団体名	能力が明文化されているものの名称	アンケート回答団体	該当する学位課程
1	公務員・法律・政治	国家	日弁連法務研究財団	「法科大学院認証評価基準」	日本弁護士連合会	専門職
1	公務員・法律・政治	国家		その他の回答... (司法書士養成制度検討会は学識経験者で構成されており、法科大学院と連携して、将来の司法書士養成制度についての答申を受ける予定になっている。)	日本司法書士会連合会	
2	ビジネス	民間	日本バリュー・エンジニアリング協会	「VE 資格別知識領域」 「スキル領域」	日本バリュー・エンジニアリング協会	
2	ビジネス	民間	日本商業ラッピング協会	「商業の現場における必要な商業ラッピングの知識と技術」	日本商業ラッピング協会	
3	金融・経済・不動産	民間	社会調査協会	「専門社会調査士資格認定基準（8条規定）」	社会調査協会	修士 他
4	語学	民間	フランス語教育振興協会	「試験実施要項パンフレット」 「仏検公式ガイドブック」（各年） 「仏検公式基本語辞典」	フランス語教育振興協会	
4	語学	民間	日本工業英語協会	工学部（理学部）に必要な技術英語のスキル（単位）	日本工業英語協会	
4	語学	民間	ロシア語能力検定委員会	「ロシア語能力検定到達度判定基準」	ロシア語能力検定委員会	他
4	語学	民間	日本国際教育支援協会	「平成27年度日本語教育能力検定試験（公益社団法人日本語教育学会認定）実施要項 各区分における規定内容」	日本国際教育支援協会	
7	広告・新聞・雑誌・本	民間	国際文化カレッジフォトマスター検定事務局	「フォトマスター検定」は、「出題項目リスト」分野別／出題級別の表にまとめている。他の検定は、「審査基準」としてまとめている。	国際文化カレッジ	
7	広告・新聞・雑誌・本	民間	日本印刷技術協会	「DTP エキスパートカリキュラム」（第11版）	日本印刷技術協会	
8	コンピュータ	民間	IT コーディネータ協会	「IT コーディネータ (ITC) 実践力ガイドライン Ver.2.0」(2012年7月)	IT コーディネータ協会	
8	コンピュータ	国家	情報処理推進機構	「IT 人材育成におけるコンピテンシー評価基準モデル」	情報処理推進機構	学士 修士 短大 専門 専
9	機械・電気・化学	国家	日本機械設計工業会	「機械設計業務の標準分類（平成8年）」	日本機械設計工業会	
9	機械・電気・化学	国家	日本データ通信協会 総務省	「工事担当者スキルアップガイドライン分野別要件整理表」 「電気通信主任技術者スキル標準 2010年」	日本データ通信協会	学士 専門
10	自然・環境・バイオ	民間	産業環境管理協会	「環境サイトアセッサー評価登録室標準書／環境サイトアセッサー資格基準 2004年」 「実践キャリア・アップ戦略 エネルギー・環境マネジャーキャリア段位制度 レベル認定基準 2015年」 「同制度 評価対象関連有資格者等 2015年」 「同制度 評価対象項目」2015年」 「同制度 評価対象講座・セミナー等 2015年」	産業環境管理協会	
10	動物・畜産・水産	民間	社会動物環境整備協会（ワンワンパーティークラブ）	「ドッグライフカウンセラー」	社会動物環境整備協会（ワンワンパーティークラブ）	
11	メイク・ネイル・エステ	民間	日本アロマ環境協会（AEAJ）	「アロマセラピー資格認定スクール規則」	日本アロマ環境協会（AEAJ）	他

12	保育・教育	民間	日本臨床心理士資格認定協会	「臨床心理士資格審査規程」 「新・臨床心理士になるために」(書籍)	日本臨床心理士資格認定協会	修士	専門職
12	保育・教育	民間	臨床発達心理士認定運営機構	「臨床発達心理士認定申請ガイド」(2015年度版)	臨床発達心理士認定運営機構	学士	短大 高専
12	保育・教育	民間	日本体育協会	「公認スポーツ指導者育成の基本コンセプト」	日本体育協会		
12	保育・教育	国家	全国学校栄養士協議会	「栄養教諭が行うカリキュラム」 「栄養教諭免許状更新講習(選択領域)テキスト」	全国学校栄養士協議会		
13	医療・看護・ 歯科・薬	国家	日本助産師会	「助産師の声明/コアコンピテンシー」(平成22年5月)	日本助産師会		
13	リハビリ・マ ッサージ・心 理	民間	日本チェーンドラッグストア協 会	「アドバイザー認定制度実施要項」	日本チェーンドラッグストア協会		他
13	リハビリ・マ ッサージ・心 理	国家	柔道整復研修試験財団	「柔道整復師卒業後臨床研修実施要項」(平成27年度)	日本柔道整復師会		
13	医療・看護・ 歯科・薬	国家	日本臨床工学技士会	「日本臨床工学技士会倫理綱領2003」 「日本臨床工学技士会医療機器安全管理指針Ⅰ:2013」 「日本臨床工学技士会医療機器安全管理指針Ⅱ:2014」	日本臨床工学技士会	学士	専門
14	健康・スポー ツ	民間	日本山岳ガイド協会	「ガイドの基礎的知識教本」 「ガイドの専門的知識教本」 「山のファーストエイド教本」 「雪の安全管理・雪崩対策技術教本」 「山岳遭難救助技術マニュアル」 「フリークライミングインストラクター指導教本」	日本山岳ガイド協会		
15	調理・栄養・ 製菓	民間	日本フードスペシャリスト協会	「フードスペシャリスト養成課程コアカリキュラム」(平成26年3月)	日本フードスペシャリスト協会	学士	短大 高専
15	調理・栄養・ 製菓	国家		専門調理師、調理技能士テキスト	日本全職業調理士協会		
15	調理・栄養・ 製菓	国家	全国栄養士養成施設協会	「栄養士実力認定試験ガイドライン2014」 「管理栄養士養成課程におけるモデルコアカリキュラム2015」	全国栄養士養成施設協会		
99	複数	民間	実務能力認定機構	「実務能力基準表」(「IT分野基準表」および「ビジネス分野基準表」)	株式会社サーティファイ		

3.5.2 大学・大学院等の教育のためのモデルカリキュラムの策定

大学・大学院等の教育のためのモデルカリキュラムの策定の実施状況については、自団体で作成・検討中が 20%であり、関連団体による取り組みがあるとした回答が 5%である。取り組みはないとした回答は 71%である。

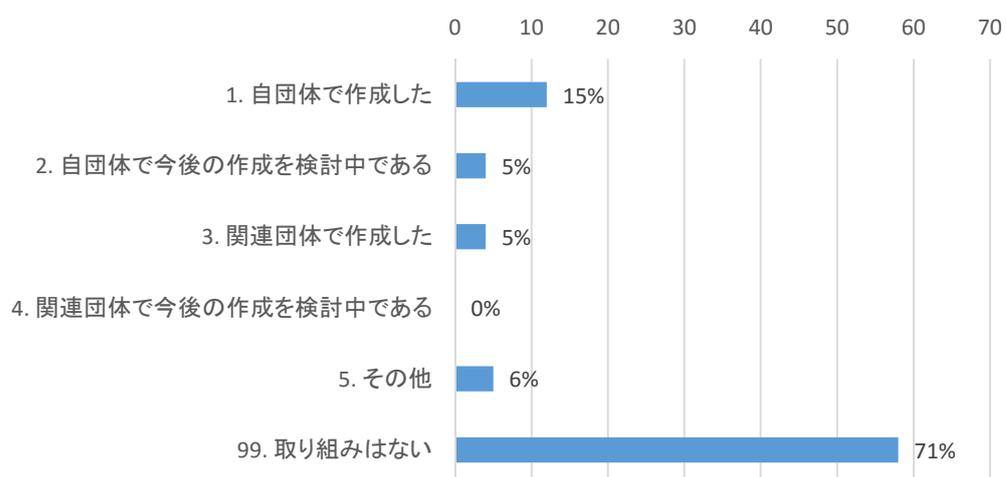


図 6 大学・大学院等の教育のためのモデルカリキュラムの策定

具体的な事例は表 5 の通りである。件数は多くはないが、特定の分野に偏ることなく様々な分野においてモデルカリキュラム策定の取り組みがなされている。

表 5 大学・大学院等の教育のためのモデルカリキュラムの策定の事例

	資格分野分類	国家／民間	作成団体名	モデルカリキュラム等の名称	アンケート回答団体	該当する学位課程			
1	公務員・法律・政治	国家	日本弁護士会	「法科大学院モデル・カリキュラムの構想と実験－プロフェッショナル法学教育の創造（2001年）」	日本弁護士連合会				専門職
2	ビジネス	国家	日本プロジェクトマネジメント協会	「創発型プロジェクトマネジメント 2014」 「プロジェクトマネジメント基礎」 「プロジェクトマネジメント応用」 「プロジェクトマネジメント実践」	日本プロジェクトマネジメント協会	学士	修士	博士	
2	ビジネス	民間	日本商業ラッピング協会	90分授業×15コマ（14コマで実習、最後に検定試験）	日本商業ラッピング協会				
3	金融・経済・不動産	民間	社会調査協会	「標準カリキュラム検討委員会報告」（仮称）	社会調査協会	学士	修士		
3	金融・経済・不動産	国家		関連団体において大学等で寄附講座などを実施している。	日本土地家屋調査士会連合会				
4	語学	公的	日本工業英語協会	「技術英語（学士・修士）モデルカリキュラム」	日本工業英語協会	学士	修士		短大高専 専門
4	語学	民間	日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議	「日本語教育のための教員養成について（2000年）」	日本国際教育支援協会	学士	修士	博士	専門職 短大高専 専門
8	コンピュータ	民間	ITコーディネータ協会	大学院からの依頼により各年度で「ITコーディネータ養成コースカリキュラム」作成 「カリキュラムガイドライン」	ITコーディネータ協会				
8	コンピュータ	国家	情報処理推進機構	「高等教育機関向け汎用的教育コンテンツ」	情報処理推進機構	学士	修士		短大高専 専門
8	コンピュータ	民間	CompTIA 日本支局（「CompTIA トレーニングパートナー」）	それぞれの認定資格のトレーニングカリキュラム。 「CompTIA トレーニングパートナー」により策定。	CompTIA 日本支局				
10	動物・畜産・水産	民間	全国動物保健看護系大学協会	「動物看護学教育標準カリキュラム（2012年）」 「動物看護師養成モデルコアカリキュラム（専修学校）（2012年）」	動物看護師統一認定機構	学士			専門
11	メイク・ネイル・エステ	民間	日本エステティック協会	当協会のカリキュラムとして認定する事に必要な授業科目・授業時間数等を定めている	日本エステティック協会				短大高専 専門 他
12	保育・教育	民間	日本臨床心理士資格認定協会	「臨床心理士受験資格に関する大学院指定運用内規」（平成8年4月1日制定） 「臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程評価基準要綱」（平成21年2月制定）	日本臨床心理士資格認定協会		修士		専門職
12	保育・教育	民間	臨床発達心理士認定運営機構	「大学院授業科目の指定科目としての認定条件」	臨床発達心理士認定運営機構		修士		
12	保育・教育	民間	日本体育協会	「コーチ育成のためのモデルコアカリキュラム」（作成中）	日本体育協会				
12	保育・教育	民間	リトミック研究センター	幼稚園・保育園のためのリトミック2級および1級指導資格取得カリキュラム	リトミック研究センター		修士	博士	専門職 短大高専 専門

13	リハビリ・マッサージ・心理	民間	日本チェーンドラッグストア協会	「アドバイザー養成講座」カリキュラムの提供について	日本チェーンドラッグストア協会		他
13	医療・看護・歯科・薬	国家	日本臨床工学技士会	「臨床工学技士教育あり方委員会」(会議名)	日本臨床工学技士会	学士	専門
13	医療・看護・歯科・薬	国家	文科省「薬学系人材養成の在り方に関する検討会」	「薬学教育モデル・コアカリキュラム(平成25年度改訂版)」	日本薬剤師会	学士	
15	調理・栄養・製菓	民間	日本フードスペシャリスト協会	「フードスペシャリスト養成機関認定に関する規程」	日本フードスペシャリスト協会	学士	短大 高専
99	複数	国家	株式会社サーティファイ	「情報処理技術者能力認定試験 モデルカリキュラム」 「ビジネス著作権検定 モデルカリキュラム」 「Excel® 表計算処理技能認定試験 モデルカリキュラム」 「Word 文書処理技能認定試験 モデルカリキュラム」ほか資格検定試験を取得するための標準的なモデルカリキュラムを作成し、Webサイトに公開しております。	株式会社サーティファイ		

3.5.3 大学・大学院等における関連する教育課程の認定

教育課程の認定については 15%の団体が実施していると回答し、関連団体による実施が 2%である。80%はそのような取り組みはない。

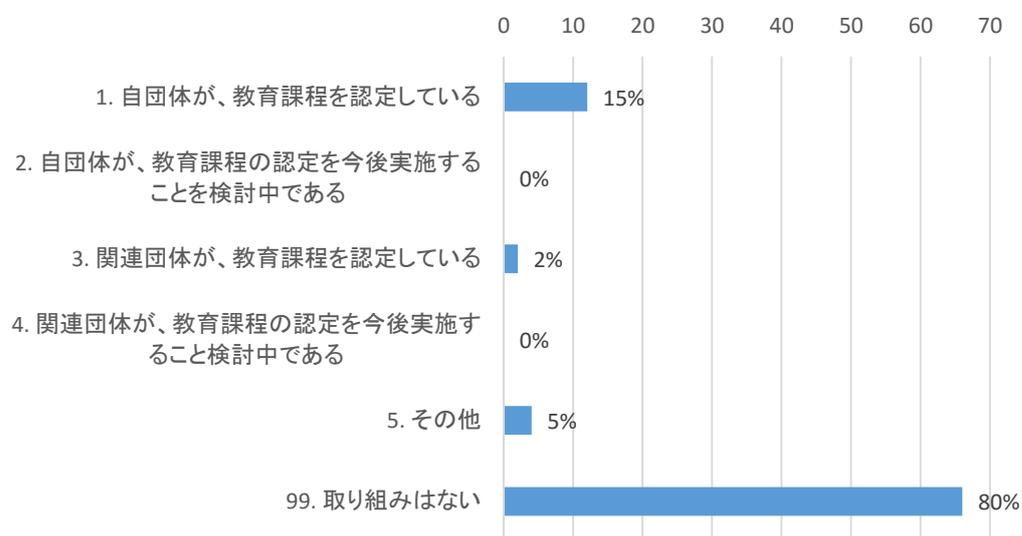


図 7 大学・大学院等における関連する教育課程の認定

具体的な事例としては表 6 の通りである。資格授与のために大学・大学院課程の認定をしている事例は、動物保健看護や、臨床心理士、臨床発達心理士の事例、情報分野における総務省による認定の事例などが回答されている。

表 6 大学・大学院等における関連する教育課程の認定の事例

資格分野分類	国家／民間	関連団体名	教育課程の認定の状況	アンケート回答団体	該当する学位課程
4 国際	民間	The International Air Transport Association (IATA)	IATA Cargo Introductory Course。	航空貨物運送協会	専門
8 コンピュータ	民間	ITコーディネータ協会	大学院1校であるが教育課程の認定を行い、ITコーディネータ試験の優遇措置を設けている。	ITコーディネータ協会	専門職
9 機械・電気・化学	民間	総務省	資格試験の科目免除の条件となる教育課程の認定を総務省が行っている。	日本データ通信協会	学士
9 建築・土木・インテリア	民間	輸入住宅産業協会	資格授与の条件となる教育課程の認定、これまで建築、住宅住居の課程を認定。	輸入住宅産業協会	短大高専 専門
10 動物・畜産・水産	民間	全国動物保健看護系大学協会	全国動物保健看護系大学協会が受験資格の条件となる大学の教育課程の審査・認定を行っており、これまで、6大学の受験資格が認められた。本機構では、専修学校の教育課程の審査・認定を行い、これまで68校の受験資格を認めた。	動物看護師統一認定機構	学士 専門
10 植物・フラワー・園芸	民間	日本フラワーデザイナー協会	受験に必要な履修カリキュラムを修了した学生に本資格検定の受験を認めている。	日本フラワーデザイナー協会	短大高専 専門
11 メイク・ネイル・エステ	民間	日本エステティック協会	設備・講師等の基準を満たし、当協会所定のカリキュラムを組み込んだ教育課程を行っている学校を、「認定校」として認定している。	日本エステティック協会	
12 保育・教育	民間	日本臨床心理士資格認定協会	臨床心理士受験資格取得の条件となる大学院の教育課程の認定を行っており、これまで第1種指定大学院152校、第1種指定大学院11校、合計163校の指定大学院を数えている。また、臨床心理士受験資格取得に関する大学院教育課程として、臨床心理分野専門職大学院6校を認定している。	日本臨床心理士資格認定協会	修士 専門職
12 保育・教育	民間	臨床発達心理士認定運営機構	2009年より、大学院の科目が資格授与の条件となる指定科目として認められるかどうか、大学院のシラバスによって認定している。2015年度は、42大学院の312科目を指定科目の条件を満たすとして認定した。	臨床発達心理士認定運営機構	修士
12 保育・教育	民間	日本体育協会	資格授与の条件となる教育課程の認定を行っており、大学207校、専門学校41校を認定している。	日本体育協会	
13 リハビリ・マッサージ・心理	民間	日本チェンドラッグストア協会	学校の授業で実施する教育課程を提出いただき、当協会が実施しているカリキュラムの内容を網羅しているか、確認を取って実施している。	日本チェンドラッグストア協会	他
14 健康・スポーツ	民間	NSCA ジャパン	資格授与の条件となる教育課程の認定を行っており、これまで12の大学および6つの専門学校のスポート科学に関わる学科の課程を認定している。	NSCA ジャパン	
15 調理・栄養・製菓	民間	日本フードスペシャリスト協会	資格付与の条件となる教育が実施させるかどうかを養成機関として認定する際、確認している。	日本フードスペシャリスト協会	学士 短大高専
15 調理・栄養・製菓	民間	日本フードコーディネーター協会	フードコーディネーター3級資格認定校として認可するにあたり専門科目のカリキュラムについて授業内容を審査認定している。	日本フードコーディネーター協会	

3.5.4 大学・大学院等における関連する教育課程の評価

認定ではない第三者評価の事例はさらに少数である。自団体によるものが7%、関連団体によるものが7%であり、86%はそのような取り組みはされていないと認識している。

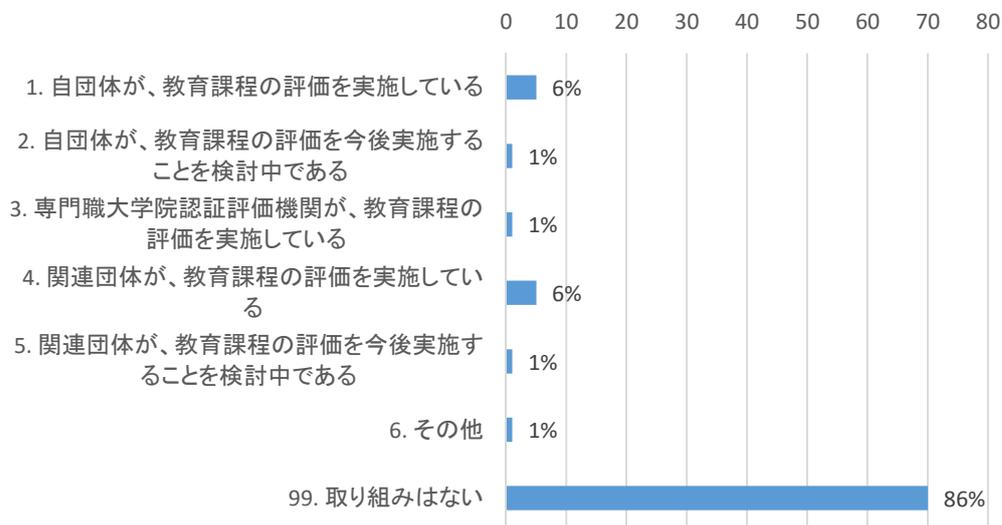


図 8 大学・大学院等における関連する教育課程の評価

具体的な事例は表 7 の通りである。法科大学院や臨床心理分野では専門職大学院の認証評価があり、薬学教育やリハビリテーション教育の第三者評価があげられている。また、このような評価基準に基づく評価委員会による評価とは異なり、試験点数の比較による教育の有効性の分析や、受講生のアンケート調査、資格試験と同様の学生向け試験の実施サービスなど、異なる種類の評価関連活動が挙げられている。

表 7 大学・大学院等における関連する教育課程の評価の事例

	資格分野分類	国家／民間	関連団体名	教育課程の評価の状況	アンケート回答団体	該当する学位課程
1	公務員・法律・政治	国家		法科大学院評価基準。	日本弁護士連合会	専門職
8	コンピュータ	民間	ITコーディネータ協会	大学院およびITコーディネータ協会が実施する受講生に対するアンケートによる評価。	ITコーディネータ協会	専門職
10	動物・畜産・水産	民間	動物看護師統一認定機構	動物看護師養成の専門学校に対する機関別評価及び分野別評価	動物看護師統一認定機構	専門
12	保育・教育	民間	日本臨床心理士資格認定協会	指定大学院の認定期間は6年間で、その3年目に実地視察による中間評価を、年6目に指定継続審査を行っている。 臨床心理分野専門職大学院の認証評価機関として、平成21年度より認証評価を行っている。	日本臨床心理士資格認定協会	修士 専門職
13	リハビリ・マッサージ・心理	民間	日本チェーンドラッグストア協会	学習終了後に実施される認定試験の点数が、他の受験者との平均点に比べどのような状況なのかを確認し、教育課程の内容が適正かどうか判断している。	日本チェーンドラッグストア協会	他
13	リハビリ・マッサージ・心理	国家	全国柔道整復学校協会	全国柔道整復学校協会派遣講師による実技認定試験。	日本柔道整復師会	専門
13	医療・看護・歯科・薬	国家	薬学教育評価機構	薬学教育プログラムの評価事業 薬学教育評価機構が実施。	日本薬剤師会	学士
13	リハビリ・マッサージ・心理	国家	リハビリテーション教育評価機構	リハビリテーション関連職種の教育評価事業。	日本言語聴覚士協会	学士 短大高専 専門
15	調理・栄養・製菓	民間	日本フードコーディネーター協会	3級の一般試験と同等の試験を習熟度の目安として希望校で実施している。	日本フードコーディネーター協会	

3.5.5 大学・大学院等における関連する教育の改善のための取り組み

大学・大学院等における教育改善のための取り組みも実施数は少ない。自団体による改善のプロジェクトを実施中あるいは検討中が 12%であり、82%はそのような取り組みはなされていないと認識している。

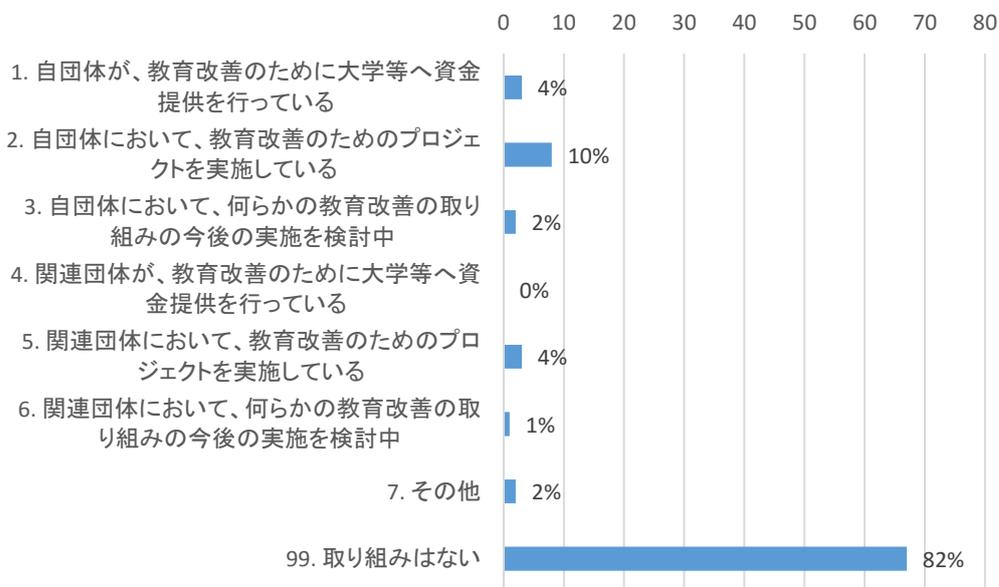


図 9 大学・大学院等における関連する教育の改善のための取り組み

具体的には表 8 の通りである。研修会、カリキュラムの大学とのすりあわせ、寄附講座の開設、検定試験の実施などの事例があげられている。

表 8 大学・大学院等における関連する教育の改善のための取り組みの事例

資格分野分類	国家／民間	関連団体名	教育改善の取り組みの状況	アンケート回答団体	該当する学位課程
1 公務員・法律・政治	国家	法科大学院認証評価機関	教育改善を促進するために、認証評価機関（3 団体）が評価を行っている。	日本弁護士連合会	専 門 職
2 ビジネス	国家	日本プロジェクトマネジメント協会	大学におけるプロジェクトマネジメント教育の拡充、あるいは必須化。	日本プロジェクトマネジメント協会	学 士 修 士 博 士
2 ビジネス	民間	日本消費者協会	消費者教育の結果の能力確認に利用できる「消費者力検定」を実施している。	日本消費者協会	
3 金融・経済・不動産	国家	日本税理士会連合会	「租税法・会計学教育助成金」及び「租税教育を担う教育養成大学助成金」として、大学において寄附講座を開設している。平成 7 年度より開始し、平成 27 年度までの実績は 30 大学である。 また、現行の実施要領において、2 単位が付与され卒業所要単位として認められるものとすることを定めている。	日本税理士会連合会	
3 金融・経済・不動産	民間	社会調査協会	「G 科目助成事業」大学における社会調査実習科目に関して、その優れた企画のものに一定額の資金助成を行っている（年間 10 プログラム程度）。	社会調査協会	学 士
4 語学	公的	日本工業英語協会	科学英語論文作成。 英語によるプレゼンテーション。	日本工業英語協会	学 士 修 士 博 士
4 語学	民間	大学日本語教員養成課程研究協議会		日本国際教育支援協会	学 士 修 士 博 士
8 コンピュータ	民間	IT コーディネータ協会	(7-4) のアンケートの結果と環境変化を受けて、必要に応じ教材やカリキュラムの見直しを行う。	IT コーディネータ協会	専 門 職
8 コンピュータ	国家	情報処理推進機構	大学等における IT 起業家人材の育成。	情報処理推進機構	学 士 修 士
8 コンピュータ	民間	CompTIA 日本支局	各専門学校で実施されている「職業実践専門課程におけるカリキュラム編成委員会」に委員として参加。	CompTIA 日本支局	
10 動物・畜産・水産	民間	動物看護師統一認定機構	動物看護学科等を有する大学と専修学校相互のカリキュラムのすり合わせないし見直し	動物看護師統一認定機構	学 士 専 門
13 リハビリ・マッサージ・心理	民間	日本チェンドラッグストア協会	テキストは 3 年ぐらいに 1 度改訂を行い、最新の内容を学習 1 できる教材の作成を進めている。	日本チェンドラッグストア協会	他
13 リハビリ・マッサージ・心理	国家	日本柔道整復師会 全国柔道整復学校協会	富山大学大学院へ資金を提供し寄附講座を開設、教科書策定に関与。 自団体より全国柔道整復学校協会へ役員を派遣。 (公社)全国柔道整復学校協会にて複数のプロジェクトを遂行。前記全て。	日本柔道整復師会	専 門
15 調理・栄養・製菓	民間	日本フードスペシャリスト協会	フードスペシャリスト養成機関研修会	日本フードスペシャリスト協会	学 士 短 大 高 専
15 調理・栄養・製菓	民間	日本フードコーディネーター協会	教員・担当者を対象に研修会・意見交換会の実施。	日本フードコーディネーター協会	

3.5.6 大学・大学院等の教育への要請や要望の表明

大学・大学院等の教育への要請や要望の表明については 20%の団体が表明した、あるいは検討中と回答しており、関連団体が行った、あるいは検討中も 5%である。78%はそのような取り組みはないと認識している。

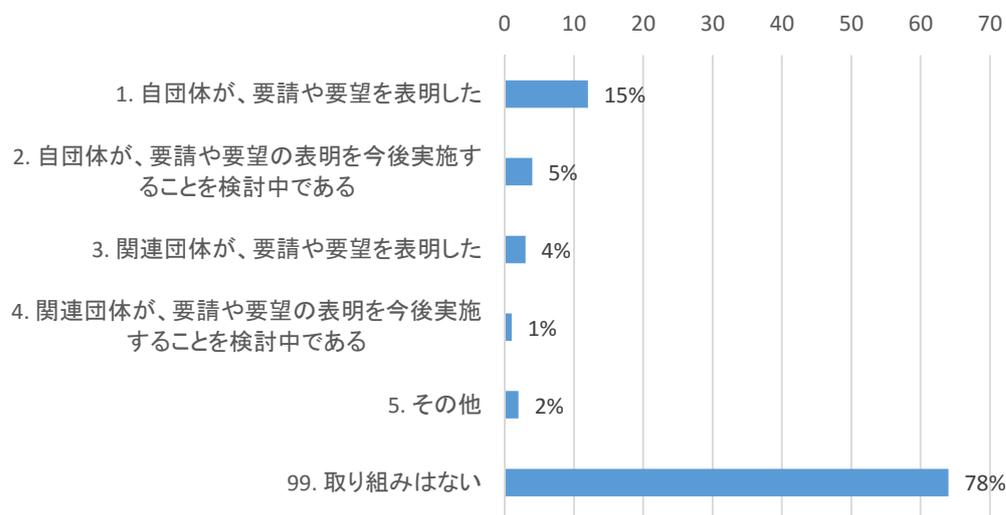


図 10 大学・大学院等の教育への要請や要望の表明

具体的には表 9 の通りである。挙げられた事例は多種多様であり、専門職の制度に関する要望や、大学に対する教育改善の要望などが見られる。

表 9 大学・大学院等の教育への要請や要望の表明の事例

	資格分野分類	国家／民間	関連団体名	大学・大学院等の教育への要請や要望	アンケート回答団体	該当する学位課程		
1	公務員・法律・政治	国家	日本弁護士連合会	「法科大学院制度の改善に関する具体的提言」(2012年7月) 「法科大学院教育と司法修習との連携強化のための提言」(2011年8月) 「法科大学院共通到達目標(コア・カリキュラム)モデル案第一次案に対する意見書」(2010年1月) 「法科大学院の認証評価基準改定についての意見」(2009年8月) 「中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(報告)」に対する意見書」(2009年7月) 「中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(報告)案」の骨子に対する意見書」(2009年4月) 「新しい法曹養成制度の改善方策に関する提言」(2009年1月)	日本弁護士連合会		専門職	
3	金融・経済・不動産	国家		関連する大学等において寄附講座などを通じて講座開講をお願い等している。	日本土地家屋調査士会連合会			
4	語学	公的	日本工業英語協会	工学部(理学系)の英語教育	日本工業英語協会			
4	語学	民間	日本青少年育成協会 HSK日本実施委員会	各大学へ、HSKを評価軸とした中国語授業の展開	日本青少年育成協会 HSK日本実施委員会			
4	語学	民間		「日本語教育のための教員養成について」	日本国際教育支援協会	学士 修士 博士	専門職	短大 高専 短大 高専
8	コンピュータ	国家	情報処理推進機構	「実践的IT教育講座構築ガイド」	情報処理推進機構	学士 修士 博士		短大 高専
10	動物・畜産・水産	民間	動物看護師統一認定機構	機関別及び分野別評価を基にし、教育の改善を要請する予定である。	動物看護師統一認定機構			専門
10	自然・環境・バイオ	国家	産業環境管理協会	大学生・高専・専門学校生対象 エネルギー・環境マネージャーキャリア段位(レベル1、レベル2)認定制度(要件)(仮)	産業環境管理協会	学士		
10	動物・畜産・水産	民間		時代と共に犬の社会的地位が変化してきた。人の心と犬の生活を見つめ、考え、新たな暮らし方についての学問が望まれる。従来の使徒動物としての調教・訓練では時代に合わず、不十分となった。	社会動物環境整備協会(ワンワンパーティクラブ)			
12	保育・教育	民間	日本臨床心理士資格認定協会	指定大学院に対しては、実地視察や指定継続審査における結果とともに改善要望を通知する。臨床心理分野専門職大学院に対しては、認証評価結果報告書で「改善が望ましい点」「要望事項」を記載し、当該校に通知し、公表している。	日本臨床心理士資格認定協会		修士	専門職
13	リハビリ・マッサージ・心理	民間	日本チェーンドラッグストア協会	「アドバイザー養成講座」カリキュラムの提供についてドラッグストア業界に関連する科目を持っている専門学校などに、教育内容についての案内を行った。	日本チェーンドラッグストア協会			
13	リハビリ・マッサージ・心理	国家	日本柔道整復師会 全国柔道整復学校協会 柔道整復研修試験財団	自団体より関係機関に養成制度変更を要請。全国柔道整復学校協会より養成制度変更を要請。柔道整復研修試験財団より卒業研修法制化を要請。	日本柔道整復師会			
13	医療・看護・歯科・薬	国家	日本臨床工学技士会	民主党医療技術者政策推進議員連盟要望書	日本臨床工学技士会	学士		
14	健康・スポーツ	民間	日本フィットネス協会	養成校制度の導入のご案内	日本フィットネス協会			他

3.5.7 その他の取り組み

その他に大学・大学院等の教育の質保証や改善に関連する貴団体あるいは関連団体での取り組みとしては、少数であるが表 10 のようなものがあげられた。大学や専門学校の担当者との連携体制や関連する団体との連携体制の構築、ならびに意見交換が複数指摘されている。また、自己点検の実施や広報などの事例もみられる。

表 10 質保証に関連するその他の取り組みの事例

	資格分野 分類	国家 ／ 民間	その他の取り組み	アンケート回答団 体
1	公務員・ 法律・政 治	国家	法科大学院実務家教員向けの交流集会の開催。 法科大学院協会等との意見交換。 法科大学院志望者増加に向けた広報パンフレットの作成、説明会の開催等。	日本弁護士連合会
3	金融・経 済・不動 産	民間	各参加大学（250 余校）には、社会調査士・専門社会調査士（正規）の申請にかかる世話役（窓口）として、「連絡責任者」を委嘱している。各大学での社会調査に関連する教育に対しては、年度ごとの「連絡責任者会議」において、協会からのさまざまな依頼や希望、提案などを伝達して、大学での社会調査教育の質保証および改善に努めている。	社会調査協会
10	動物・畜 産・水産	民間	2016 年 3 月頃に、専修学校向けに教育内容等の「自己点検評価表」を作成し、専修学校ごとに自己点検を行って頂くとともに、合わせて教育等の実地状況についての分野別評価を実施する予定。	動物看護師統一認 定機構
13	リハビ リ・マッ サージ・ 心理	民間	教育を実施している専門学校の担当者などに年 1 回集まっていた だき、協会および専門学校同士での意見交換会を行い、その会議の中 で、要望や改善についての話し合いを行っている。	日本チェーンドラ ッグストア協会
13	リハビ リ・マッ サージ・ 心理	国家	柔道整復に関連のある公的団体が定期的に情報交換のための会議を 開催し、柔道整復師の質の向上を図り、国民の医療と福祉の向上に努 めている。	日本柔道整復師会
15	調理・栄 養・製菓	民間	フードスペシャリストネットワークへの参加。	日本フードスペシ ヤリスト協会

3.6 質保証の取り組みを実施するに至った背景

上記までの各種の質保証の取り組みを実施するに至った背景について自由記述方式で記入いただいた。表 11 にはその内容を整理し、件数をあげている。

5 件の回答に記入されていたのは「専門職の社会的評価・認知度の向上」である。そのために、職業に必要な能力の資格化を行い、資格に必要なスキルを設定することなどがされている。同様に多いのは「資格で証明される能力の社会的需要がある」という認識であり、政府の答申などで人材の必要性が示されていることを背景に、モデルカリキュラムの策定や大学との連携を進めている場合がある。また、「専門職の質向上の必要性」のために教育課程の認定を行っている場合や、学部だけでなく大学院課程などの高度教育の必要性を提言している場合がある。

次には「資格の社会的評価の向上」がある。これは専門職というよりは資格自体の受験者数を確保するために知名度を高めることを目指し、大学との連携を行っている。そのほかには、「資格で取得できる能力を明確化」するために資格の級ごとの能力の明確化を図っている場合などがある。

表 11 質保証の取り組みを実施するに至った背景

背景	回答団体数
専門職の社会的評価・認知度の向上	5
資格で証明される能力の社会的需要	5
専門職の質向上	5
資格の社会的評価の向上	3
資格で習得できる能力の明確化	2
資格に必要な教育内容の高度化	2
教育内容の改善、教育内容の標準化、教育内容の普及、 資格取得の容易化、海外の資格制度の導入	各 1

3.7 海外の対応する団体での質保証活動の実施有無

回答いただいた団体に対応する海外の団体などで、教育の質保証活動について把握しているものがあれば回答をいただいた 15 団体（15%）から何らかの回答をいただいた。

回答数が少ないために傾向を見ることは難しいが、能力明示やモデルカリキュラムの例が多く見られる。

表 12 海外における対応する質保証活動の実施状況

番号	分類	海外の団体などの名称	取組の名称や概略	人材の能力の明文化	モデルカリキュラムの策定	教育課程の認定	教育課程の評価	教育改善のための取り組み	大学教育への要請の表明	その他	該当する学位課程		アンケート回答団体
1	公務員・法律・政治	American Bar Association					認定	評価			専門職		日本弁護士連合会
2	ビジネス	International Project Management Association(IPMA) 国際プロジェクトマネジメント協会	IPMA Competence Baseline(ICB)	能力									日本プロジェクトマネジメント協会
2	ビジネス	Project Management Institute (米国 PMI)	Project Manager Competency Development Framework(PMCDF) (人格コンピテンシーチェックシート)	能力									日本プロジェクトマネジメント協会
4	語学、国際	ロシア語能力検定委員会											ロシア語能力検定委員会
4	語学、国際	IATA (International Air Transport Association)		能力							他		航空貨物運送協会
4	語学、国際	インドネシア日本語教育学会	日本語教育における評価				評価						日本国際教育支援協会
4	語学、国際	カナダ日本語教育振興会	CAJLE 地域研修会支援金					改善					日本国際教育支援協会
4	語学、国際	香港日本語教育学会	香港日本語教育セミナー					改善					日本国際教育支援協会
9	技術	弊協会の賛助会員である海外政府機関の紹介団体	British Institute of Interior Design							その他	他		輸入住宅産業協会
12	保育・教育	American Psychological Association	Accredited Doctoral Programs in Professional Psychology:2015			認定					博士	専門職	日本臨床心理士資格認定協会
12	保育・教育	Hills International College	1～6歳までのリトミック指導カリキュラム	カリ							他		リトミック研究センター
13	医療・福祉	International Confederation of Midwives (国際助産師連盟)	Essential Competencies for Basic Midwifery Practice 2010	能力						学士			日本助産師会
13	医療・福祉	International Confederation of Midwives (国際助産師連盟)	Model Curriculum Outlines for Professional Midwifery Education 2012								修士		日本助産師会
13	医療・福祉	International Confederation of Midwives (国際助産師連盟)	Global Standards for Midwifery Education (2010)								専門職		日本助産師会
13	医療・福祉	International Confederation of Midwives (国際助産師連盟)	ICM Standard Equipment List for Competency-Based Skills Training in Midwifery Schools Member Association Capacity Assessment Tool (MACAT)								短大・高専	他	日本助産師会

13	医療・福祉	Mongolian National University of Medical Sciences	Professor of new undergraduate	カリ		修士	博士	日本柔道整復師会					
13	医療・福祉	Vietnam Military Medical University	Medical scientist	能力	カリ	学士	修士	日本柔道整復師会					
13	医療・福祉	American Speech Language Hearing Association	Certification of Clinical Competency	能力	カリ	認定	評価	改善	要望	その他	修士	博士	日本言語聴覚士協会
13	医療・福祉	International Association of Logopedics and Phoniatrics		能力	カリ		学士	修士	日本言語聴覚士協会				
13	医療・福祉	International Federation of Social Workers Association of Schools of Social Work	ソーシャルワークの教育養成に関する世界基準						日本社会福祉士会				
14	健康・スポーツ	国際山岳ガイド連盟 (UIAGM)	国際山岳ガイドプラットフォーム	カリ				その他	日本山岳ガイド協会				

3.8 質保証の必要性や留意点の認識

大学等の教育の質保証にどれほど関わるべきかの必要性は各職業分野により異なるであろうし、質保証の実施に関する留意点についても各職業分野により異なると考えられる。

本調査ではいくつかの種類のかんがへについて、5 件法での回答を求めた。回答においては、「5：とてもよく当てはまる」を「団体の置かれた状況によく当てはまっていたり、関連した議論が団体内で頻繁に行われている」とし、「1：全く当てはまらない」を「団体の置かれた状況と全く異なっていたり、関連した議論が団体内でほとんど行われない」としている。そのため、「5」は設問で示すかんがへ方が当該団体に適合しているかんがへであると見ることができる。一方で「1」の回答は「当てはまらない」という積極的否定と、「そのような議論がほとんどなされていない（当てはまるかどうかの議論すらしたことない）」という回答の二つを含んでいる。

以下では、5 件法で 4 以上の回答を肯定的な回答としてとらえて、その割合を示す。資格・専門職の職業分野を大きく、人文社会科学関連、理学・工学関連、生命科学関連の 3 つにわけて傾向をみる。

全体的傾向は 3 分野で変わらない。全体では「9. 当該資格や専門職の領域は、分野固有の能力だけでなく、分野横断的なジェネリックスキル（コミュニケーション能力や思考力など）が重要」がもっとも高く、「7. 当該資格や専門職に必要な能力の育成は、就職後の職務経験などが重要」が続く。すなわち、専門職の分野においても、分野固有の能力よりは実際の職務経験を通じるなどして培われるジェネリックスキルが重要視されている。

次に「8. 当該資格や専門職の領域は、特定の学問分野に固有の知識・技能・態度を身につけさせる教育が重要」、「1. 当該資格は、対応する分野の大学等の卒業生が職業につくための能力証明として重要」が高く。専門的な能力を身につけさせ、それを能力証明することが重視されている。

その他にも、半数程度が高等教育で能力を育成することが重要(6.)とも考えており、能力の明確化や質保証が必要と考えている(10.)。

他方、学協会での調査と同様に、職業人の海外移動に伴う質保証の必要性の認識は低い(3.4.)。また、学協会での調査とは異なり、教育の多様性を尊重することで教育の標準化を避けるべきというかんがへは低く(11.)、標準的な教育内容を設定することが難しいという認識も低い(12.)。

分野別では、海外移動の項目を除いて生命科学関連(保健)の団体からの回答がやや高く、資格の重要性や教育の質保証の必要性の認識がやや高いことがうかがえる。ただし、統計的に有意(有意水準 5%)な差ではない。

国家資格と民間資格を比較しても大きな差異はなく、有意な差異としては「質保証による標準化をさけるべき」(11.)という意見が民間資格のほうがやや高い。

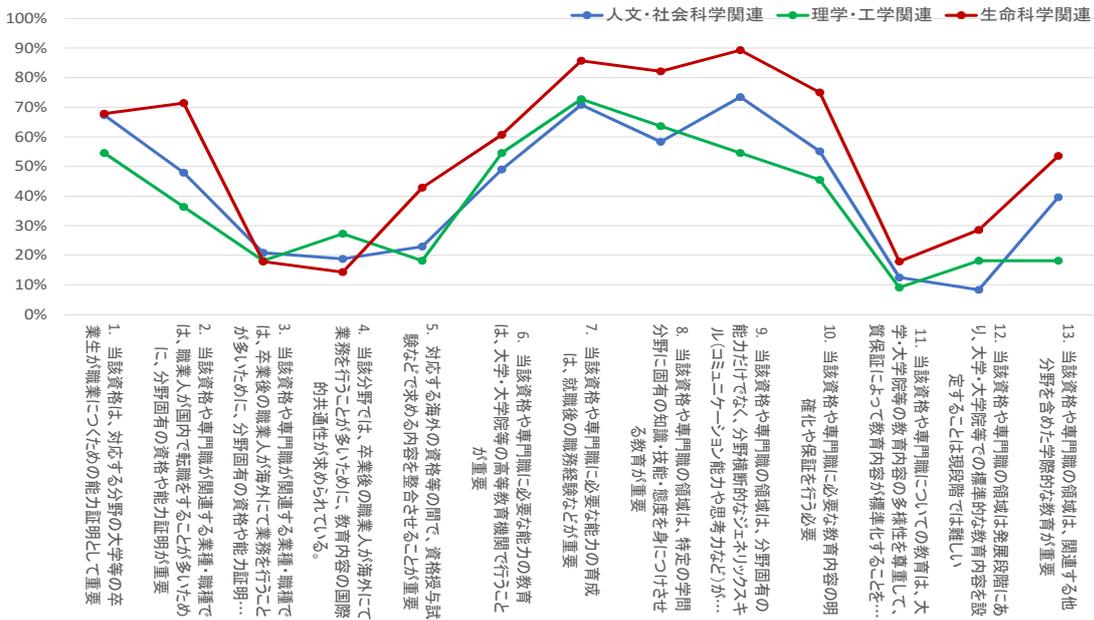


図 11 質保証の必要性や留意点の認識 (分野別)

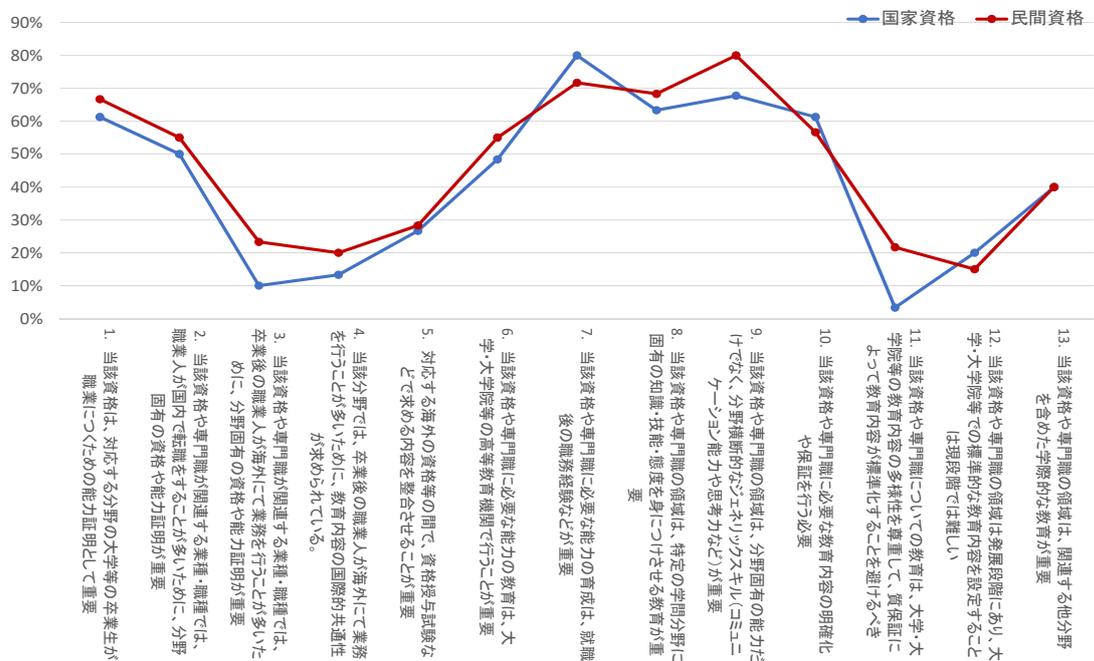


図 12 質保証の必要性や留意点の認識 (資格種類別)

3.9 質保証のあり方や障害についての自由記述

アンケートでは教育の質保証についてのご意見（問 11）や、実施する上での障害について（問 12）、自由記述で回答をいただいた。それぞれ回答は 28 件、18 件である。以下に、いくつかの論点をまとめる。

・大学ならびに企業との連携体制の必要性

資格団体・専門職団体と大学や企業との連携体制を強化する旨の意見がいくつかみられる。教育は人間形成、知識、技術の習得を目的とするものであるため、大学教育と表裏一体で進めていく必要性（調理・栄養・製菓分野）が指摘されているのに加えて、専門的なスキルを有した人材を求める企業サイドとの連携が必要である（ビジネス分野）ことが指摘されている。

・カリキュラムの充実の必要性

求められる能力の変化や教育実施者の拡大により、カリキュラムの充実を促進することの必要性が指摘されている。たとえば IT 分野の技術革新に伴い、実践的教育カリキュラムの充実が望まれる（コンピュータ分野）ことや、専修学校に加えて大学でも教えられるようになることで推奨コアカリキュラムが重要となっていること（農芸分野）、経験者による講義など、実際の現場での実務を含めた多角的な学びが必要（語学、国際分野）の旨が指摘されている。

・資格試験対策による弊害

教育が資格取得と結びつくことの弊害も指摘されている。学部・大学院で行われる教育が国家試験対策的な内容が色濃くなり、教育に質を求めることが限界（旅行・観光、ホテル・ブライダル）である旨が指摘されている。

・質保証実施のための体制や費用の問題

質保証を実施する体制の課題としては、毎年評価を実施するための事務組織体制（農芸）、質保証を実施する人材不足（旅行・観光、ホテル・ブライダル）、評価に関わる費用負担（農芸）の点があげられている。また、資格や専門職に関する検討を行っている団体が複数あり、質保証の取り組みに着手しにくい（医療・福祉）や、資格制度の変更により質保証のコンセンサスがまだとれていない旨の指摘（医療・福祉）がある。

このほかには、質保証の前段階の課題であるが、資格自体の労働市場における評価が確立していないことや、大学で当該資格に関連する教育をおこなっているところが少ないこと、大学カリキュラムが過密であり入れにくいことが挙げられている。

3.10 まとめ

教育の質保証の一つの方法として専門職や資格との関係からの視点がありうるが、そもそも本調査を行う過程で、大学で取得が可能とされている資格は多種多様であり、そのリスト作成すら容易でないことが明らかとなった。

たとえば、一部の大学ではある資格取得に結びつくことを意識してカリキュラムを形成することがあり、その場合には資格で求められる能力やモデルカリキュラムは教育の質の維持のために有用であろう。しかし、資格の種類自体が多様であることを鑑みれば、どのような資格取得を教育目的に組み込むかは大学の判断に大きく委ねられることになり、資格団体や専門職団体からは、そのような大学が質保証において活用できる参考資料や質保証に関するサービスが提供されていれば有効である。

アンケートに回答いただいた団体に限れば、団体内あるいは外部に大学等の教育について検討する組織があるとした回答割合は 29%であり、現時点で積極的に検討できる体制が構築されている状況ではない。

現時点で、資格や専門職に求められる能力の明示は半数で行われ、モデルカリキュラム策定は3割弱で行われている。ただし、「学位プログラム」単位での質保証に対応するようなものは少なく、特定の授業科目に関するものも多い。資格授与のために大学・大学院課程の認定をしている事例は、2割弱である。これらの取り組みは、大学が存在を知らないものであれば、質保証のための一つの資源となりうる。また、心理学、獣医学の分野での認定は、それら資格取得を目的に掲げている教育プログラムでは既に認定がなされていると考えられるが、大学内では今後、プログラム等の内部質保証を行う場合に、そのような認定がされていることを適切に活用することや、団体における認定方針が大学や専門職との連携のもとで教育の質が確保されるように発展することが望ましいと考えられる。

質保証に関する意見では、たとえば欧州で見られるように労働者の国際移動が質保証の必要性を生んでいると考える団体はだいぶ低く、国内需要の面から資格としての能力証明が必要であり、半数程度は大学等での教育による育成が重要と考えている。ただし、専門的能力だけでなく、ジェネリックスキルの必要性や、実務経験などの実務に根ざしたスキル等の獲得がより重要視されていることが示された。たとえば、今後、能力明示やモデルカリキュラム策定を検討する団体に対しては、上記の視点をいかに取り込んでいくのかを情報共有されることで、より有効な質保証がなされると期待される。

自由記述においても、大学教育やカリキュラムの向上の必要性の認識が示されている一方で、質保証に関する取り組みの実施体制や資源の限界も示されおり、また、大学ならびに企業との連携体制が構築される方策の検討が必要という意見が示されている。

資格・専門職団体における、大学教育の質保証に 関連する取り組み状況に関する調査について（依頼）

我が国では、大学の教育の質を第三者が評価する「認証評価制度」が2004年に導入されました。この認証評価制度は、一部を除けば、大学を単位とした評価であるため、その導入後もしばしば、分野別（学部や学科などの別）に教育の質を確認し、向上を図る取り組み（「教育の質保証」と総称されます）の必要性が論点にあがってきました。

その方法の一つとして、資格や専門職との関係から教育内容や学習成果を確認する方法があります。たとえば一部の分野では、専門職団体や学会がモデルカリキュラムを策定し、教育課程の評価をしている場合があります。また、資格取得が大学での教育と結びついている場合には、資格授与団体が教育課程の認定を行っている場合があります。さらには、資格取得者や専門職人材が海外でも活躍する分野では、資格取得に必要な教育内容に国際的な通用性が求められるようになっている場合もあります。

このような、大学・大学院等の教育との関係は、資格や専門職の種類によって異なると想定されます。しかし、我が国において、資格や専門職団体と大学・大学院等における教育の質保証との全体的状況はあきらかとはなっておりません。

そのため、独立行政法人大学評価・学位授与機構の研究開発部では、文部科学省「先導的大学改革推進委託事業」の委託により、資格・専門職団体における大学教育に関連した取組や質保証の取組の実施状況や、今後の必要性を調査させていただきたいと考えております。同様の調査を学会に対しても実施しております。調査結果は、今後、国や各種団体が取り組みを支援・促進していくための材料として提供したいと考えております。

つきましてはご多忙の折、大変恐縮ではございますが、調査にご協力いただけますよう、お願い申し上げます。

独立行政法人 大学評価・学位授与機構
研究開発部長 武市 正人
准教授 林 隆之

貴団体の学問分野と、大学・大学院等の教育との関係について

問1 貴団体の事業内容について

貴団体は、資格に関連する以下の事業を行っておられますか。行っているものがあれば【 】欄に○をつけてください（複数選択可）。

- 【 】 1. 国家資格・公的資格の試験の作成。
- 【 】 2. 国家資格・公的資格の試験の実施。
- 【 】 3. 国家資格・公的資格の資格授与。
- 【 】 4. 民間資格の試験の作成。
- 【 】 5. 民間資格の試験の実施。
- 【 】 6. 民間資格の資格授与。
- 【 】 7. 資格とはならない試験の作成。
- 【 】 8. 資格とはならない試験の実施。
- 【 】 9. 資格取得希望者（受験者等）に対する研修。
- 【 】 10. 資格を既に保持している者に対する研修。
- 【 】 11. 資格授与に関連するその他事業。

→具体的に：

問2 資格等の名称と授与方法

問1の何らかの事業を行っている場合に、その資格や試験等の名称を以下の表のA列にご記入ください。また、資格を授与している場合に、その資格授与の要件として当てはまるもの全てを、以下の選択肢から選びB列にご記入ください。

【資格授与の要件】

- a. 認定された教育課程の卒業・修了。
- b. 認定された授業科目（群）の単位取得。
- c. 学位の所持（教育課程の認定は不要）。
- d. 個人に対する試験実施（他の要件によって一部免除あり）。
- e. 個人に対する試験実施（一部免除なし）。
- f. 個人の実務経験の審査。
- g. 自団体が行う教育・研修の受講。
- h. 高等教育機関以外のその他団体が行う教育・研修の受講。
- i. その他。

	A：資格や試験の名称	B：資格授与の要件 (複数回答可)
資格 1		
(以下、複数の資格を授与している場合に、取得者数が多い主要なもの4つまで)		
資格 2		
資格 3		
資格 4		

「h.」を含む場合は団体名を、「i.その他」を含む場合は具体的な授与要件を以下にご記入下さい。 ▼

問3 大学等の教育との対応関係

上記の資格や資格を要する専門職に必要な知識や技能は、大学・大学院等（短大や専門学校などの高等教育機関も含みます）で教育されていますか。問2で挙げた資格ごとに、以下の表のA列に教育との対応関係として典型的なもの番号を、B列に教育が実施されている学位課程の番号をご記入ください。また、その教育の典型的な名称（学部や学科や授業科目名の名称）が分かればご記入ください。

【教育との対応関係】

1. 学部・研究科や学科・専攻のカリキュラム全体で学ぶ。（例：経済学部のカリキュラム全体）
2. 一つまたはいくつかの授業科目で学ぶ。（例：工学部機械工学科の××科目）
3. その他（C欄に具体的にお書き下さい）
99. 大学・大学院等ではほとんど教育されていない。

【学位課程の番号】

- ①学士 ②修士 ③博士 ④専門職学位 ⑤短大・高専 ⑥専門学校 ⑦該当なし

	A:教育との対応関係	B:学位課程	C:学部・学科や授業科目の典型的な名称 (例：工学部機械工学科の××学関連の科目)
資格1			
(以下、複数の資格を授与している場合)			
資格2			
資格3			
資格4			

貴団体における大学・大学院等の教育の質保証に関連する取り組みの有無

問4 大学・大学院等の教育について検討する委員会組織

貴団体の中には、関連する大学・大学院等における教育について検討する組織体制（委員会など）がありますか。【 】欄に○をつけてください。ある場合には、その名称をご記入下さい（複数記載可）。

【 】 0. ない

【 】 1. ある

例：教育委員会。将来構想委員会の中の人材育成 WG。国際委員会のなかで大学教育を議論。

問5 大学・大学院等の教育について検討する別の組織の有無

貴団体とは別に、当該資格や専門職に関連する大学・大学院等における教育について検討する団体や組織が存在しますか。【 】欄に○をつけてください。ある場合には、その名称をご記入下さい（複数記載可）。

【 】 0. ない

【 】 1. ある

例：〇〇学会。〇〇教価機構。

問6 学会や大学団体との連携関係

貴団体は学会や大学・大学団体などと、協定などの組織的な連携を有していますか。【 】欄に○をつけてください。ある場合には、その団体名をご記入下さい（複数記載可）。

【 】 0. ない

【 】 1. ある

例：〇〇学会。〇〇大学。〇〇大学コンソーシアム。

問7 教育の質保証活動の実施有無

貴団体あるいは問5で回答した関連団体では、大学・大学院等の教育の質保証にかかわる以下の(7-1)～(7-7)の取り組みを行っていますか。過去10年程度の間で行ったものがあれば、【 】欄に○をつけてください（複数選択可）。

(7-1) 当該資格や専門職人材に望まれる能力（知識・スキル・態度など）の明文化

- 1. 自団体で作成した（改訂を含む。以下同じ）。
- 2. 自団体で今後の作成を検討中である。
- 3. 日本学術会議の「教育課程編成上の参照基準」に当該分野を含むものがある
→参照基準の分野名：
- 4. 関連団体で作成した。
- 5. 関連団体で今後、作成を検討中である。
- 6. その他（下の欄に具体的にお書き下さい）。
- 99. 取り組みはない。

作成した文書に名称があれば、その情報を以下にご記入ください（3.を除く）。また、それが教育されるべき学位課程が定まっていれば、その番号を続けてご記入ください。

学位課程の番号：①学士 ②修士 ③博士 ④専門職学位 ⑤短大・高専 ⑥専門学校 ⑦該当なし

例：『〇〇職に必要な能力について』2014年 <①、②>

(7-2) 大学・大学院等の教育のためのモデルカリキュラムの策定（典型的な授業科目構成の例示等）

- 1. 自団体で作成した。
- 2. 自団体で今後の作成を検討中である。
- 3. 関連団体で作成した。
- 4. 関連団体で今後の作成を検討中である。
- 5. その他（下の欄に具体的にお書き下さい）。
- 99. 取り組みはない。

作成した文書に名称があれば、その情報を以下にご記入ください。また、カリキュラムの学位課程が定まっていれば、その番号を続けてご記入ください。

学位課程の番号：①学士 ②修士 ③博士 ④専門職学位 ⑤短大・高専 ⑥専門学校 ⑦該当なし

例：「〇〇分野の学士課程モデルカリキュラム」2014年 <①>

(7-3) 大学・大学院等における関連する教育課程の認定

- 1. 自団体が、教育課程を認定している。
- 2. 自団体が、教育課程の認定を今後実施することを検討中である。
- 3. 関連団体が、教育課程を認定している。
- 4. 関連団体が、教育課程の認定を今後実施することを検討中である。
- 5. その他（下の欄に具体的にお書き下さい）。
- 99. 取り組みはない。

認定活動の名称や概要を以下にご記入ください。また、認定対象の学位課程が定まっていれば、その番号を続けてご記入ください。

学位課程の番号：①学士 ②修士 ③博士 ④専門職学位 ⑤短大・高専 ⑥専門学校 ⑦該当なし

例：資格授与の条件となる教育課程の認定を行っており、これまで30大学の〇〇学科の学士課程を認定している <①>

(7-4) 大学・大学院等における関連する教育課程の評価（教育課程の認定(7-3)を目的としない外部評価など）

- 1. 自団体が、教育課程の評価を実施している。
- 2. 自団体が、教育課程の評価を今後実施することを検討中である。
- 3. 専門職大学院認証評価機関が、教育課程の評価を実施している。
→分野名： _____
- 4. 関連団体が、教育課程の評価を実施している。
- 5. 関連団体が、教育課程の評価を今後実施することを検討中である。
- 6. その他（下の欄に具体的にお書き下さい）。
- 99. 取り組みはない。

評価活動の名称や概略を以下にご記入ください。また、評価対象の学位課程が定まっていれば、その番号を続けてご記入ください。

学位課程の番号：①学士 ②修士 ③博士 ④専門職学位 ⑤短大・高専 ⑥専門学校 ⑦該当なし

例：〇〇分野評価事業 <①、②>

(7-5) 大学・大学院等における関連する教育の改善のための取り組み

- 1. 自団体が、教育改善のために大学等へ資金提供を行っている。
- 2. 自団体において、教育改善のためのプロジェクトを実施している。
- 3. 自団体において、何らかの教育改善の取り組みの今後の実施を検討中。
- 4. 関連団体が、教育改善のために大学等へ資金提供を行っている。
- 5. 関連団体において、教育改善のためのプロジェクトを実施している。
- 6. 関連団体において、何らかの教育改善の取り組みの今後の実施を検討中。
- 7. その他（下の欄に具体的にお書き下さい）。
- 99. 取り組みはない。

教育改善の事業名称や概略を以下にご記入ください。また、対象とする学位課程が定まっていれば、その番号を続けてご記入ください。

学位課程の番号：①学士 ②修士 ③博士 ④専門職学位 ⑤短大・高専 ⑥専門学校 ⑦該当なし

例：○○教育の実習方法開発に関する共同プロジェクト <①、②>

(7-6) 大学・大学院等の教育への要請や要望の表明

- 1. 自団体が、要請や要望を表明した。
- 2. 自団体が、要請や要望の表明を今後実施することを検討中である。
- 3. 関連団体が、要請や要望を表明した。
- 4. 関連団体が、要請や要望の表明を今後実施することを検討中である。
- 5. その他（下の欄に具体的にお書き下さい）。
- 99. 取り組みはない。

文章の名称があれば以下にご記入ください。また、対象の学位課程が定まっていれば、その番号を続けてご記入ください。

学位課程の番号：①学士 ②修士 ③博士 ④専門職学位 ⑤短大・高専 ⑥専門学校 ⑦該当なし

例：○○教育のあり方に関する提言書<①>

(7-7) その他

その他に大学・大学院等の教育の質保証や改善に関連する貴団体あるいは関連団体での取り組みがあれば、以下にご記入ください。

問8 上記の取り組みを実施するに至った背景について

上記の(7-1)～(7-7)の中で実施している・実施を検討中と回答した取り組みについて、実施の背景や理由がありましたら、以下にご記入ください。

(取組によって異なる場合は、「(7-1)については～」などの形式でお答えください)

問9 海外の対応する資格・専門職団体での質保証活動の実施有無

上記の問7に挙げた活動(以下に再掲)について、海外の対応する資格・専門職団体において実施していることをご存じのものがありましたら、お分かりになる範囲で、以下にその内容をご記入ください。

【実施している取組の番号】

- 1. 当該分野で育成する人材に望まれる能力の明文化
- 2. モデルカリキュラムの策定
- 3. 教育課程の認定
- 4. 教育課程の評価
- 5. 教育改善のための取り組み
- 6. 大学・大学院等教育への要請・要望の表明
- 7. その他

【学位課程の番号】

- ①学士 ②修士 ③博士 ④専門職学位 ⑤短大・高専 ⑥専門学校 ⑦該当なし

実施している取組の番号	海外の団体などの名称	学位レベル	取組の名称や概略
例:1	Professional Association of	①	Descriptors for Bachelor of ...

▼ 「7.その他」を含む場合に、下の欄に具体的にご記入下さい。

教育の質保証に関する必要性の認識や障害について

問10 質保証の必要性や留意点の認識

貴団体では次にあげる項目について、どのようにお考えですか。下記の1～5点まで当てはまる点数をご記入ください。

1	—	2	—	3	—	4	—	5
全く当てはまらない (団体の置かれた状況と全く異なっていたり、関連した議論が団体内でほとんど行われない)				どちらとも言えない				とてもよく当てはまる (団体の置かれた状況によく当てはまっていたり、関連した議論が団体内で頻繁に行われている)

		回答の 番号
職業との 関係	1. 当該資格は、対応する分野の大学等の卒業生が <u>職業につくための能力証明として重要</u> である。	
	2. 当該資格や専門職が関連する業種・職種では、 <u>職業人が国内で転職をすることが多い</u> ために、分野固有の資格や能力証明が重要である。	
	3. 当該資格や専門職が関連する業種・職種では、 <u>卒業後の職業人が海外にて業務を行うことが多い</u> ために、分野固有の資格や能力証明が重要である。	
	4. 当該分野では、卒業後の職業人が <u>海外にて業務を行うことが多い</u> ために、 <u>教育内容の国際的共通性が求められている</u> 。	
国際通 用性	5. 対応する海外の資格等の中で、 <u>資格授与試験などで求める内容を整合させることが重要</u> である。	
教育との 関係	6. 当該資格や専門職に必要な能力の教育は、 <u>大学・大学院等の高等教育機関で行うことが重要</u> である。	
	7. 当該資格や専門職に必要な能力の育成は、 <u>就職後の職務経験などが重要</u> である。	
	8. 当該資格や専門職の領域は、特定の <u>学問分野に固有の知識・技能・態度を身につけさせる教育が重要</u> である。	
	9. 当該資格や専門職の領域は、分野固有の能力だけでなく、 <u>分野横断的なジェネリックスキル</u> （コミュニケーション能力や思考力など）が重要である。	
	10. 当該資格や専門職に必要な <u>教育内容の明確化や保証を行う必要がある</u> 。	
	11. 当該資格や専門職についての教育は、大学・大学院等の教育内容の <u>多様性を尊重して</u> 、質保証によって教育内容が標準化することを避けるべき。	
	12. 当該資格や専門職の領域は <u>発展段階</u> にあり、大学・大学院等での標準的な教育内容を設定することは現段階では難しい。	
	13. 当該資格や専門職の領域は、関連する他分野を含めた <u>学際的な教育が重要</u> である。	

問11 関連する分野の教育の質保証についてのご意見

大学・大学院等における貴団体に関連する教育の質保証について、その必要性の有無、誰が担うべきか、取り組み実施の是非、実施のうえでの留意点など、ご意見がございましたら、自由にご記入ください。



問12 質保証実施に際しての障害の有無

貴団体において今後、大学・大学院等における教育の質保証に関する取り組みを行う必要性が認識されている場合に、何らかの障害があって実施しにくいということがありますか。以下に自由にご記入ください。



質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

4. 国内の分野別質保証実施団体等に対するヒアリング調査

結果

蝶慎一、林隆之、武市正人（大学評価・学位授与機構）

本章では、分野別質保証の取り組みに関わる機関に対してヒアリング調査を実施した結果の概要を整理する。

4.1 ヒアリング調査対象

表1の通り、2015年10月から2016年3月までにヒアリング調査を8件実施した（なお、『中間報告』までに5件実施）。順にあげると、一般社団法人日本医学教育評価機構（JACME）、独立行政法人労働政策研究・研修機構（JILPT）、公益社団法人日本技術者教育認定機構（JABEE）、國學院大學 宗教文化教育推進センター（CERC）、一般財団法人全国大学実務教育協会（JAUCB）、一般社団法人薬学教育評価機構（JABPE）、一般社団法人日本統計学会（JSS）、公益社団法人日本地理学会（AJG）、である。

表1 調査機関名と調査日

調査機関名	調査年月日
一般社団法人日本医学教育評価機構（JACME）	2015年10月13日
独立行政法人労働政策研究・研修機構（JILPT）	2015年10月14日
公益社団法人日本技術者教育認定機構（JABEE）	2015年12月2日
國學院大學 宗教文化教育推進センター（CERC）	2015年12月24日
一般財団法人全国大学実務教育協会（JAUCB）	2016年1月12日
一般社団法人薬学教育評価機構（JABPE）	2016年3月7日
一般社団法人日本統計学会（JSS）	2016年3月8日
公益社団法人日本地理学会（AJG）	2016年3月10日

（注）2016年3月29日現在。括弧内は、各機関が公表している英語名の略称。

各調査機関を整理すると、一般社団法人日本医学教育評価機構（以下、2.）、公益社団法人日本技術者教育認定機構（3.）、一般社団法人薬学教育評価機構（4.）の3機関は、既に分野別質保証の活動を積極的に推進してきた（し始めいる）機関である。続いて、学協会による（独自の）資格の観点から、まず日本宗教学会及び「宗教と社会」学会が、「宗教文化士」という2学会による両学会が授与する資格を創設し、運用している事例を調査するために國學院大學 宗教文化教育推進センター（5.）に伺った。さらに、日本統計学会の「統

計検定」(6.)、日本地理学会による「地域調査士」及び「専門地域調査士」、「GIS 学術士」という独自資格の実態を聞き取り調査した(7.)。大学教育に広く関わる資格を多数出している一般財団法人全国大学実務教育協会も訪問し、その動向を把握した(8.)。加えて、日本における(分野別の)資格一般の動向と職業との関係を整理するべく、独立行政法人労働政策研究・研修機構を訪問した(9.)。

終わりに、ヒアリング調査から得た含意、論点を簡潔にまとめる(10.)。

4.2 一般社団法人日本医学教育評価機構（JACME）

日時：2015年10月13日（火）15:30～17:30

場所：大学評価・学位授与機構（小平本館）

対応者：奈良信雄（順天堂大学特任教授、前・東京医科歯科大学教授）

訪問者：武市正人（大学評価・学位授与機構）、林隆之（大学評価・学位授与機構）

訪問調査の結果概要

（1）我が国の医学教育の分野別質保証の背景と取り組み状況

医学教育の分野別質保証は、米国において、海外（特に、カリブ海諸国）から流入する医師の質が一定ではないとの危機感から、2010年、ECFMG（Educational Commission for Foreign Medical Graduate）が質保証を受けた医学部生以外に USMLE（The United States Medical Licensing Examination）の受験資格を与えないとしたことに端を発する。

日本では、全国医学部長病院長会議の中に、医学教育の質保証検討委員会を設置し、文部科学省のGPで、平成24年度から平成28年度にかけてこの制度設計に関する調査研究を実施している。10年以上前からこうした質保証を実施している、韓国、台湾等との交流も行ってきた。

現在は、トライアルの段階であり2013年12月から外部評価として実地調査を実施している。大学側による自己点検、8から10名の評価委員によるレビュー、5日間の実地調査を行うものであり、これまで新潟大学を皮切りに、東京医科歯科大学、東京慈恵会医科大学、千葉大学、東京大学、富山大学で実施しており、最終の平成28年度は、5、6校を予定している。

国際的な基準として、世界医学教育連盟（WFME：World Federation for Medical Education）のグローバルスタンダードがある（2003年に制定、2012年改訂された現在唯一の医学分野別認証の国際基準）。これは、9の領域（例えば、教育プログラム、学生評価、教育資源等）と下位36領域（日本ではほとんど実施している）で構成されている。これらの基準には、医学であれば満たしていなければならない基準と、なるべくなら満たして欲しい基準が含まれている。この基準は全世界的に使われているという認識があり、それで米国でも活用されている実態がある。

今後は、日本では、「日本医学教育評価機構（Japan Accreditation Council for Medical Education：JACME）」をつくって、世界医学教育連盟の認定を目指すことになっている。

（2）世界医学教育連盟について

世界医学教育連盟は、WHOの傘下にある組織で、拠点はフランスにある。会長は、デイビット・ゴードン（David Gordon）氏である。国際機関であるが、基準を作成する際は6カ国の支部から委員が集まる決定機関がある。資金繰りはWHOのみでは不十分で、先の

ECFMG も出資している。

(3) 「日本医学教育評価機構 (JACME)」 と学協会との関係について

国際的に認められる必要条件是、①国際基準に基づいて評価をしていること、②公的な認証評価であること (政府、及び／あるいは、全医学部に認知されること)、の2点である。

「日本医学教育評価機構」は、一般社団法人で全国医学部長病院長会議にバックアップされる。資金は、会費を全医学部から年間 100 万円、受審ごとに 350 万円程度である。国からの助成はない。組織体制は理事を置き、下部に評価する部会、管理運営の部会等の委員会を持ち場をもつ。更に、日本医師会が賛助会員や理事となる。個別の学会は入会せず、医学会連合にまとめられる。また、日本医学教育学会から医学教育を専門にしている者を評価委員として、賛助会員になってもらうことになっている。当て職の理事であるが、理事としての参加をしてもらうこととしている。

(4) 「トライアル認証評価」の実態と課題

「トライアル評価」において実施の意義については、各医学部が意識を改革し、新しい教育を行う機運が盛り上がること、また、この評価を受けていないことが受験生に目立つ、あるいは、社会的なペナルティーになるという説明をしており、大学はそれで納得される。大学側と評価側のとの間で基準の解釈のズレは現在のところ見受けられない。

4泊5日の行程による負担が大きいことが課題である。2023年までに国公立 80校あり、評価委員 (基本的に医学部長、教育委員長、医学教育の専門家等) の増員が必要である。評価委員については、2年後に正式に立ち上がる際に認定書を発行する予定である。また、資金と基準作りが課題である。特に作成する当該基準が国際的に通用するか否かが重要である。

学生が評価委員に入ることは、日本では現在はない。米国の医学教育評価組織である LCME (Liaison Committee on Medical Education) で調査した際は、学生代表が入っており、活発に議論が行われた。WFME では、学生が入ることは特段ない。

(5) 「モデルコアカリキュラム」 との関係について

「モデルコアカリキュラム」を導入することで、かえって分野別質保証による教育内容の標準化が大学の多様性を損なうことが懸念されることがあるが、「モデルコアカリキュラム」の3分の1は自由で、各大学に対して独創性や特色の伸長を強調できる。加えて、大学側の自己点検の際にこの独創性や特色を書かせることにしている。たとえば、地域医療を重視する大学では、評価委員もそれを後押しするようなことを想定している。「モデルコアカリキュラム」は、WFMEの基準とは必ずしもパラレルではないが、大筋で合致している。国際的なものがなく、日本独自に作成しているのが現状である。

(6) 認証評価、国立大学法人評価との関係づけについて

法人評価のように段階判定につながるような情報として、適合、部分的適合、不適合の3段階の基準ごとに評価し、オール適合なら優れていることになり、不適合が多くなれば良くないとされる。

分野別評価を受けた大学は、期間別評価で認められるという形になると、受審大学の負担は少なくなる。とりわけ医科大学は単科大学であるため、負担が減ると思われる。

(7) 学会等による分野別質保証の事例について

日本薬学会が顕著である。「薬学教育評価機構」が2、3年前から、専門分野別の評価を実施しているので好事例である。一方で歯学は、医学に比べるとまだ進んでいない。

(8) 学生に到達水準を測る方法はあるかについて（医師国家試験を除く。）

卒業試験があり、「知識試験」と「技能試験」で構成されている。「技能試験」は、すべての大学ではなく半数程度で実施している。卒業試験は臨床試験が終わった後に行われ、通らなければ国家試験を受験する資格がないことになっている。「技能試験」では、模擬患者の面接が評価される。ただし、各大学によって水準は多様で標準化されていない。慶應義塾大学や大阪大学のようにすでにやめている大学もある。共用試験は臨床実習の入門ですべて共通になっており、現在は全国医学部長病院長会議に設けた最低点をクリアするように標準化されている。

医師養成の国際的な動きに関して、中国からの流入が増加する場合、厚生労働省実施の日本語能力調査、国家試験を受験し、合格すれば医師となる。韓国、台湾、イギリスからも来ている。最近では、ハンガリーに行って医師免許を取るケースが増加しており、国家試験の前に質保証できる点から利用促進のアイデアもある一方、日本の医学部に入れないう学生がハンガリーで医師になるケースが発生することも考えられる。

4.3 公益社団法人日本技術者教育認定機構（JABEE）

日時：2015年12月2日（水）15:00～16:30

場所：日本技術者教育認定機構

対応者：木村孟（日本技術者教育認定機構顧問・前会長、大学評価・学位授与機構・元機構長）、青島泰之専務理事、鈴木様

訪問者：武市正人（大学評価・学位授与機構）、林隆之（大学評価・学位授与機構）、志津野雅人（大学評価・学位授与機構）

訪問調査の結果概要

（1）JABEEの全体概要について

JABEE（Japan Accreditation Board for Engineering Education）は、1999年の設立で2001年から認定を開始した。日本国内に限定して認定を行えば「ガラパゴス化」することによって当初から国際的な通用性を考え、「ワシントン協定」という唯一の共同プログラムを認定している世界的な枠組みでエンジニアリングの枠組みに加入することを目指して2005年に正式に加盟している。その3年後、ITコンピュータ科学の枠組みである「ソウルアコード」ができJABEEは最初からメンバーで入っている。2009年には、建築のデザイン関係で「UNESCO-UIA」という仕組みができ、加盟している。コンピュータ科学は工学とは別の分野、建築はどちらかと言えば芸術の分野に入っていることが多い（後述するように日本では、これらの定義を広げて「技術者」として認定している。）。JABEEが認定している構成として、エンジニアリング系学士課程及び修士課程プログラム、情報処理系学士課程、建築系学士・修士課程の一貫した6年間のプログラムがある。

現在のJABEEの収入源は、国からの補助金は全く受けていないために9割がた「認定料（審査料）」である。「正会員」から1,000万円、「賛助会員」から700万円、それに対して「審査料」は1億3,200万円である。ただ、認定料は認定のある数によって年毎に変動するため、全会員から毎年10万円を予算維持として「維持料」を集めている。

JABEEの正式メンバーは、学協会でなければ入れない。そのほかに、賛助会員として経団連が声を掛けてくれて56の会員があり、その会員により年会費として10～50万円程の金額を出してくれたおかげで当初はそれで活動していた。現在もなお、24の企業等がサポートしてくれている。このほかに、文部科学省及び経済産業省がプロジェクトベースで、例えば、海外に調査に出かける際に1,000～2,000万円程度の支給を受けて海外の教育認定制度を学び、持ち帰って来たという背景もある。学協会や産業界が支援した背景には、大学のエンジニアリングの教育レベルが世界から見ると本当に遅れていることが先生方や企業人が持っていたことがあげられる。加えて、当初のJABEE設立委員であった大橋秀雄先生（2代会長）、吉川弘之先生（初代会長）、木村孟先生（3代会長）らが、日本のエンジニアリングの教育のプレゼンスをしっかりとしようと非常に熱心であったことがあげられる。

1999年に設立し、2005年、2006年には世界的な取り組みのレベルになっていることから早くも早かったと言えよう。14年間で累計486プログラムが認定されているが、途中でやめる学科や統合されるなどして2割くらいが変動する。

JABEEの理事会は25名で構成され、うち16名の理事が土木学会、光学会、建築学会等の学会から出ており、残りの9名が会長のいわば一本釣りをお願いして集まっていた。加えて、さまざまな委員会（コミッティー）があり、そこに参画している先生方、産業人が140名である。彼らはボランティアで謝金無しである。このほかにJABEEに関する各分野、各学協会の中にJABEEの委員会があり、そこに200名の先生方がいる。彼らもボランティアで謝金無しである。最後に最も規模が大きく、毎年巨大な資金をかけているのが審査員で、500名をプールしている。年間100～130を認定するためには、一次審査に対して大体3人くらい審査員を付けるために300人の審査員を用意する必要がある。この審査も宿泊費、交通費、弁当代等が出るが基本的にはボランティア、無報酬である。ワシントン協定に加盟している国では、これは技術者の義務であるとしている。一方で、審査員の養成には少なくない費用を要することも事実で、「審査員研修会」を開催している。また、認定機関にとって審査員の信用は大変重要なので、海外の認定団体とMOU（Memorandum of Understanding、了解覚書）を結んで実施している。

「技術士」の試験についてであるが、通常では1次試験、4～7年の実地の仕事をして2次試験を受けて通ると「技術士」になれる。JABEEの場合には、修了生は技術試験、1次試験を受けなくて「修習技術者」というレベルになることになっている。何度も受験可能で、合格率は低い（2次試験の合格率は、20数パーセント弱にとどまっている）。JABEEの平均年齢は28歳で若い。海外では、認定された教育プログラムの修了生でなければ「技術士」の試験を受験することができないのが主流になっている。大学評価・学位授与機構側としては、評価全般を考えると、学位をどのように見るのかということと関係がある認識している。

（2）ワシントン協定をめぐる動向、状況について

「ワシントン協定（Washington Accord）」は、1989年、英国、豪国、ニュージーランド、アイルランド、米国、カナダの団体によって設立され、同じ考え方で技術者教育の認定を行っている。「ワシントン協定」の加盟をめぐる動きを整理すると、香港と南アフリカは非常に早い時点で加盟した。この2か国は英語圏であり、英国の影響も受けていたので文化的にも非常になじみやすかったことが背景にあった。日本は非英語圏で初めての加入であった。その後、アジア圏の国、シンガポール、台湾、大韓民国が相次いで加入していくことになる。一方で、中国は、基準等の不備で暫定加盟のままで正式加盟は1年カウント待ちとなっている。

（3）「技術士」の資格における国際的な通用性（同等性）について

「技術士」の国際的な通用性、同等性を確保するには、ワシントン協定に加盟することが必要である。国際的な「技術士」の集まりである **International Professional Engineers Agreement** というものがあり、ある国の「技術士」が **International Professional Engineers Agreement** に入るには、その国に教育の認定団体があって、かつワシントン協定に加盟していなければならないとする「縛り」がある。

モビリティの観点から考えると、「技術士」の資格が他の国でも同等に扱われることが課題として出てくる。ただし容易なことではなく、例えば異なる国においては、ワシントン協定に認定されている団体のプログラムの修了生は、他国に行ってもその国の修了生と同等の扱いが受けられるように努めなさいということになる。最終的に「技術士」が国を超えて仕事ができるには、その国どうしの条約がないとできない。例えば、香港で日本の企業が道路をつくる場合、当然香港の技術士を持っていないと図面が描けないのである。更には、入札応募資格がない。JABEE の修了生であれば門前払いを食うことはない。

(4) 分野別質保証の動向について

JABEE の次には、「薬学教育評価機構」である。認定を開始して 3 年になる。医学では、カナダが 2023 年に向けて MOU を結びながらそれぞれの国の医学の教育認定を受けた人でないと医者になれないように進めている。ただ、こうした先進的な分野は職業と結びついている教育が展開されている分野であり、例えば数学、物理、社会科学系はそういった職業もない。したがって、教育の認定というニーズがなく、難しい。言い換えれば、職業と結びつかなければ定着は難しいということである。職業と結びつけることができない分野は、学位の取得、プログラム評価としての教育の成果をどうするのが課題であろう。工学関係では、工学教育、技術教育等に関する委員会を学会それ自体が持っている。委員会の中で教育のプログラムをグレードアップしようという動きが出てきて熱い議論が交わされている。こうした分野では、一般に学会が頑張ってくれている。

(5) 諸外国の動向について—欧州を中心に

ヨーロッパには、「**European Network Accreditation of Engineering Education (ENAE)**」という組織に、「**EUR-ACE®**」という仕組み、プロジェクトがある。各国、認定団体が認定したものに「**EUR-ACE®**」というラベルを付すものである。昨年 (2014 年) 時点で 1,600 のプログラムが 300 の大学にわたって 21 の国で認定されている。「**EUR-ACE®**」は、学士よりも修士、あるいは学士及び修士の両方がメインである。

4.4 一般社団法人薬学教育評価機構（JABPE）

日時：2016年3月7日（月）14:00～16:00

場所：日本薬学会長井記念館

対応者：戸部做事務局長（薬学教育評価機構）、関係者数名

訪問者：林隆之（大学評価・学位授与機構）、蝶慎一（大学評価・学位授与機構）

訪問調査の結果概要

（1）これまでの取り組みに至った経緯、背景

「薬学教育評価機構」が薬学教育に係る取り組み及び評価を開始した経緯として、薬学教育の6年制が認められた際に出された、国会における3つの付帯決議がある。この付帯決議は、第1に実務実習を充実させること、第2に（医学部が実施しているような）共用試験を実施すること、第3に第三者的に薬学教育のプログラムを評価できる体制を整えること、である。

国会で問われた点は、従来の薬学部（教育）の4年制を「6年制」にしなければならない理由であり、社会に納得してもらう必要があったからである。特に、私立の薬科大学が授業料収入を増加させるために6年制にすることを希望しているのではないかと、という噂が立った程である。平成20年12月に一般社団法人としての「薬学教育評価機構」が立ち上がることになった。なお、薬学教育評価機構の設立母体は、薬学会ではなく全国の薬系学長・学部長会議である。

（2）実施体制と評価方法、費用

歴史的に日本の大学は評価を受ける「文化」がなく、機関別評価以外は実施してこなかった。平成19年に一応の基準を提示し、平成23年に微小な修正を加えて、平成24年に自己点検を行い、平成25年に本格的に開始した。評価方法は、会員である74大学がピアレビューによって実施している。

薬学教育で実習先の確保は重要な事項である。74大学が平等に機会均等に実習を受けられる場として、「薬学教育協議会」の中に「調整機構」という組織をつくり、実習先の割り振りを行っている。全国を8ブロックに分けており、関西地方であれば、全て「調整機構」が割り振りを行っている。国立大学の薬学部は定員が少ないために、自身の大学附属病院で行えるが、私立大学では定員が多いため「調整機構」で工夫している。

第三者評価の実施状況に係る事項については、これまで評価を受けた中で「評価継続」となった大学は、平成25年に1大学、平成26年に1大学の計2大学ある。「評価継続」とは、3年以内に重大な問題点を改善することを要求され、それまでは適合認定しない、というものである。なお、「不適」は出されたことがない。

費用面は、1大学あたり300万円（税別）で、トライアル評価を3大学で実施した際に訪問調査に係る交通費、宿泊費など要する費用を割り算して算出している。最初の3大学では赤字だが、平成27年度の13大学を実施する際に余剰が出ることを見込んでいる。審査料は300万円で、年会費は80万円になっている。

（3）海外関連機関との関係、薬剤師資格に係る問題

海外の関連機関と正式な連携を進めたことはない。ただし、最近も韓国が分野別質保証を実施したいということで、非公式な段階ではあるが韓国側からインタビューを受けている。薬学教育評価機構の組織や委員が講演等に出向くなどの程度に留まっている。

日本の薬剤師免許については、海外でそのまま通用、適用することはない。最も多い問題は、Ph.D.（博士号）をどうするのかという学位の問題がある。プロフェッショナル・ディグリーを認めるか否か、アカデミック・ディグリーをどう考えるか議論が起こっている。米国には、ACPEという薬学（教育）を評価する組織があり、厳密に展開おり、評価結果の如何では、州単位の薬剤師資格試験の受験の可否にまで影響する仕組みが取られている。

（4）教育の質保証上の効果の認識

薬剤師という国家資格を国内の他資格と比較すると、医学、歯学、薬学、獣医学の4つに大学自体の教育に国家試験の受験資格が付与されている。したがって、大学自体の教育内容も内実を伴う必要性が出てくる。ただし、文系の分野ではほとんど該当せず、コアカリキュラムを求める動きにはなれば反対（懸念）する動きまでもある。例えば法学部で、憲法が専門の先生と刑法が専門の先生とで教える内容に相違が見られたとしてもあり得ることだが、評価者と大学との間で求める科目とそうでない科目でずれが生じる場合がある。

薬学部の場合は、実習が大きな要素を占めるが、実習の評価をする場合には実習の質を見る必要がある。薬学（部）は、自身で実習施設を有していないことから、大学に様々希望があってもその難しさを抱えている。2.5ヶ月ずつ、11週を薬局と病院で行う。薬局と病院に大学からお願いをして実習を展開してもらっている負い目は大きい。ただ同時に、薬局等の現場の薬剤師が勤務するところで実習をお願いすることにより、現場の啓蒙とボトムアップにもなる。

4年制の薬学教育は原則対象外である。今が過渡期（平成29年までは4年制を出て、修士課程を修了して病院実習等の諸条件をクリアした場合は、薬剤師の受験資格を付与する仕組みがある。）であるとしているが、例えば東京大学の薬学部は、薬学部生の約9割は4年制である。これは、東京大学では薬学研究者を志望する学生が多いからである。なお、薬学教育評価機構のホームページには、4年制も自己点検評価を実施するように啓蒙している。

また、薬学会の中に教育を扱う「教育委員会」が設置されている。「モデル・コアカリキュラム」は「教育委員会」が作らざるを得ない歴史的な背景があったことも起因する。私

立薬学科協会が私立大学のモデル・コアカリキュラムを、国公立は他のモデル・コアカリキュラムを、となりそうで薬学会が統一するためにまとめ役をかって出た。医学会には、医学教育学会が別にあるが、薬学会にはこの8月に薬学教育学会が正式に発足になる。

(5) 認識されている課題

日本の大学全体が未だ「評価」されるという「文化」に慣れておらず、薬学教育評価機構による（最低の）評価基準をクリアしたいという感覚になっている。「基準」では、カリキュラムマップの作成など高度な内容を求めたためか、「目指すだけ」になっている面もある。「あれは憲法」という言葉に象徴的だが、自己点検する姿勢をさらに作っていくことが課題である。

平成31年までで第1サイクルが終了し、平成32年から第2サイクルが開始される。次のサイクルに向けた「基準・要綱の見直し」を2015年秋口から始めている。薬剤師（薬学）教育で求められる「アウトカムの測定、評価」をいかにして実施するのかという点が今後重要になってくる。薬学教育では、前述の共用試験、薬剤師の資格があり、アウトカムの重要な一要素になるが、他方で全人教育としてのアウトカムを捉えることも重視している。問題解決学習におけるアウトカムの測定、評価は特に難しい。

更に、「コアカリキュラム」との関係である。コアカリキュラムがあると、独自性を出すことが難しくなるのではないかという懸念がある。たとえコアカリキュラムがあったとしても各大学が重視する内容に多少の差異はあり得、一定の必要条件を担保するものとして位置付けられる。別の観点からは、同じ一つの教育内容を教える際も時間のかけ方一つを取っても教員の裁量といえる。学習方法を独自にすることも可能であり、各大学の独自性を出すことは困難ではない。

(6) 他の分野で第三者評価を導入していく場合への含意

獣医学では、「外圧」なくして分野別質保証の取り組みを展開しており参考になる点がある。他には、看護学も自らで取り組みを進めているが、薬学教育評価機構の74大学と比較して、200以上の大学が会員になっていること、また4年制と専門学校のダブルスタンダードになっている状況がある。

(7) 機関（大学）単位の評価と、評価結果の参照や基準の摺合せなどいかに連携させていくべきか

薬学部は薬剤師、医学部は医師と、出口が決まっており、したがってコアカリキュラムや教育の目標も作りやすい。JABEEは工学分野として分野別の「基準」だが、例えばそれを電子工学、機械工学に限定する場合は非常に難しくなる。理学部、農学部でも難しい面がある。文系の学問分野になれば更に困難である。

「一体その学部はアウトプットを、何を考えているのですか」という問いに、薬学部な

どの「命を預かるプロフェッショナルを育成する」学部は応えやすい。アウトカムがほかの学問分野よりも明確であり、質の担保がし易い。薬剤師という一つの試験、資格に収斂できることも薬学の学問分野の特徴である。

【参考資料】「6年制」における「薬学教育」の概要

『薬学教育（6年制）第三者評価 評価基準』

教育研究上の目的

- 1 教育研究上の目的

薬学教育カリキュラム

- 2 カリキュラム編成
- 3 医療人教育の基本的内容
 - (3-1) ヒューマニズム教育・医療倫理教育
 - (3-2) 教養教育・語学教育
 - (3-3) 薬学専門教育の実施に向けた準備教育
 - (3-4) 医療安全教育
 - (3-5) 生涯学習の意欲醸成
- 4 薬学専門教育の内容
 - (4-1) 薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した教育内容
 - (4-2) 大学独自の薬学専門教育の内容
- 5 実務実習
 - (5-1) 実務実習事前学習
 - (5-2) 薬学共用試験
 - (5-3) 病院・薬局実習
- 6 問題解決能力の醸成のための教育
 - (6-1) 卒業研究
 - (6-2) 問題解決型学習

学生

- 7 学生の受入
- 8 成績評価・進級・学士課程修了認定
 - (8-1) 成績評価
 - (8-2) 進級
 - (8-3) 学士課程修了認定
- 9 学生の支援

- (9-1) 修学支援体制
- (9-2) 安全・安心への配慮

教員組織・職員組織

- 10 教員組織・職員組織
 - (10-1) 教員組織
 - (10-2) 教育研究活動
 - (10-3) 職員組織

学習環境

- 11 学習環境

外部対応

- 12 社会との連携

点検

- 13 自己点検・評価

(詳細は、<http://www.jabpe.or.jp>)

(出所) 一般社団法人薬学教育評価機構『私たちは評価を通じて、質の高い薬剤師の養成に貢献します (パンフレット)』(平成 24 年 6 月)、09 頁を参照。

【参考文献・資料】

- ・一般社団法人薬学教育評価機構「私たちは評価を通じて、質の高い薬剤師の養成に貢献します (パンフレット)」(平成 24 年 6 月発行)。
- ・一般社団法人薬学教育評価機構 (<http://www.jabpe.or.jp>、2016 年 3 月 29 日確認)

以上

4.5 國學院大學 宗教文化教育推進センター (CERC)

日時：2015年12月24日(木) 14:00～16:00

場所：國學院大學渋谷キャンパス 宗教文化教育推進センター

対応者：井上順孝 神道文化学部教授(國學院大學)

訪問者：林隆之(大学評価・学位授与機構)、蝶慎一(大学評価・学位授与機構)

訪問調査の結果概要

(1) 「宗教文化士」の発足経緯について

国内で1990年から6年間、1996年からは國學院大學日本語科研究所の宗教教育の国際比較プロジェクトが6年間行われ、「宗教文化教育」(「宗派教育」とは全く別物である。「宗教情操教育」とも一線を画する。)であれば学生を育てる際に必要な知識ともの見方が与えられるのではないかという結論を出した。2006年の教育基本法改正に伴い、この「宗教文化教育」を積極的に推進することになった。その後、2008年から2010年までの3年間、科学研究費補助金(基盤研究(A)「大学における宗教文化教育の実質化を図るシステムの構築」)を、星野英紀大正大学学長(当時)を研究代表者にして採った。この科研費では、「宗教文化教育」にはどのような問題や課題があるのかを検討することになった。そのなかで、宗教学の今後を考える人の加入状況から考えて、2つの全国学会(日本宗教学会、「宗教と社会」学会)を連携機関とすることが望ましいということになった。立ち上げた任意団体、「宗教文化教育推進センター」が2011年1月に國學院大學内に発足した。最も採算が合わないことをしているが、同大学日本語科研究所の1室を「センター」用として場所を提供する形になっている。そのほか、ボランティアになっている諸活動が多々含まれている。

(2) 「宗教文化士」の資格取得について

単なる知識のみを問う「検定」にするのではなく、学会がサポートする枠組みを作っていることが特色である。海外に類似の取り組みがありそれを参考にしたわけではない。各大学で関連する授業科目の16単位を履修し、記述式と記号選択式の試験を受験して合格すれば「宗教文化士」となる。必要な単位数や科目には、学生の履修面での負担や開講科目数の観点から議論があった。現在は「宗教文化士」の試験に必要な科目は、「宗教文化教育推進センター」が決めている。合格率は、約50～70%で推移している。難しすぎても簡単すぎても、学生のインセンティブにはよくないので調整している。

日本社会には「宗教」に対しマイナスなイメージがあるのだが、「宗教」に「文化」を付けて「宗教文化」とするだけで途端に雰囲気が変わってくる。これは企業からしても同様である。また、「宗教文化士」という資格を与えることで、学生自らが日頃から何を学ばなければならないのかが分かることも大きな狙いになっている。単位を取って卒業するだけな

く、宗教系の学会がサポートしている「資格」を取れば、学生にとっての社会的なプレゼンスも高まる。「宗教文化士」の資格取得者は、特に私立大学の学部にいると広報効果が期待できる。留学生でも取得した者がいる。5年間の有効期間で、再来年度には初めて更新者が出て来るが、eラーニングやレポートを課し、いくつかの選択肢を合わせて3ポイント提出すれば、更新に合わせて「上級宗教文化士」を認定して終身の資格にすることを想定している。その間、アフターケアとして宗教情報リサーチセンターと連携して、メルマガを年4回発行している。

(3) 「宗教文化士」とジェネリックスキルの関係について

「宗教文化士」は基本的には宗教学、宗教文化の知識を問うているが、ジェネリックスキルの育成という観点からすると、異文化理解、異なる価値観では宗教に勝るものはないと考える。例えば防衛省などで宗教問題に不案内な者がいるが、「宗教文化士」で育成される力は、例えば英語力とは異なる色彩を持ったジェネリックスキルになり得る。「宗教文化士」は、あくまでも副次専攻的な位置づけでいい。「宗教文化」の一定の知識があればその能力を活かせる機会があるはずである。外資系企業や公務員になる学生に学んで欲しいと思っている。ものの見方が広がり、どの職場でもいつかは役立つと期待している。来年度から1期生の追跡調査をしようと考えている。

(4) 「宗教文化士」試験の作問について

なお、試験問題の作成は、運営委員、連携委員の2種類あり、運営委員は上記の2つの学会から選出された委員が務めている。問題作成には毎回色々な先生方に依頼し、校閲委員を設け、最終的に試験委員が調整している。過去問題はすべて公表しており、現在までの400問余りのうちで200問くらいを良問として解説付きでポイントを知ってもらえるようにすることを検討している。作問委員の手当等は受験料の収入がほぼ充てられ、いわゆる儲けはない。

(5) 教員の教育への影響に関する具体例について

「宗教文化教育推進センター」に世界遺産のデータベースコーナーがあり、関係者が撮影してきた世界各地の世界遺産の画像はフリーに活用できるようになっている。個々の教員で画像を収集すると非常に時間がかかるので、共有することで時間を有効に使えるようになっている。また、映画も宗教史の理解を促す効果があり、どのDVDが使えるか情報共有、情報交換をしている。日本宗教学会の中に宗教関連の教育活動を扱う委員会がないので、その機能を持たせようとしている。

4.6 一般社団法人日本統計学会（JSS）

日時：2016年3月8日（火）10:30～12:00

場所：成蹊大学 11号館 5階 岩崎学研究室

対応者：岩崎学教授（成蹊大学理工学部、日本統計学会会長）

訪問者：林隆之（大学評価・学位授与機構）、蝶慎一（大学評価・学位授与機構）

訪問調査の結果概要

（1）これまでの取り組み状況、経緯

統計学は学部・学科を有しないため、日本学術会議の「分野別参照基準」の策定を先行して行う必要性、危機感があり、「第1版」を作ることになった。6つの学会が連合している「統計関連学会」（応用統計学会、日本計算機統計学会、日本計量生物学会、日本行動計量学会、日本統計学会、日本分類学会）という枠組みの中で「統計教育推進委員会」を立ち上げ、「分野別参照基準」を作成した。ただ、各大学のカリキュラムに落とし込むためにはもう一段階必要であった。

続いて「第2版」として作成された「分野別参照基準」は、各大学が個性を活かして、カリキュラムを作ることを想定した「基準」である。現在は、「第1版」と「第2版」を統合する作業を行っている。

更に、近年、文部科学省から委託を受けて8大学等から構成された「統計教育大学間連携ネットワーク」（東京大学、大阪大学、総合研究大学院大学、青山学院大学（代表）、多摩大学、立教大学、早稲田大学、同志社大学）が5年間の時限付きで実施されている。各大学にコンテンツの紹介を含めて標準的なものを提供することを目指し、「分野別参照基準」に見合ったテキストを作ることも作業として進めている。いずれは「分野別参照基準」の「第3版」を作る予定だ。

（2）各大学の現状

日本統計学会の学会員数は、約1,300人で1大学に誰も会員がいない大学もある。成蹊大学には2、3人くらいでいる方だ。先週（2016年3月上旬）、東北大学において日本統計学会の春季年次大会があったが、国立大学より私立大学の方が学会員数多く、統計学そのものの学問ではなく、単にデータを収集してエクセルで分析する方法を教えることに注力する教員がいる。統計学を「処理」の方法を提示することに留まっている状況は問題である。

現在、統計教育が、全国色々な場所で展開されている現状にかんがみて、統計学教育の内実、担当教員の意識改革を進めながら少しずつ変わっていくことが必要である。昔ながらの教育（方法）ばかりではなく、実際に学生を相手にしながら卒業論文なども意識しながら色々な応用を踏まえながら学習していけるようにする工夫も重要である。

(3) 「統計検定」の資格に係る問題と費用

「統計」を世の中に知らしめるために何が必要なのか、という点を考えると、漢字検定、スマホ検定といった品質管理に関わる民間検定がひとつのブームになっている。企業も徐々に余裕がなくなってきた、自前で社員を教育、訓練することが困難になってきており、外部的な検定を活用し、勉強させる流れを作り成功しつつある。統計においても同様に「統計検定」を開始されるに至った。

費用であるが、実際の運営には受験生の支払いのみでうまく回るようにしつつある。最初は、日本統計学会が拠出して「質保証協会」という財団を 300 万円で作った。貸付も行った。問題作成にかかる負担も大きく、近年ようやく受験者が増加してきたので、2015 年からは問題作成の委員手当や出題手当が出せるようになった。2016 年 2 月から新しい事務所に移転して軌道に乗り始めているところである。

(4) 教育の質保証上の効果の認識

「統計検定」を受験し、資格を取得した人の優位性については、就職活動サイトなどの使える資格欄にも掲載され、少しずつ知名度が上がってきている。就職活動でも注目されてきている面がある。日本では、アメリカのようにデータサイエンティストの就職口は大きく増加しないと思うが、各大学では統計データサイエンスに関する学部の充実は今後も推進されていくと思われる。

実際の大学における活用事例として、早稲田大学が、「統計検定」の結果で単位の取得要件の一部(約 40%)として認めている。また、成蹊大学の受験者もはじめは 1 人くらいが、2015 年は 6 名くらいで年々合格者(率)が増加している。

(5) 認識されている課題とその解決方法

日本の場合は、教育の質保証の課題という場合に表面的なことが非常に多い。例えば、授業を何回する、家庭学習の時間を確保するなどである。肝心の中身に議論が及んでいない。特に、大学の統計教育は、理論と実践の両面がある。現在は、理論は理論、実践はエクセルの使用方法を教えることだけに注力されている。統計を使って何をするのか、できるのかを見せる必要があり、教員側の力量が求められる。統計教育の場合、実際問題との関わりが強いから、具体例を見せながら展開する授業を教員にしてもらわなければならない。統計関連学会では、連合大会の中でセッションを必ず設けて意識改革を始めている。

学科の評価を行う体制をいかに構築するのかについて、日本統計学会がプログラムの認定等をすれば各大学が積極的にそれを受けて認定を受けている情報のみを提供できるような仕組みを作ることを目指したい。日本の場合難しいのは、統計学であれば、各大学で統計を専門としている教員は 2 名程度であり、米国と比較すると人数的に違いが有り過ぎる。大学評価の専門家にしても、更に多くいる。

更に、「学会」の存在意義が難しくなっている。以前の学会は、研究発表会をやって、ジャーナル雑誌を刊行してきた。今は E ジャーナルになり、投稿も自由になっている。学会員が受けられるサービスが何かという話が出てくる。大学の（特定の）分野そのものも例えばウェブからでも受けられる。

（6）海外関連の取り組み

日本統計学会に関連して、RSS (Royal Statistical Society) は、英国王立統計学会で長年試験を実施している。RSS では、学会がプログラムを認証することになっており、オックスフォード大学、ケンブリッジ大学など英国の旗艦大学のプログラムを認証している。従って、それらの認証されている学科を卒業している学生は、質保証されていることの証明になっていることを示す。RSSJSS として、日本も国際的に通用する試験を確立しようとしたが、RSS は否定的なままである。学会がプログラムを認定していくという方向を考えていたが、日本では英国とは異なり、学会が認定するという段階に至っていない。

【参考資料】「統計検定」の概要

種別・各級	試験概要・範囲
統計検定 1 級	<p>○大学専門課程（3・4 年次）で習得すべきことについて、専門分野ごとに検定を行います。</p> <p>具体的には、下記の(1)、(2)を踏まえ、各専門分野において研究課題の定式化と研究仮説の設定に基づき適切なデータ収集法を計画・立案し、データの吟味を行ったうえで統計的推論を行い、結果を正しく解釈しコミュニケーションする力を試験します。</p> <p>(1) 統計検定準 1 級の内容をすべて含みます。</p> <p>(2) 各種統計解析法の考え方および数理的側面の正しい理解</p>
統計検定準 1 級	<p>○大学において統計学の基礎的講義に引き続いて学ぶ応用的な統計学の諸手法の習得について検定します。具体的には下記の(1)、(2)を踏まえ、適切なデータ収集法を計画・立案し、問題に応じて適切な統計的手法を適用し、結果を正しく解釈する力を試験します。</p> <p>(1) 統計検定 2 級の内容をすべて含みます。</p> <p>(2) 各種統計解析法の使い方および解析結果の正しい解釈</p>
統計検定 2 級	<p>○大学基礎課程（1・2 年次学部共通）で習得すべきことについて検定を行います。</p> <p>(1) 現状について問題を発見し、その解決のために収集したデータをもとに、</p> <p>(2) 仮説の構築と検証を行える統計力と、</p>

	<p>(3) 新知見獲得の契機を見出すという統計的問題解決力について試験します。</p>
統計検定 3 級	<p>○高校卒業段階までに求められる統計活用力を評価し、認証するために検定を行います。</p> <p>(1) 基本的な用語や概念の定義を問う問題（統計リテラシー）</p> <p>(2) 用語の基礎的な解釈や 2 つ以上の用語や概念の関連性を問う問題（統計的推論）</p> <p>(3) 具体的な文脈に基づいて統計の活用を問う問題（統計的思考）を出題します。</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>統計検定 3 級では、統計検定 4 級の内容に加え、以下の内容を含みます。</p> <p>標本調査(母集団, 標本, 全数調査, 無作為抽出, 標本の大きさ, 乱数) データの散らばりの指標 (四分位数, 四分位範囲 (四分位偏差), 標準偏差, 分散)</p> <p>データの散らばりのグラフ表現 (箱ひげ図)</p> <p>2 変数の相関 (相関, 散布図 (相関図), 相関係数)</p> <p>確率 (独立な試行, 条件付き確率)</p>
統計検定 4 級	<p>○中学校卒業段階までに求められる統計活用力を評価し、認証するために検定を行います。</p> <p>(1) 基本的な用語や概念の定義を問う問題（統計リテラシー）</p> <p>(2) 用語の基礎的な解釈や 2 つ以上の用語や概念の関連性を問う問題（統計的推論）</p> <p>(3) 具体的な文脈に基づいて統計の活用を問う問題（統計的思考）を出題します。</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>統計検定 4 級では、以下の内容を含みます。</p> <p>基本的なグラフ (棒グラフ・折れ線グラフ・円グラフなど) の見方・読み方</p> <p>データの種類</p> <p>度数分布表</p> <p>ヒストグラム (柱状グラフ)</p> <p>代表値 (平均値・中央値・最頻値)</p> <p>分布の散らばりの尺度 (範囲)</p> <p>クロス集計表 (2 次元の度数分布表: 行比率, 列比率)</p> <p>時系列データの基本的な見方 (指数・増減率)</p>

	確率の基礎
統計調査士	<ul style="list-style-type: none"> ○統計の基礎 <ul style="list-style-type: none"> ・統計の役割 ・統計法規 ○統計調査の実務 <ul style="list-style-type: none"> ・統計と統計調査の基本的知識 ・統計調査員の 役割・業務 ○公的統計の見方と利用
専門統計調査意士	<ul style="list-style-type: none"> ○調査の企画・運営 ○調査の実施と指導 ○調査データの利活用の手法

(出所) <http://www.toukei-kentei.jp/about/> (2016年3月27日確認) より各級、試験の詳細な記述を整理して作成。

【参考資料】

- ・「大学教育の分野別質保証のための 教育課程編成上の参照基準 統計学分野」
(<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-h151217.pdf>、2016年3月28日確認)
- ・「日本統計学会」(<http://www.jss.gr.jp/ja/>、2016年3月28日確認)
- ・「統計教育大学間連携ネットワーク」(<http://jinse.jp/>、2016年3月28日確認)
- ・「統計関連学会」(<http://www.jfssa.jp/>、2016年3月28日確認)

4.7 公益社団法人日本地理学会 (AJG)

日時：2016年3月10日(木) 15:00~16:30

場所：一般財団法人日本地図センタービル内 日本地理学会目黒分室(資格担当)

対応者：長谷川均教授(国士館大学)、鈴木厚志教授(立正大学)、野々村邦夫理事長(一般財団法人日本地図センター)、関係者数名

訪問者：林隆之(大学評価・学位授与機構)、蝶慎一(大学評価・学位授与機構)

訪問調査の結果概要

(1) これまでの取り組みの経緯、状況

雑誌『地理』の2011年4月号の特集号に、「地域調査士元年」がある。この特集には、鈴木厚志著『『地域調査のプロ』の証』の論考、戸所隆著「地域調査士制度誕生までのあゆみ」の論考が掲載されている。要点を抜粋すれば、日本地理学会が、2000年4月に『日本地理学会グランドビジョン』が不可欠として、同学会の「企画専門委員会」の最重要事業として理事会の承認を得て策定に取り組んだことが書かれている。

内容に盛り込まれた視点は、地理学の社会的地位を後退させずに高めていくことである。各大学では地理学関連の担当教員の入れ替わりがあり、継続的に地理学、地域調査の教育を提供することが難しくなるような場合がある。これにも資格制度を設けることで、地理学の科目の重要性や各大学における当該教育内容の価値を担保しようとする狙いが背景にあった。

資格制度は、2008年から準備のために特別な委員会を立ち上げて、前述の「企画専門委員会」である程度の形ができた。基本的な規程を整備し、全国的に関係する地理学の学科やリーダーとなりうる教員に賛同を得ながら、2010年4月に開始した。

日本地理学会では、各種の資格制度を創設するにあたり、社会調査や考古学、宗教学などの色々な学問領域で資格制度が立ち上がってくる情報を収集し、特に「社会調査士」の事務局がまだ関西学院大学にあった時代には、直接訪問をし、実情をヒアリングして準備していった経緯もある。「社会調査士」と異なるのは、地理学の場合は、種々のコンサルタントや単なる机上の調査物ばかりではなく、理系の要素も強く、フィールド重視である。また、地図に関する科目が含まれている。加えて、地域の自然的特性が学習内容にあるのは特徴的である。別の観点からは、人権問題、法律問題(例：個人情報保護法)なども必要と位置付け、資格取得に必要な講習会も実施している。

「地域調査士通信」が更に発展して冊子になったものが、これが創刊準備号から始まって、ナンバー3まで来た。「GIS 学術士」については、日本 GIS 学会という学会があり、「GIS 上級技術者」という資格が独自につくられた。これは、大学を卒業して、一定の実務経験を積む必要があるため、最短でも30歳くらいにならないと取得できない仕組みになっていた。

これまでの GIS 教育の成果として、「GIS 上級技術者」につながるような資格を何か作ることができないかを検討し、「GIS 学術士」が『日本地理学会グランドビジョン』の内容とは別に議論されることで、先に制度化された。2013 年くらいに資格制度を統合する形で、現在のパンフレットにもあるように企画運営している段階に至っている。ただし、「GIS 上級技術者」の資格は未だ存在し、「測量技術者」等が多くこの資格を保有している。

日本地理学会では、『日本地理学会グランドビジョン』の議論を 10 数年前にしたとき、例えば「人文地理学」というような概論科目であっても現在はシラバスによって科目の内容の透明性が担保される。地理学では日本学術会議の「分野別参照基準」よりも資格制度先んじた格好になる。

(2) 実施体制と予算

実施体制は、「制度的」及び「実務的」の双方がある。日本地理学会では第三者委員会として「地域調査士認定委員会」を置き、運用上では独立させ、学会の役員は運営委員にはならないよう公平性、透明性が担保される最高権威機関としている。同認定委員会の具体的な活動は、個々人の資格認定、各基準の検討、要件となる科目の認定などを行っている。同様に「GIS 学術士」でも独自に会議を設けている。最終的には、人的判断によることになり、教員が集まり決めている。この体制下に事務局がある。

予算としては、日本地理学会から年間約 330 万円から 350 万円で運用している。そのほかに大学 2、3 年生対象の講習会による収入があり、約 300 人で受講料を 1 万円ずつ集めている。また、会員故人の寄付 50 万円などを頂くなどして、あわせて約 350 万円で運営している。「GIS 学術士」については、講習会すらないため、卒業論文に GIS の技術の処理、解析をしてあるか否かを、卒論の要旨を見て認定証を出す際などする際の料金として 1 万円である。最近は、この「GIS 学術士」の申請者数が減少している。

(3) 資格に係る委員会での動きと認定の点検作業

前述の「認定委員会」では、規程類の整備、カリキュラムのキーワードの変更の議論など行う。科目に関しては、コアキーワード、選択キーワードが満たされているか否かの点検、シラバスの中にこれらの用語が入っているか否かの点検、一つ一つの科目に関して何度も点検を行う。中には、キーワードを満たさなかったり、十分な説明がなされていなかったりする場合には、そのほかに授業で使っている配布資料、パワーポイントの資料の提出を求めることもある。

科目の認定に関する議論で、基本的には地理学に必要な科目が設定されているが、科目の必要、不必要は論争なく議論が進んだわけではない。例えば、各大学によって、「地理学概論」、「人文地理学概論」など大つかみの科目をどれにしても良い。また、コアキーワードは必須になるが、「認定委員会」で審査していくことになる。こうした議論は、科学研究費補助金を取得し（2006 年度、基盤研究 (C)「地域調査士の創設と地理学の社会貢献に関

する広報強化を目指した企画調査」、<https://kaken.nii.ac.jp/d/p/18632006.ja.html>) 丸1年研究した経緯もある。具体的には、特定の業務を遂行するのに必要十分かという観点から仕分けたものである。

(4) 教育の質保証上の効果の認識

科目の認定をめぐっては、科目を履修した後、当日に簡単な確認テスト(10問くらいのクイズ形式)として審査を行っている。6割の正答に満たない学生については、受講料は不要だが、次回の講習を受け直すことになっている。

加えて前述したように、卒業論文が地域調査に関わる内容かどうかを既に「専門地域調査士」になられた方が点検する。ここでは卒業論文の主査が資格認定の要件に係る点検してはいけないことになっていることに注意を要する。

カリキュラムとの関連からは、卒業論文を活用する点が面白い。これは「地域調査士」として実際に調査をした後に大抵、報告書をまとめることが求められ、会社でも、社会でも、最終的な成果として報告書が求められる現状とも重なる。様々なデータを収集し、分析し、解析し、結果をまとめあげる能力は卒業論文で十分に培われる視点であるという。

別の観点で言えば、歴史的に地理学科では、地理学を名乗っているすべての大学のゼミにおいて卒業論文はほぼ必修であることも背景にあると思われる。歴史的な経緯の中で、フィールドの学問であり、何かデータを取ったらレベルの差こそあれ、一応(卒業)論文でまとめることが習慣としてある。基本的には、人文地理でも、自然地理でも、1人で行って戻って何かまとめることは習慣ともいえる。もちろん、卒業論文ではなく、学会誌に掲載されたなどでも良いがこちらの方がハードルは高い。「専門地域調査士」では、いくつかのルートが存在している。

教育内容という観点から述べると、こうした資格制度の創設によって内容面で変化はほとんどなかった。例えば、キーワードが従来の教育体系からかけ離れたものであったわけではなく、授業内容を大きく転換させたわけでもない。ただ、日本地理学会の年次大会時には、資格制度全般に関する相談室、窓口を設けている。相談内容として、今後自身の大学で資格制度に参画することを希望しているケースである。これには、実際の認定プロセスを見てもらい、公平に審査していることを知ってもらうことも意識啓発には重要にである。

(5) 認識されている課題とその解決方法

最近では就職活動で、「地域調査士」の資格について尋ねられて話題になること、GISや測量士などの資格も好印象に受け止められている現状がある。地理学科の出口対策の「見える化」に貢献している。

課題は、特に、「資格取得者に対する支援の強化」(鈴木・長谷川 2014、21頁)である。資格が業務によっては必置(加点)資格となることもありうる。ほかには、「地域調査能力向上への取り組み」(鈴木・長谷川 2014、21頁)である。出版物を「地域調査」という視

点から再構成した内容にできないか、という工夫などである。不満としては、科目（対策としての単位互換の検討）や資格取得者の出身大学の偏りをどうするのかである。

日本地理学会として、資格制度の認定ではかく、各大学の学科のカリキュラム全体の認定、それが海外だとプログラム認証評価のような取り組みですが、こうした議論はほとんどない。まずは問題意識を持つことが大切であると思う。日本学術会議の「参照基準」をもとに大学のカリキュラムを見直す動きが全くないわけではないが、理念的であり、どのように実践的な活動に結実させていくのかが問われる。

（6）海外関連の取り組み

海外の事例は似たような資格はあるが、特に聞かない。積極的に調べたということもないが、「地域調査士」は独自の資格制度と言える。

【参考資料】日本地理学会における各種資格の概要

地域調査士		
<p><どのような資格か></p> <p>・「地域の総合化学である地理学をベースとし、地域調査の知識や技術を用いて地域の自然、社会、人文現象等を総合的にとらえる調査能力を有する「地域調査プロフェッショナル」のこと。日本地理学会が認定する資格である。</p> <p><必要な単位・時間数></p> <p>以下の単位を大学で取得し、卒論を提出すること。</p>		
地域の概念及び特性に関する科目	地域の概念を扱う科目	2
	日本の地域特性を扱う科目	2
	地域の自然的特性を扱う科目	2
地域調査の技法に関する科目	統計処理に関する科目	2
	地図に関する科目	2
地域調査実習に関する科目	フィールドワーク	1
地域調査が主要な構成要素となっている論文（卒業論文等）		

（出所）各資格の「リーフレット」の記述より引用し作成。

専門地域調査士
「おもに、大学院で・・・日本地理学会が認定した科目の単位を習得した大学院修了者、及び大学教員、調査会社・シンクタンク等で豊富な地域経験を有した方がランクアップを目指して申請」する

（出所）各資格の「リーフレット」の記述より引用し作成。

GIS 学術士		
<p><どのような資格か></p> <p>・「GIS の知識と技術の向上をはかり、適正な GIS 学術を普及し、地理学および地理情報科学の進歩と社会の発展に貢献することを目指します」</p> <p><必要な単位・時間数></p> <p>大学等の実績証明団体に開設されている以下に対応する科目の単位履修が必要。</p>		
	修得すべき科目	総時間数
A	GIS に関連する情報処理を中心とする科目	90 分×15 週＝ 1, 350 分
B	GIS の基本的昨日と空間データの講義を中心とする科目	90 分×15 週＝ 1, 350 分
C	GIS による地図作成・空間分析の実習を中心とする科目	90 分×30 週＝ 2, 700 分
D	GIS を利用した卒業論文を執筆する科目（または、それに相当する演習）	90 分×30 週＝ 2, 700 分

(出所) 各資格の「リーフレット」の記述より引用し作成。

【参考文献】

- ・戸所隆（2011）「地域調査士制度誕生までのあゆみ」『地理』通巻 669 号、2011 年 4 月（特集 地域調査士元年）、10-18 頁。
- ・鈴木厚志・長谷川均（2014）「『地域調査士』制度の 4 年間」『地理』通巻 669 号、2011 年 4 月（特集 地域調査士元年）、14-19 頁。

4.8 一般社団法人全国大学実務教育協会（JAUCB）

日時：2016年1月12日（火）13:30～14:40

場所：全国大学実務教育協会事務局

対応者：新屋秀幸事務局長（全国大学実務教育協会）、事務職員数名

訪問者：林隆之（大学評価・学位授与機構）、蝶慎一（大学評価・学位授与機構）

訪問調査の結果概要

（1）1970年代に秘書資格の授与を開始された経緯、理由について

戦後になって短期大学が創設され、実学、実務に役立つ学問が謳われていた。そこで、大学等の教育課程で秘書に関する専門科目を履修して単位を取得すれば、卒業時に「秘書」の資格を授与することに決めたのが始まりである。その後、会員校の要望を踏まえ、実務教育に関する情報やビジネス系の資格等を大学と全国大学実務教育協会（以下、「協会」と略記。）が一体となってこれまでに28の資格を開発してきた。例えば、ビジネス実務士には、上級ビジネス実務士があり、ビジネスの中でも国際ビジネスに焦点を当てた資格になっているが、少々開発しすぎたきらいはある。

（2）全国大学実務教育協会の資格に対する質保証について

現在までのところ、協会の資格を持っていた場合に何ができるようになるのか、就職にどれだけ有利になるのかという問題が出てきている。他方で、資格を授与するのが協会に限ったことではなく、従来の大学のカリキュラムを履修して単位を取得すれば資格を出していたことを再考しつつある。具体的には、米国で普及しているルーブリックを資格の質保証に用いることが決定し動き始めている。ただ、ルーブリックに向かない学科があることも承知している。ルーブリックにより、学生が自己評価を繰り返し、教員が必要な単位数を通じて、資格の能力でどのようなことができるようになるのかを検証する仕組みを取り入れることを目指している。

（3）資格授与の実態、新たな資格の開発について

資格は、通常の資格がないものを就職に有利になるために明示化することである。日本商工会議所等が出していない内容が対象となってきている。年間3万件、トータルで50万件的資格を授与してきたが、大学側への説明や社会的な認知が低いなどの課題も抱えているのが現状である。協会の資格は、美術系で言うと、ウェブを活用する能力は付加価値的なものであり、「子ども音楽療法士」や「保育音楽療育士」もまさに付加価値と言える。短期大学では、幼稚園教諭や保育士の資格を取得できるが、こうした国家資格とは異なる付加価値を付けるのが協会の資格の機能と言える。

新しく資格を開発する際は、これまで会員校の希望と実践教育、実務教育と離れないも

のを開発してきた経緯がある。ただし、前述（１）にもあるように、資格を作りすぎたきらいがあるので今後は整理、再編していく必要があると認識している。

2015年から日本商法会議所、中小企業同友会、東京経営者協会等と意見交換会を開催し、協会の活動、資格について意見をいただくことをしている。有効な意見は公表することを検討している。

（４）「上級秘書士（メディカル秘書）」資格の役割と意義について

秘書に関する資格の中で、「上級秘書士（メディカル秘書）」がある。例えば、関西女子短期大学には「医療秘書学科」があるが、一般には「メディカル秘書」に特化していない学科の方が多いのが現状である。協会が「メディカル秘書」の開発、設置に踏み切った際に、ほかにも類似の資格が多く、「メディカル秘書士」という名称の資格は設置できなかった。

「上級秘書士（メディカル秘書）」は、就職活動や家庭生活に役立つ。例えば、就職にあたっては開業医の歯科やドラッグストア、子育てが終わった後の再就職にも有利になる。家庭生活では、子どもが高熱になった場合に慌てずに対応できるなどがあげられる。

（５）資格の認定に係る組織体制について

教職の課程認定と同様の方法を採用している。各資格に審査委員会があり、専門家集団を各資格で作成し、そこで審査を実施している。特に、カリキュラム審査を中心にガイドラインに合っているのかを審査し、認定している。事前に（大学等から）相談を受けることもしており、専門家による点検後に本審査に入っている。協会側からは、ガイドラインに必要単位数、分野別で各資格に規定があり、それに沿った授業科目が含まれていることが求められる。必須単位、選択必須単位、全体で何単位として分野も指定されている。適宜、シラバスの内容を踏まえることもある。この内容の決定権限は、委員会にある。

（６）資格取得後の状況把握について

協会の資格は就職活動で役立つことが少なくないが、採用後に資格がどのように役立っているのか、また企業側が役立っていると思っているのかを把握する必要がある。資格の位置付けを明確にしていくことでもある。

（７）会員校の費用負担について

会費制で、大学も短期大学も一律、年間４万円で、入会時のみ３０万円である。そのほかには、学生からの資格認定書授与手数料の５千円から７千円が主たる収入源になっている。

4.9 独立行政法人労働政策研究・研修機構（JILPT）

日時：2015年10月14日（水）10:30～12:00

場所：独立行政法人労働政策研究・研修機構（本部事務局）

対応者：藤本真（労働政策研究・研修機構 人材育成部門副主任研究員）

訪問者：林隆之（大学評価・学位授与機構）、野田文香（大学評価・学位授与機構）、蝶慎一（大学評価・学位授与機構）

訪問調査の結果概要

（1）各業種・職種に必要な資格・能力の把握状況について

私（注：藤本氏）は、厚生労働省の職業能力開発局能力評価課において、失業なき労働移動をサポートする企業横断的な能力評価の基準をどのように作るのかという問題意識から、「業界検定」を作れる可能性がある業界を探るための事例調査を行っている。

「技能検定」については、製造業を中心に活用している企業も見られるが、総じて各職種に必要な能力を認定する必要がなかったと言える。「業界検定」を作ろうとしているサービスの業界では、「技能検定」はあまり存在しないが、製薬会社に多い「MR（Medical Representative：医薬情報担当者）」、厚生労働省認定の「葬祭ディレクター」の2つは知られている。

業務独占資格や必置資格は、当該資格が重視されニーズが高いが、純粋に職業能力を測る資格のニーズはあまりない。この理由には、日本は企業の中で人材を育成しようとする意識が大変強く、企業において能力開発の中心となる正社員は、基本的に職種を限定して取らないことに起因している。したがって、職種、業務に対応した資格の比重はどうしても小さくなる。

（2）労働市場で重視される「ジェネリックスキル」と専門的知識との関係について

企業では、専門的知識が重視されることもあるが、正社員の採用においては、長期で能力開発できる人材が主に想定される。個別の専門的知識があったに越したことはないが、企業内の教育や育成が重視されており、後述するように採用の際も基本的にはジェネリックな部分が見られている状況である。

安倍政権の労働政策の動向では、労働者のモビリティを活性化するという動きがあり、特定のスペシャリティー（専門性）を持った人材はその業界内で移動するのが理想的である。確かにジェネリックが重視される大きな流れがあるが、一方で専門的知識を重視していないわけではなく、一定程度は必要である。専門的知識は、履歴書や現在までの経歴等を見ながら、実際に働かせてみれば分かる。

（3）労働市場における大学の学位（学士、修士、博士）に対する認識について

学位は、学校歴を示しているのは現在もさほど変わっていない。特に文系では、専門性

が評価されることが少ない。たとえ、理系であっても例えば、工学部の建築は少し特殊ですが、材料なのか、機械なのかといった細かい学科単位の専門性はそれほど意識されていない。総じて、学位は、潜在能力、トレーナビリティーズ（訓練可能性）を示している。

（４）労働政策、労働研究における大学教育の質保証に関する扱われ方について

藤本氏が所属する「労働政策研究・研修機構人材育成部門」は、学校から職業への移行（トランジション）の専門家が半数を占めている。これまで小杉礼子（労働政策研究・研修機構特任フェロー）が展開してきた調査・研究領域で、大学生が社会に出ていく際の移行の問題を扱っている。小杉は、最初にフリーターの問題に焦点を当てたが、一つの帰結は「社会人基礎力」の養成というような話になる。つまり、移行に寄与する大学教育の在り方を考えると、大学卒業後に活かすことのできる「社会人基礎力」の養成が期待される。関連して、技術者が工学部に通うなどはあるが、概して社会人が在籍したまま大学あるいは大学院で学ぶ具体的なイメージは湧きにくい。

また、企業は、学生がこういう能力を身に着けたという明示化がなされた場合（例えば、商学部でこういう知識、能力を身に付けた等）、参考にはするかもしれないが、結局は面接である。研究者の世界でも研究業績云々よりも最後の面接で採用されることも多々ある。日本の組織では、性格に重きが置かれ、面接が行われている。

（５）欧州資格枠組み（EQF for lifelong learning）のような議論に対して

欧州資格枠組みは、日本の大手企業にある職能資格制度と書き方の点でよく似ている。極めて抽象的であり、どの程度機能しているのかは疑問である。職業ではなく職能が示しているのがポイントで、どの仕事にどのくらいの能力という書き方がなされている。

（６）日本の高等教育における質保証の議論と厚生労働省の「職業能力評価基準」や内閣府の「キャリア段位」などの職業能力認定制度の議論をつなぐ議論の状況について

「職業能力評価基準」の作成は、企業に普及させるときに使えるようにするため業界の人が集まって行っている。そこに学校教育の人はほとんど入っていない。したがって、労働政策・労働研究の側で、高等教育の質保証と職業能力認定制度をつなぐ議論はほとんどなされていない。

（７）大学院の博士課程で学ぶことについて

一度社会人になって就職した人が大学院の博士課程で学ぶことは、理系に関しては職業キャリアにつながるメリットが高いが、文系ではそれほど高くはない。文系の修士卒であれば、論文などを書く中で形成される考える力や説明する力など、企業はそういう諸点を見て評価していると思われる。ただし、行政官の場合は、博士課程修了者等を評価する仕組みはある。

(8) 主要な資格と資格の分類について

業務独占資格、必置資格を全部足しても、現在の日本における資格と言われているものの5%もないと思う。残りの95%の資格は、民間がやっているものである。大きな団体がバックにあれば、それなりに信用はある。小さい団体が資格を作る場合で、届け出制や許可制が敷かれているわけではない。各業界における人材育成の中で大学教育への期待や役割は全く異なる前提がある。資格ではない専門職能は結構ある。

4.10 ヒアリング調査に対する含意と示唆

本章では、分野別質保証の取り組みを詳細に把握検討するため、ヒアリングの調査対象として多様な機関を設定した。それらの機関に対するヒアリング結果を、分野別質保証の活動を積極的に推進してきている機関、(独自の認定)資格を付与している学協会、大学教育に関係する多数の民間資格を出している団体の状況、資格一般と職業との最新の動向を把握している政府系研究所の順(調査日不同)にみてきた。

総じて、各調査機関で置かれている状況、問題点、課題は異なっていたが、ヒアリング調査から浮かび上がってきた論点として整理できる諸点を以下、4点述べる。

1) 第三者評価実施をめぐるニーズの多様性

第三者評価機関として、日本医学教育評価機構、日本技術者教育認定機構は、着実に実績を重ねていた。ただし、いずれの機関もこの1、2年で現在の評価システム、評価体制を構築できたわけではなく、国内の制度・政策、実態を踏まえながら、さらには国際的な通用性(同等性)をも視野入れた取り組みが常に検討されてきた経緯には注意が必要である。他方で、こうした機構は、学協会との連携も進めている。教育面の成果をどのように効果的にあげていくのか、課題も認識され始めている段階にある。

2) 人文・社会科学分野における先行する取り組み—独自の資格付与の事例—

人文・社会科学分野における分野別質保証の取り組みの一例として、宗教学における「宗教文化士」の資格、統計学における「統計検定」の資格、地理学における「地域調査士」や「専門地域調査士」の資格の付与は、独自の取り組みがある。例えば、特に「宗教文化士」は、単なる知識集積型のいわゆる「検定」のみに終始することなく、研究者、教育者の集まりである日本宗教学会、「宗教と社会」学会がサポートする方法が採られている。さらに、各大学で関連する授業科目の履修に加えて、最終的な統一の試験をも課している。分野別の教育に関わる独自の資格を、学協会、大学教員、学生の各々のアクターが効果的に学生自身の学修を推進できる仕組みが採られている。

3) 学協会における分野別質保証に向けた議論の高まり

前述のアンケート調査の結果をみると、学協会の大半は、それ自身が「研究者の集まり」という意識が少なくない。しかし、先進的な取り組みを進めている学協会におけるヒアリング結果から窺い知ることができた点は、学協会が（大学の）教育面の活動や取り組みにも関与するための委員会組織を構築していたり、毎年あるいは年数回開催される年次大会、各種研究会等で資格付与に関わる試験の作問する場が持たれたり、関係する各大学の授業科目のカリキュラム等の議論を行ったりしている。学協会が分野別質保証に取り組むためのグッド・プラクティスであり、効果的な方法と考えられる。

4) 産業・労働市場を反映した新たな民間資格の創設と普及の取り組み

産業・労働市場がグローバル化、複雑化、多様化する今日、これまで資格のないところに新たな資格を多数創設し、運用する動きも見られ始めている。民間団体が、従来の国家資格や民間資格とは異なる「付加価値」を付与することのできる資格を開発し、学生に提供することは、これまで学修成果を明示的に明らかにすることが難しかった大学教育の成果を示すことの有益なツールとして位置づけることができるだろう。また、資格の開発にあたって当該教育を再検討する契機ともなりうる。これまでの資格との関係、また各分野で提供される大学教育自体が、千差万別ともいえるこうした多様な資格をどのように捉えて活用していくべきか（提供していくか）、大学教育も学生も資格団体も試行していく時期に来ていると思われる。

5. 分野別評価のあり方に関する有識者懇談会による 検討

林隆之、武市正人、土屋俊（大学評価・学位授与機構）

5.1 有識者会議の目的と実施概要

今後の分野別評価のあり方を検討するために必要となることは、大学で教育活動を実際に担う教員にとって、分野別評価が教育の改善や質の維持のために必要なものと認識され、かつ、それが適切と思われる形で実現されうるかである。日本では現在、学校教育法に基づき機関別認証評価が行われ、また、国立大学法人については法人評価も行われている。また、一部の分野では既に分野別評価が行われている。そのような状況に対して、分野別評価がさらに大学側の負担となれば、大学は受け身的に評価に対応し形骸化する。真にニーズがある分野別評価を検討することが必要となる。

そのため、様々な分野の大学教員による懇談会形式の会合を2回開催し、本章後ろに添付する資料に基づいて、分野別評価の必要性や、望まれる実施方法について意見を聴取した。

懇談会の委員は、大学の理事・副学長、学部・研究科長、各分野の評価や教育研究について知見を有する方をお願いした。二回の懇談会の実施日と出席者は以下の通りである。

○第一回

・開催日 2016年2月22日（月）11:00～12:30 於：大学評価・学位授与機構

・出席者

伊藤 眞	筑波大学本部副学長（教育担当）
尾家 祐二	九州工業大学理事、副学長
大山 卓爾	新潟大学自然科学系（農学部）自然科学系長、農学部教授
坂越 正樹	広島大学理事、副学長（教育・平和担当）
関口 正司	九州大学大学院法学研究院教授
竹中 亨	大阪大学大学院文学研究科教授
中村 文彦	横浜国立大学理事、副学長
奈良 信雄	大学評価・学位授与機構特任教授
山本 正幸	自然科学研究機構基礎生物学研究所副機構長、所長
横矢 直和	奈良先端科学技術大学院大学理事、副学長

○第二回

・開催日 2016年3月17日（木）11:30～13:00 於：大学評価・学位授与機構

・出席者

伊藤 たかね	東京大学 大学院総合文化研究科 教授
徳賀 芳弘	京都大学 副学長、経営管理研究部 教授
岸本 喜久雄	東京工業大学 大学院理工学研究科 工学系長、工学部長
生源寺 眞一	名古屋大学 大学院生命農学研究科 教授
松浦 良充	慶應義塾大学 文学部長、教授
縣 公一郎	早稲田大学 政治経済学術院 教授
深見 公雄	高知大学 理事 (教育担当)、副学長

5.2 懇談会での論点

二回の懇談会で得られた主要な論点は以下ようになる。

○分野別の内部・外部質保証の必要性

- ・ 大学単位の評価だけでは具体的な教育内容など十分に見えないことが多く、分野別の質保証は必要である。
- ・ 評価が作業で終わらず改善の効果を持つためには、教育を行っている各分野の大学教員自らが評価の前提となる計画や基準に対してコミットメントする質保証システムが重要。今後、学部やプログラムごとのスリーポリシーを内部質保証にどうつなげるかを考えなければいけない。
- ・ カリキュラム改訂や組織改編などの意思決定においてレビューは行うものであり、学部経営に質保証が織り込まれていることが重要。一方で、第三者からみてどうかという外部の視点によるチェックも必要。
- ・ ガバナンスの観点からは、プログラムの自己評価ではプログラム側は有効であるとしか言わないため、大学内で各プログラムの評価をやるが必要になる。
- ・ 外部からの目は、ピアレビューとして、自分たちの仲間同士で見合うことで、それが質の保証になるという文化が望ましい。
- ・ 医学分野の評価でも外部評価委員会がやることはディスカッションであり、どういうふうに改善すればいいかを議論する。

○分野別質保証を行う単位

- ・ 日本では「プログラム」の法的位置づけが明確でないという問題がある。スリーポリシーに即した質保証の重要性を鑑みれば、将来的にはプログラム単位での質保証が必要。
- ・ 過渡期である現状では、スリーポリシーを定める主体がどこかに基づいて、質保証の単位を考えることが重要。主体的な関与が改善には不可欠。
- ・ プログラムや学部でやるかは、結果をどう使うかにかかわる。

- ・ 学際的な学部ではプログラムごとにやらざるを得ない。

○分野別質保証の基準

- ・ アウトプット・アウトカム側を自己評価でどう捉えているか、それが社会的にどう捉えられるかということが、質保証の非常に重要な観点。
- ・ プログラム毎の多様性はあるが標準化して最低限はこれをやるということをちゃんと作るのが大切。
- ・ 基準は目標を作ることや分野ごとの共通部分を押さえることとして、残りは地域や学生の特色を考えた教育をしているかを質問すれば、多様性は標準化しても失われない。

○分野別質保証を行う体制

- ・ 医学や工学など、既に評価機関があるところもあり、一律な設計は適さない。
- ・ 現状で日本の学協会が外部質保証を行うことは難しい。学協会の大きさも異なる。大学連携・連合のような組織が行うべきであり、学部長会議が機能しうる分野もあるし、大学評価・学位授与機構がそのようなネットワークを組むことを考える必要がある。
- ・ システムを多様な機関を含むみなで作り、手分けをしながら質保証をしていく発想が良い。

5.3 懇談会議事要旨

5.3.1 第一回議事要旨

○プログラム化について

- ・ 日本で分野別評価がしにくい背景には、「プログラム」の法的な位置付けが日本と欧州では違うことがある。日本の場合プログラムという独自性がなくて、必ず講座等と一体化されている。欧州の場合は組織と別に教育プログラムを組むことができる。そのため日本の場合は機動性に乏しく、評価単位設定がしにくい。
- ・ 日本では、学位プログラムは、教員組織と教育組織（学生の組織）を分けて組織化しないと成り立たない。現在の大学の多くは、教員組織と教育組織が一体化している。
- ・ 筑波大学では、学位プログラム導入を現在行っている。筑波大学は、開設当初から教員組織と教育組織が分かれていた。しかし既に 40 年経過し、もう一度見直している。内部質保証の評価システムは、毎年の実績報告書のような評価の仕方ではなく、例えば筑波のそれぞれの学類で具体的な KPI としての数値目標を出す。一番身近な例では、留学生を何人増やすという何年後かの目標を立てて、それが順調に推移しているかどうか。他組織との比較でなく、自分の中でどのように伸びていったか。留学生をたくさん受け入れると、海外大学とのチューニングが必要になる。科目の質保証みたいなもの。それをどうするかを現在検討中。また、筑波大学には学長が機構長をやっている教育イニシアティブ機構が設置されており、学位プログラムを設置する場合に質保証をどうするか

を検討する。

- ・一つの組織で複数の学位を出す部局もあるが、プログラム上ではどうなっているかを質保証の観点から見ると難しい。
- ・学位プログラムはどういう人材育成を目標にし、どういう学位を与えるかが基本であるが、現実には一つの学位プログラムが二つの種類の学位を出すという状況もある。

○質保証システムについて

- ・長年、学内で評価に携わっているが、なかなか効果が出ずに、評価を受けることで終わってしまう。効果がでない原因は、評価の前提となる計画や基準に対する自らのコミットメントが基本的でないこと。ルーティンでやっていることに関して、上から降ってきた基準に適合していることを自己評価して出すというメンタリティーがある。
- ・通常は、目標を設定して、そのためにいろいろなことをやり、うまくいかなければよくしようとして PDCA が回る。P からのコミットメントがないのでサイクルが全くとまらぬ。新しいプログラムでは目的意識があるが、伝統的な部局はやりにくい。特に文系は難しい。
- ・自大学では、スリーポリシーを重視して、出す学位をディプロマポリシーから考え、そのためのカリキュラムの必要性、そのためのアドミッションの方針というように構造化して説明したが、それは先生がたに理解していただけた。琴線に触れるところだったと実感する。結局スリーポリシーを内部質保証にどうつなげるかをまず考えなければいけない。
- ・プログラムについては、本学でも教育組織と研究組織を分離したが、実は折衷型で、先端的な分野は教育・教育研究組織を思い切って分けるが、伝統的な分野は実際にはほとんど伝統型を保つことになる。このような過渡期では、教育の実態から考えて質保証を行うことが必要であり、スリーポリシーを定める主体がどこかということを軸にする必要がある。これも部局によって随分違う。例えば法学部の場合は間違いなく法律学科と政治学科。しかし、理学部や工学部は非常に大きく、中で専門分野がかなり違う。理学部全体としてスリーポリシーを書くのは難しい。
- ・逆に入試は細かいプログラムごとにはやりきれない。柔軟に大体学部で統一してやる。場合によってはもっと広く採り、入ってから専攻を決めさせる。そのため、機械的なスリーポリシーの適応は実務的には非常に難しい。差し当たりは、責任を持ってどのような教育をする、どのような能力を付ける、ということが言える主体を大学に選ばせるのが必要。先端的な分野は細分化した学位プログラムで行けるし、プログラムに移行できない分野もある。過渡的な段階にあり、恐らく 5 年 10 年 20 年の間にプログラムに移っていくし、それが望ましい。
- ・内部質保証を実体化するためには、スリーポリシーを積極的に責任を持って担える主体が実質的な内部質保証の担い手であって、そこにチェックを入れていくということが評

価の本筋。外部基準で締め上げては、日本ではこまごまと真面目にやる傾向があり、動きが取れなくなる。息が詰まり、活力をそぐ。

- ・ 分野によって随分違うので、一律でまとめるのは難しい。
- ・ 医学では医学教育の質保証をやる医学教育評価機構が昨年12月1日に立ち上がり、これまでの準備段階で既に10校で評価を行っている。医学は出口がしっかりしており、99パーセントが臨床医になるので、医学教育の目的は最終的には国民の健康を守るというミッションが極めてはっきりしている。そのためにはどういう教育プログラムがあるべきかについて、スタンダードが策定できる。一番上に医科大学の使命と教育成果があり、それを達成するためにはどういう教育プログラムであるか。当初はカリキュラムだけを念頭に置いていたが、より広い意味でのプログラムという概念を用いている。
- ・ 当初は既に大学評価があって大変なのになぜ医学分野の評価をするのかと議論になったが、最終的には国際的に医師の教育の質保証をする必要が生じ、結果的に現在10校の評価を行った。受けた大学は、自分たちの教育のプログラムを真剣に見直す機会になったとのこと。自分たちの考えだけではいけないので、外部評価委員会が加わるが、そこでやっていることはディスカッション。もっと良くしたい、改善するところはどうかうふうに改善すればいいかを議論した。医学というのははっきりしていて分かりやすく、一つのモデルになる。
- ・ 三つのポリシーの主体をどう設定するかは長い目で見るとプログラムしかない。過渡的には学科や講座ということもあるかもしれないが、プログラム単位という方向しかない。なぜなら、学習の質を保証するのに一番簡単なのは所期の学習成果がどれだけ達成されているのかを測るため。
- ・ 現状はプログラム概念は日本に浸透していないが、プログラムに本来なら当たる教育の主体となる組織、講座、研究室、学科、学部が主体として内部的質保証の主体になり得るかという現状では考えられない。最大の問題は、自分が経営主体だという認識が全くない。経営主体であれば物事を実行してPDCAに乗せて駄目なら資源や人員の再配置を行うということになるが、そのような経営主体としての意識もないし、運営の実態もない。その状態で評価をしても、評価を上から降ってきて、形だけやるようになる。
- ・ 一つの方向性はプログラムとしての自律性を制度としてどう保証するか。これだけ大学の教育が多様化してくる中で、それぞれのプログラムに応じた質保証を外部からできるわけがない。学習成果も専門家が見るしかない。また、外部だとどうしても遠慮がちになる。外部評価はよほど駄目なもののみについて述べる。前向きの経営判断を後押しするような外部評価は無理だろうと思う。
- ・ プログラム単位で教育成果を念頭に評価を組織自体が行う方向に持っていく大筋は揺るがない。

- 広島大学では教育プログラム制度を 18 年から入れている。基本的には学科や類をベースにしているので、多くの部分が一緒になったが、意識としては到達目標があり、カリキュラムマップを作り、それをどのようにやっていくかを、毎年、プログラム担当教員会が評価をしていて、改善点を示していくということをやっている。ただ、ガバナンスの観点からはプログラム単位では取り得ない。プログラムをやっている先生はプログラムは有効であるとしか言わない。そこで、広島大学では教育の推進機構というのをつくり、各プログラムの評価をやるようとしている。大学教員人件費が削減していく中で、今までどおりのプログラムが維持できるかは厳しい。教育関係のデータとして、例えば院生の指導だったり学会の発表状況とかを集めて、プログラムや組織がどれだけの教育パフォーマンスを発揮しているのを全学でデータ集約をしてこれから動いていく。
- 教育系でも分野別の評価は必要である。文科省で大学の機能をランクしたりするが、大学単位でやると見えてこない。分野別でしっかりと見ていただくのが必要。教育系は教員養成系が多く、ここは教育大学協会や学芸大が中心になって評価組織をつくりつつある。他方、社会科学として位置付けられる教育学系はミッションが違う。そこをどう折り合いをつけるかは、配慮しなければいけない。
- 教育学部の中でもプログラムが二つ違うという議論になる。工学部を考えても、多様な分野がある。学部教育だと工学という一つの理念がある。その中でさらに、学科とか講座があるが、学科ごとにディプロマポリシーを用意するのは小さ過ぎるという印象がある。印象では教員 100 名ぐらいの組織だと議論ができる。議論する単位があまり小さ過ぎても、大き過ぎてもよくない。大学レベルではほとんど議論にならない。
- 工学系は JABEE がありワシントンアコードから出発して、国際的な質保証の仕組みを導入している。自大学では工学系の学科が全て受審した。各プログラムごとの審査になるので、学科単位での PDCA が回っている仕組みを確認され、コメントもいただきながら、改善もしてきている。ただ、学内では認証評価や法人評価にも学科が対応しなければいけないので、評判がよくない。JABEE で仕組みがきちんとあることを認定された場合には、認証評価が少し楽になることがあってもよい。評価ではいいところを一生懸命アピールしようとして頑張ってしまう、そういうところに時間を費やすと疲れてしまう。
- JABEE の枠組みを工学系・理系だけでなく、簡素化するなどして文系のほうにも持ち込むことを大学内で議論を始めている。全く同じわけにはいかないが、そういうことによって内部質保証ができる。
- 医学でも、医学評価機構ができた中で、特に単科の医科大学については、機関別認証評価との関係が問題になる。

○法人評価を含めたデザインについて

- ・ 国立大学法人の現況分析は学部・研究科を単位としており、プログラム別ではない。しかし学部・研究科単位では教育の状況の評価をしているのだから、今後の認証評価の中に活かすという案もなくはない。
- ・ 外部団体との関係について、歴史学の分野では職能団体は全く無縁なため、学協会の果たす役割が大きい。大学には学際的なプログラム、あるいは範囲の大きいプログラムもあれば、比較的絞ったプログラムもある。各プログラムが例えばあの学協会で審査をしてもらおうという形で選ぶような形をとるとすれば、学会が積極的な役割を果たすことは重要。しかし歴史学に関して言うと、研究者の集まりという意識が強く、教育についての取り組みは行われていない。そこをどのように後押しするのが問題。
- ・ 教育学でも、教育学のコアカリキュラムや参照基準のように、教育学教育をしっかりやるために何が必要かという点では学会は動くだろう。しかし、それに基づいているか否かの評価のように、学協会が権限を持つようなことは忌避するところが普通。
- ・ 農学分野でも、農学に限っても 60、70 ぐらいの学会があり分散している。そのため、分野別といってもある程度幾つかの分野を集めてやらざるを得ない。
- ・ 理学の生物学では、学会にこのような取り組みを頼むのはほとんど考えられない状況。学術会議で生物学の参照基準を作ることに関わったが、医学や薬学のように国家試験があるところはカリキュラムが決まるが、理学は勝手なことをやるのが基本の学問なので、そういうものはできない。そうすると、作ったものは抽象的になる。それをもとに何か判断や評価はできない。分野によって特色が異なる。
- ・ 学会の中には個人を対象に資格・認定をやっつけようという学会もあるが、組織や大学をある分野で評価することができるとは思えない。実際、学会でメインに活動している人は比較的若い人である。そういう人を引っ張り出して大学の評価をするのは考えにくい。
- ・ 学協会の役割について、何とか変えていったほうが良い。今後、生涯教育が重要になってくるときに複数の教育機関で断続的に学習をする人が増えてくる。学習の教育のポータビリティが問われてくる。そうなると、大学を超えた枠を考えないと、それに到底対応できない。
- ・ 学協会は分野に国全体を代表するものとそうでないものもあり、レベルがさまざま。研究面に関しては学会は一定のレビューがあり、雑誌があり、それなりのデータもあり、見る目もある。教育面に関して、学協会と一緒にやるのがいいか、むしろ大学連携や連合、大学評価・学位授与機構がネットワークなりを組んで大学間ピアレビューみたいな仕組みを考えていただければ良い。

- ・ かつて日本学術会議の会員選考を学協会推薦でやっていて、学会の権力争いになる弊害があった。それが一つの教訓とすれば、分野による学会の支配ができる構造をつくりかねない。
- ・ 例えば大学評価・学位授与機構が学協会の審査能力を審査する方法もある。
- ・ 医学部の場合には全国医学部病院長会議があり、80の医学部全部が参加している。その中に質保証の委員会を立ち上げてそれをやってきた。
- ・ 工学部長会議もある。工学教育に対して自分たちが何とかしようと、そういう雰囲気になると良い。
- ・ 意識付けや動機付けが大事。医学でもたまたまアメリカの ECMJ っていう組織からの外圧があった。

5.3.2 第二回議事要旨

○内部質保証システムの位置づけ

- ・ 評価活動だけ取り上げた内部質保証システムはなかなか整備されないが、逆に学部を運営するときには自分たちでレビューをしないと運営はできない。学部の研究活動や学部経営の中に織り込まれている。評価の部分だけを取り出して、形式的に一定の基準の下でやろうとすると、学部運営と別の問題とし取り組まないといけないため、評価疲れになる。学部や大学経営の中に織り込まれていることが重要。
- ・ 質保証と評価の関係はあまり整理されていない。自己評価が内部質保証と同じであるかのように見られる。質保証は改善している活動の実態をむしろ捉える必要がある。評価は、その中でどう行われているかということ。
- ・ (学部経営と言ったとき、どのような意思決定にレビューを活かしているか?) 例えばカリキュラム改革は、現状把握をし、その波及効果を予測しないとできない。例えば某文学部には17の専攻分野があるが、新しい分野の必要性や統合を考える場合も、かつて人気のあった専攻に今学生が集まらないなどの状況を踏まえる。これはおのずと自己評価活動をしていることになる。形式的に何か報告書を出しているわけではない。あるいはそれぞれの領域の人事計画も、後任者を同じ分野で埋めるわけではなくて、そのときどきの学部の状況を見る。
- ・ 例えば先生が定年で辞めたら、どういう分野の人をとるかはカリキュラムに直結することであり、必ずそこで内部点検はしている。ただ、それは第三者から見たらベストでもないかもしれない。外部評価のように外から見たチェックをする機能は必要。そうすると、外部はシステムだけを評価するっていう形式はうまくいくのか疑問。
- ・ 教育が行われる単位には幾つかレベルがあるが、それぞれにどういう形で現状を捉えて、分析しているかが、外からも明らかになるような形で整理されているのかを確認し

ておくことが、対社会的な責任を果たすという意味では重要。問題は暗黙であることをどのように明示化するか。ESGでも機関はプログラムごとの内部質保証を見ているかが、一つ重要な項目になっている。その辺のことがどれぐらい行われているのか。

- ・ 専門職大学院の自主評価基準の設定とか評価をしてきた経験から言うと、アウトプット・アウトカム側を自己評価でどう捉えているか、それが社会的にどう捉えられるかということが、質保証の非常に重要な観点。それが基準にあると評価を受ける側の自己評価でも意識し始める。例えば最近は三つのポリシーを掲げており、それが自分の目標であり、判定基準になる。それから、アウトプット・アウトカムがどうかを自己評価する。これは今の認証評価制度の中でやっても、内部質保証制度にして外部からそれをやっているかどうかを見るという形でもよい。
- ・ 現在の中央教育審議会の大学分科会での議論では、ディプロマポリシーが先にあって、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーがあるという、論理的な順序どおりに説明しなさいという形にしようとしている。それを認証評価における重要な評価対象とすることが省令化される。問題はどの単位でどういうことをやったら、実質化できるか。
- ・ 評価のやり方はなかなか難しいため、標準化して最低限はこれをやるというのをちゃんと作るのが大切。そういう意味でESGはすごく参考になる。独自の評価のやり方であってもいいが、スタンダードを作っておくのが必要。ある程度割り切ったやり方をしなければいけない。
- ・ JABEEはプログラム単位できめ細かくやっている。日本でこのシステムをするときに、苦しいのは、評価の重複。少しずつ違う評価になっていると、もう一回やり直して、合わせなければいけない。内部質保証が評価されていれば、やっているということだけ見れば終わりにする、そうでないところはできているところまでやらなきゃいけないとか、システムをみなで作り手分けをしながら質保証をしていくほうが良い。

○分野毎の多様性

- ・ 標準化することは、分野ごとにひな型にはまらないところがある。なので、ひな型はあっても外れて良いようにしないと、非常にやりにくくなる。
- ・ 欧州でもひな型は教育の中身に入らず、手続きだけが書いてあり、中身は他でやればよいことになっている。
- ・ 文科省が大学ごとの特色を出すように求めているが、分野ごとやプログラムごとに評価をしたら、全部違う基準になる場合もある。分野によって、どこでやっても共通した教育と、地域や大学で違う特色が出る分野がある。そうすると、分野やプログラムごとの質保証もできる分野とできない分野があるのではないか。
- ・ JABEEでも基準は目標をちゃんと作ること、分野ごとに共通部分は押さえてください、として、残りは地域や学生の特色を考えた教育をしているかを質問する。そうすると、

多様性は標準化しても失われない。

○質保証の単位

- ・ プログラムや学部でやるかは、結果をどう使うか、個々の教員にとってどういう意味を持つかにかかわる。機関別評価だと、個々の教員にとっては直接影響してこない。学部やプログラムレベルだと授業一つ一つに絡んでくる。
- ・ 農学系では農業工学も獣医も農業経済もある。真面目に評価すると、プログラム別にやるしかない。そもそも、農業経済では学部を卒業して就職するケースが多いが、生命科学は修士課程まで行くので、学部を終わった時点でどういう学生を育てるかも切り口が違う。
- ・ 学部レベルでは学際的学部では数学から文学まで中にある。プログラム単位では、新しいプログラムは学内でも質保証と評価の力が強く働くので、自発的に点検が行われるが、長くやっているところほどそういう力が働きにくい。

○分野別の外部評価機関

- ・ 学部にしるプログラムにしる、外部の目をどう入れるかがポイント。今の機関別も外部の目にはなっているが、教育内容は分野の専門性がないと判断できない。そうすると学内で行う内部質保証の中に外部の目をどう入れるか。工学では JABEE があるが、工学以外の分野では学協会がそういう役割を今後果たし得るのか。
- ・ JABEE では、大学の者とエンジニアのコミュニティーとで、ピアレビューをするのがもともとの発想。ある程度基準を決めておかないと個人差が出るので基準はあるが、実質的には自分たちの仲間で自分たちをお互いに見合っ、コミュニティーとしての教育のクオリティーをきちんと保ち発展させていこうとしている。自分たちの仲間同士で見合ったら、それが質の保証だという文化になるのがよい。
- ・ 現行の認証評価制度を変えなければ、構造として多様化し、評価疲れがさらに生じる。
- ・ 現状では、JABEE の結果というのは、基本的に認証評価には登場しない。「JABEE を受けています」の 1 行が入る程度。
- ・ 教育課程がディシプリンに近い編成になっているところはよいが、たとえば教育学系では日本学術会議に登録している学協会が 130 以上あり難しい。
- ・ (教育学で、たとえば教員養成でどういう教育をすべきかという標準を議論する動きは?) 学会レベルでそれだけ総合的なことを考えているのはない。たとえば中等教育になると、教科の力が重要になるので、今度は教育学の範疇ではなくなる。
- ・ 経営学領域は専門職大学院ではかなり進んでいる。自己点検評価と、全ての講義について学生が 20 数項目にわたって成績を付けて、その結果も全て公表されている。部局長によるベストティーチャー賞などもあり、ボーナス等にも反映される場合もある。また、

監事が自己評価について議論をするし、独自に企業の方などを含む第三者委員会から意見を聞くこともしている。さらに外部では大学基準協会、ABEST21 がやっている。システムは面倒だが、内部統制がどんなにきれいなシステムを作っている、趣旨というのを全体が理解しているというような状況でない限り、機能しない。そういう場合は独立の第三者による評価は、不可欠。

- ・ 学生による評価も重要な要素。
- ・ 学生の評価参加の問題は大きく、ヨーロッパでは評価委員会の中に学生を入れることをしている。
- ・ カリキュラムの全体の構成とか、組み立て方とか、その点についての評価をしてもらうということは、今後は必要。
- ・ 農学は、農学関係の学会の連合体として日本農学会がある。他の分野も連合を作ったり、学会間の協議をしていただく方法がある。
- ・ 学術会議の参照基準はどのような位置づけになるか。参照基準との関係でどのように自己評価しているというふうに考えるのか。
- ・ 学術会議の参照基準は、教育課程編成のためであって、評価をするものではないという位置づけ。
- ・ 「こういう分野を学ぶとこういうふうになります」というコミュニティーとしての考えを示したものであり、準拠という概念はあの参照基準に適さない。
- ・ 学際学部だと、そもそもが特色を求めて作っている分野である。どういふふう基準を作るか、評価基準を作るかは難しい。
- ・ (JABEE を受けていない工学プログラムはどのように扱うべきか) 何らかの普通の審査とは違う形で、ソフトタッチでやるというものはあるかもしれない。学外者や実際に働いている方も加わって、一緒に見に行くのは重要。

○大学評価・学位授与機構への期待

- ・ 評価経過のフィードバックをかけることが本質。基準協会だと勧告と問題点と特色になるが、評価を受けたところを集めて問題点と特色について評価を受けた側が答えるプレゼンテーションする仕組みに変わりつつある。機構もそういう評価結果の共有みたいなものを作るのは良い。
- ・ プログラムの質保証をしなければいけないことになったときに、システムを学協会と議論しながら作ることを期待したい。

.

日本の大学評価のありかたに 関する有識者懇談会 資料

日本の評価の現状

高等教育質保証の法的枠組

- ◆ 設置認可審査(1947～)
 - ❖ 公私立大学等を新しく設置する場合には、法令により大学設置・学校法人審議会に諮問の上、文部科学大臣が認可（国立大学は「国立大学法人法」にて規定）
 - － 大学設置基準との整合性や申請の実現性、学位プログラムの継続性等を担保
 - － 大学設置基準は、教育課程、教員組織、校地、校舎等の大学設置に必要な最低の基準
- 認証評価(2003～)
 - － 第三者評価機関が、大学設置基準等を満たしているか否かの適格認定と教育研究の質の向上の促進のための評価を実施

認証評価制度の概要(1)

- 学校教育法の下で、評価制度を実施するものとする。
- すべての高等教育機関(大学、短期大学、高等専門学校)は、その教育研究水準に向上に資するため、教育および研究、組織および運営ならびに施設および設備(教育研究等)の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表(自己評価等)するものとする。
- 高等教育機関は、前項の自己評価等に加え、その教育研究等の総合的な状況について、7年以内ごとに、認証評価機関による評価(機関別認証評価)を受けるものとする。

認証評価制度の概要(2)

- 専門職大学院をおく機関にあつては、前項に規定するもののほか、その専門職大学院の設置の目的に照らし、教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、**5年以内ごとに、認証評価(専門分野別認証評価)**を受けるものとする。
- 認証評価は、高等教育機関の求めにより、認証評価機関が定める評価基準に従って行うものとする。

日本の機関別認証評価機関

- ◆ 大学評価・学位授与機構は、大学、高等専門学校、法科大学院の認証評価機関として文部科学省からの認証を受けている

学校の種類	認証評価機関	認証日
大学	(公財)大学基準協会 (独)大学評価・学位授与機構 (公財)日本高等教育評価機構	平成16年8月31日 平成17年1月14日 平成17年7月12日
短期大学	(一財)短期大学基準協会 (公財)大学基準協会 (公財)日本高等教育評価機構	平成17年1月14日 平成19年1月25日 平成21年9月4日
高等専門学校	(独)大学評価・学位授与機構	平成17年7月12日

専門職大学院認証評価機関

分野	認証評価機関	認証日
法科大学院	(公財)日弁連法務研究財団 (独)大学評価・学位授与機構 (公財)大学基準協会	平成16年8月31日 平成17年1月14日 平成19年2月16日
経営(経営管理、技術経営、ファイナンス、経営情報)	(一社)ABEST21	平成19年10月12日
会計	NPO法人国際会計教育協会	平成19年10月12日
経営(経営管理、会計、技術経営、ファイナンス)	(公財)大学基準協会	平成20年4月8日
助産	(一財)日本助産評価機構	平成20年4月8日
臨床心理	(財)日本臨床心理士資格認定協会	平成21年9月4日
教員養成(教職大学院、学校教育)	(一財)教員養成評価機構	平成22年3月31日
公共政策	(公財)大学基準協会	平成22年3月31日
情報、創造技術、組込技術、原子力	(一財)日本技術者教育認定機構(JABEE)	平成22年3月31日
ファッション・ビジネス	(公財)日本高等教育評価機構	平成22年3月31日
公衆衛生	(公財)大学基準協会	平成23年7月4日
知的財産	(一社)ABEST21 (公財)大学基準協会	平成23年10月31日 平成24年3月29日
ビューティビジネス	(一社)専門職高等教育質保証機構(旧ビューティビジネス評価機構)	平成24年7月31日
環境・造園	(公財)日本造園学会	平成24年7月31日

※認証評価機関が未整備の分野(4分野)
福祉マネジメント、グローバル・コミュニケーション実践、デジタルコンテンツ、映画プロデュース

機構の行う大学の認証評価の基準

第2期(2012-18年度)

1. 大学の目的
2. 教育研究組織
3. 教員および教育支援者
4. 学生の受け入れ
5. 教育内容及び方法
6. **学習成果**
7. 施設・設備及び学習支援
8. **教育の内部質保証システム**
9. 財政基盤及び管理運営
10. **教育情報等の公表**

第1期(2005-11年度)

1. 大学の目的
2. 教育研究組織(実施体制)
3. 教員および教育支援者
4. 学生の受け入れ
5. 教育内容及び方法
6. 教育の成果
7. 学生支援等
8. 施設・設備
9. 教育の質の向上及び改善のためのシステム
10. 財務
11. 管理運営

国立大学法人評価

- ◆国立大学法人評価委員会が中期目標の期間における業務の全体について総合的に評価する。教育研究の状況の評価は大学評価・学位授与機構に実施要請。
- ◆評価結果は次期以降の中期目標・中期計画の内容や中期目標期間における運営交付金等の算定に反映される。
- ◆第1期: 2006-2011 / 第2期: 2012-2017

内部質保証を前提とした評価へ

「教育研究の状況についての評価」スキーム

中期目標の達成状況に関する評価

学部・研究科等の現況分析

教育研究	教育 ①教育内容及び教育の成果等 ②教育の実施体制等 ③学生への支援	活用	水準	4段階で判定 ・期待される水準を大きく上回る ・期待される水準を上回る ・期待される水準にある ・期待される水準を下回る	質の向上度	4区分で判定 ・大きく改善、向上している、又は高い質を維持している ・改善、向上している ・質を維持している ・質を維持しているとはいえない
	研究 ①研究水準及び研究の成果等 ②研究実施体制等		視点	・各学部・研究科等の目的に照らして、それぞれの組織が想定する関係者(ステークホルダー)の期待にどの程度応えているか	視点	・第1期中期目標期間終了時点と評価時点の水準を比較・分析し、どの程度水準が向上しているか
	その他 ①社会連携・社会貢献 ②国際化 ③平成24年度補正予算(第1号)					
業務運営・財務内容等	業務運営の改善及び効率化 財務内容の改善 自己点検・評価及び情報提供 その他業務運営		国立大学法人評価委員会からの要請に応じて、 大学評価・学位授与機構が評価。 国立大学法人評価委員会が評定 評価委員会は、 中期目標の達成状況の機構の評価結果を尊重。			

欧州高等教育圏における質保証の基準とガイドライン(ESG) 第4版

第1部: 内部質保証に関する基準とガイドライン

- 1-1. 質保証の方針
- 1-2. プログラムの設計と承認
- 1-3. 学生中心の学習、教授及び評価
- 1-4. 学生の入学、進級、認定及び証明
- 1-5. 教員
- 1-6. 学習資源と学生支援
- 1-7. 情報管理
- 1-8. 情報公開
- 1-9. プログラムの継続的監督及び定期的評価
- 1-10. 周期的な外部質保証

第2部: 外部質保証に関する基準とガイドライン

- 2-1. 内部質保証の考慮
- 2-2. 目的に沿った方法論の設計
- 2-3. 実施プロセス
- 2-4. ピアレビューの専門家
- 2-5. 成果に関する基準
- 2-6. 報告
- 2-7. 苦情と不服申立

第3部: 質保証機関に関する基準とガイドライン

- 3-1. 質保証の活動、方針及びプロセス
- 3-2. 公的地位
- 3-3. 独立性
- 3-4. 活動の分析
- 3-5. 資源
- 3-6. 内部質保証と専門性
- 3-7. 質保証機関に対する周期的な外部の評価

「内部質保証システム」の日本での定義？

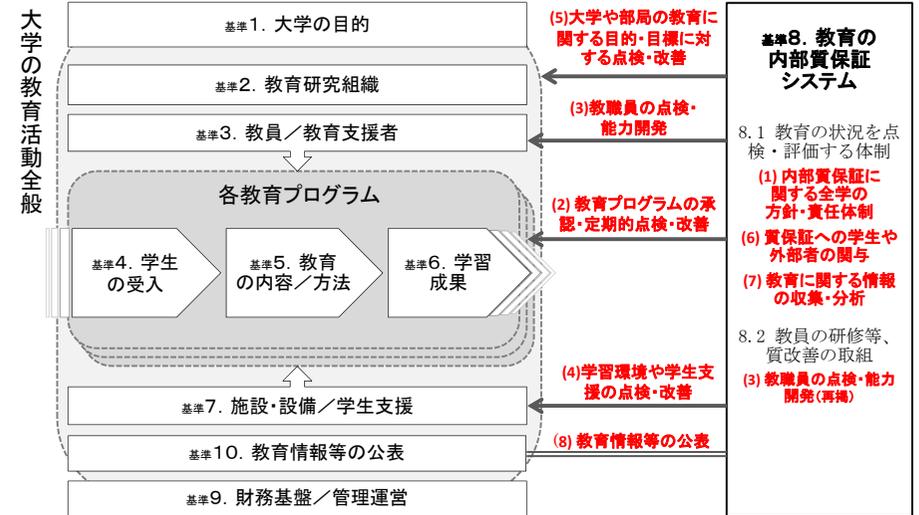
・「内部質保証」

－「高等教育機関が、自らの責任で自学の諸活動について点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、これによって、その質を自ら保証すること」。
(大学評価・学位授与機構『高等教育に関する質保証関係用語集第三版』)。

・「内部質保証システム」

－ 上記で定義される内部質保証を継続して行うための学内の方針・手続き・体制等の仕組み

大学評価・学位授与機構「教育の内部質保証システム構築に関するガイドライン(案)」



英国大学のプログラム単位の外部からの評価の受審状況 例 サウサンプトン大学のホームページより

学部等	教育プログラム	認定機関	認定種類	前回	次回	
Business and Law	Master of Business Administration	Association of MBAs	Accreditation	2012	2015	
	LLB	Bar Standards Board/ Solicitors Regulation Authority	Accreditation	2011		RSPBs 受審プログラム数
	LLB (Accelerated)	Bar Standards Board/ Solicitors Regulation Authority	Accreditation	2011		
	LLB European Legal Studies	Bar Standards Board/ Solicitors Regulation Authority	Accreditation	2011		
	LLB International Legal Studies	Bar Standards Board/ Solicitors Regulation Authority	Accreditation	2011		
	LLB Juris Doctor	Solicitors Regulation Authority	Accreditation	2012		
	LLB Maritime law	Bar Standards Board/ Solicitors Regulation Authority	Accreditation	2011		
	BSc (Hons) Management	Chartered Institute of Management Accountants	Recognition	2010		
	BSc (Hons) Management Sciences & Accounting	Chartered Institute of Management Accountants	Recognition	2010		
	BSc (Hons) (Hons) Accounting and Finance	The Association of Chartered Certified Accountants (ACCA)	Recognition	2012		
	BSc (Hons) Management and Entrepreneurship	Chartered Institute of Management Accountants	Recognition	2010		
	BSc (Hons) Management Sciences	Chartered Institute of Management Accountants	Recognition	2010		
	BSc (Hons) (Hons) Accounting and Finance	The Institute of Chartered Accountants in England and Wales (ICAEW)	Recognition	2014		
	BSc (Hons) Management Sciences & Accounting	The Institute of Chartered Accountants in England and Wales (ICAEW)	Recognition	2014		
	BSc (Hons) (Hons) Accounting and Finance	The Association of International Accountants (AIA)	Recognition	2013		
	BSc (Hons) Management Sciences & Accounting	The Association of International Accountants (AIA)	Recognition	2013		
	BSc (Hons) (Hons) Accounting and Finance	Chartered Institute of Management Accountants	Recognition	2010		
MSc Human Resources Management	The Chartered Institute of Personnel and Development	Recognition	2011			

↑このような表が13枚分。延べ数で、7学部217プログラムが44機関により評価。

中央教育審議会大学教育部会 第42回(2月17日開催) 資料2-1 認証評価制度の充実に向けて(審議まとめ素案) より

2. 認証評価制度の改善に向けた具体的方策について

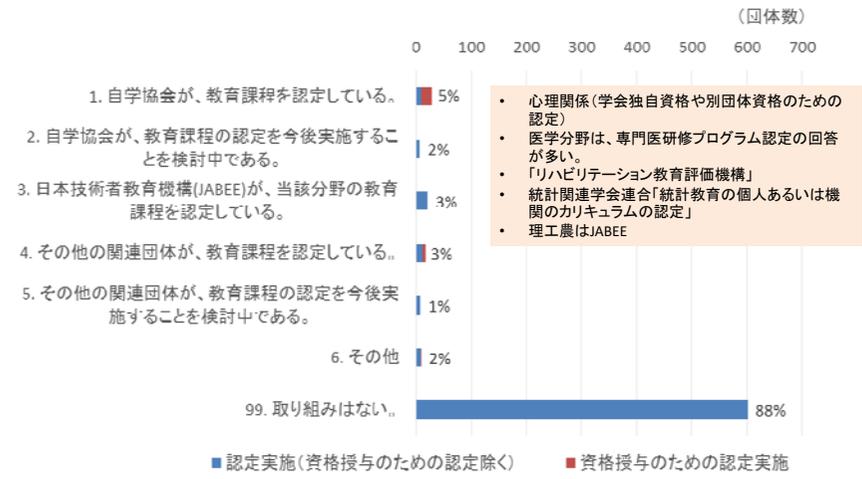
- 全学的な改革サイクルを確立するとともに大学教育の質的転換を推進するための評価の在り方
 - 大学評価基準の項目に係る改善。評価方法の改善。評価結果を活用した改善の促進。
- 安定的な評価制度の構築に向けた評価基盤の充実
 - 認証評価機関の評価の質の向上。評価における社会との関係の強化。評価人材の育成。評価の効率化。
- 他の質保証制度との連携等について
- その他

○国際化が進む今日、工学分野などの特定の分野においては、国際的な枠組みの中での質保証が進められている。こうした国際的な潮流も踏まえ、各大学においては、日本学術会議が策定を進めている分野別参照基準なども参考としつつ、各分野における大学教育の質の維持・向上に取り組むとともに、必要に応じて、分野別評価や特定テーマに対応した評価を受審し、更なる教育研究の質の維持・向上に取り組むことが求められる。

○認証評価機関をはじめとする各種評価機関においては、各大学の多様な取組を促進する観点から、可能な範囲で、分野別評価や特定テーマに対応した評価など、認証評価制度の枠にとらわれない評価も積極的に展開していくことを期待する。

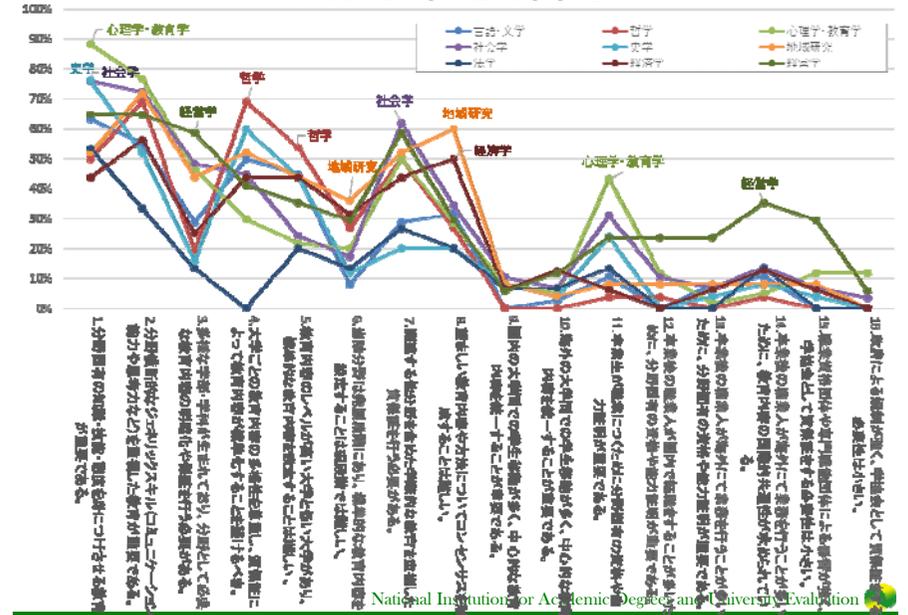
○なお、分野別評価の制度化については、評価機関及び各大学における負担や評価人材の確保の観点から、現時点における導入は困難であるが教育研究の質の維持・向上のため、上述のような取組の進展も踏まえ、制度化に向けた引き続きの検討が必要である。

日本の学協会における教育課程の認定の実施状況

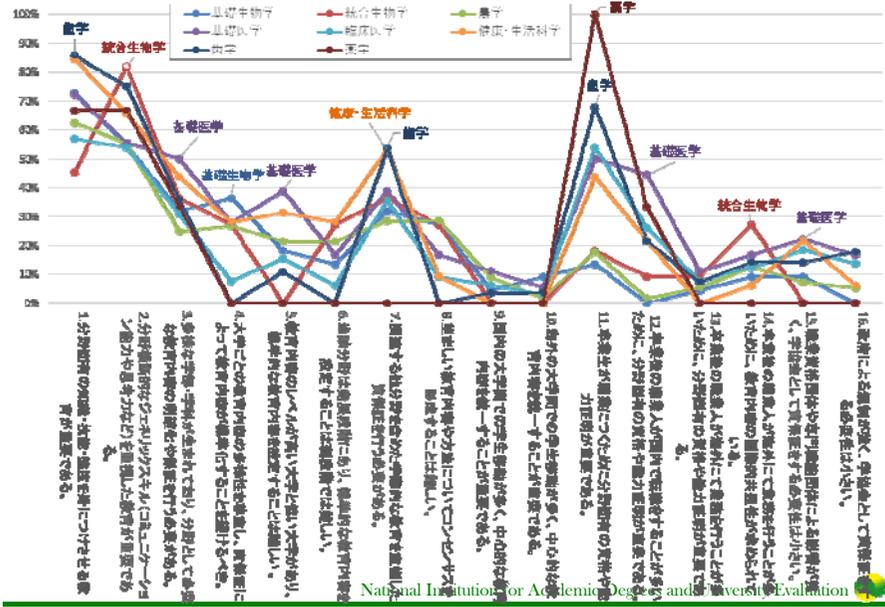


- 心理関係(学会独自資格や別団体資格のための認定)
- 医学分野は、専門医研修プログラム認定の回答が多い。
- 「リハビリテーション教育評価機構」
- 統計関連学会連合「統計教育の個人あるいは機関のカリキュラムの認定」
- 理工農はJABEE

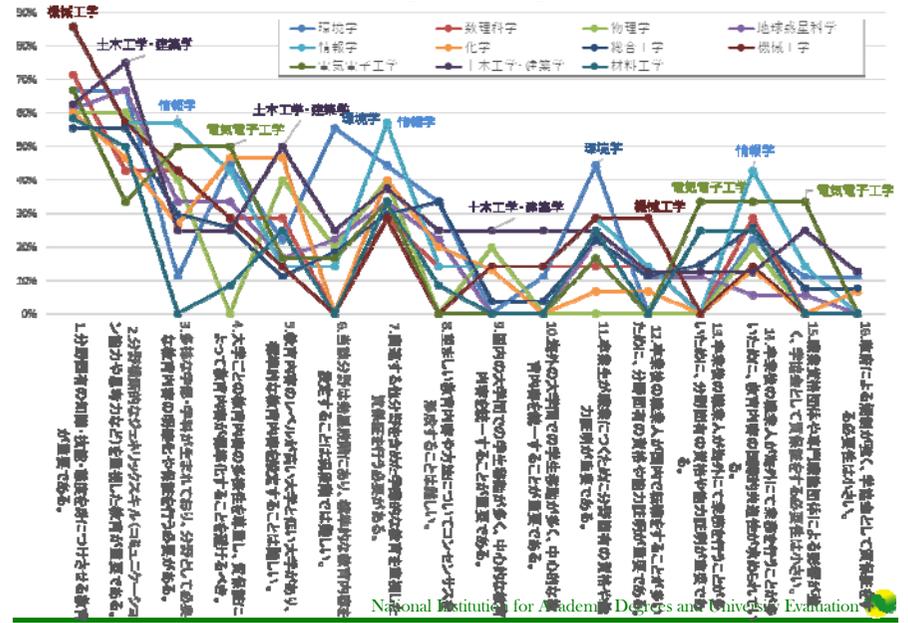
人文・社会科学



生命科学



理学・工学



日本の評価の課題

- 内部質保証の不十分さ
 - 内部質保証システムが、ESGが求めるような「大学が提供しているプログラム」の質を大学がレビューして保証している」状況にまで至っていない。
 - そのため、外部質保証システム（認証評価）がオーディット型に移行しづらい。
- 質保証の単位
 - 機関単位の外部質保証では、教育内容や成果を十分に質保証するには限界がある。
 - 一部の大学では学部ごとに認証評価の自己評価書を作成している（プログラム単位は少ないと思われる）。
 - 法人評価の現況分析では、学部ごとに教育・研究水準の評価が行われる。
 - 専門職大学院認証評価がある分野は、分野別で行われている。
- 分野別の外部からの目が整備されていない
 - 学協会や専門職団体によるレビューが行われていない分野が多い。
- 複数の評価間の関係
 - 機関別認証評価、専門職大学院認証評価、法人評価（機関単位の達成度評価＋学部単位の教育研究水準評価）
 - JABEEによる工学教育プログラム評価、医学、歯学、薬学、看護学における第三者評価

懇談会での論点(1)

- 内部質保証について
 - 現在の貴大学での「内部質保証」の体制や状況はどのようなものでしょうか？
 - 学部ごとやプログラムごとの内部質保証をどのくらいおこなっておられますか？
 - 外部評価などの外部の目がどの程度入っているか。
 - 今後、外部質保証がオーディット型（内部質保証体制のチェック）に移行した場合に、内部質保証で対応できるか。
- 評価制度について
 - 大学改革の中での評価の役割とは？
 - 認証評価と国立大学法人評価の役割分担あるいは連携について、どのようにお考えになりますか？

懇談会での論点(2)

- 分野やプログラムごとの質保証
 - 分野ごとの教育の質保証はどのように実現すべきか、あるいは、そもそもすべきでないでしょうか？
 - 第三者評価、あるいは外部評価でプログラムを評価するときに想定される課題とは？
 - 「分野」と言ったときに、どの程度の広さが評価するのに自然か。
 - 学位の付記名称に対応する「学位プログラム」と「分野」は一致しているのか。「学術」という付記名称をどう考えるか。医学部保健学科で「看護学」と「保健学」を出している場合にカリキュラムが区別されているとすれば、それらは違う「分野」と考えるべきなのか。
 - 欧米諸国で見られる、「職能団体によるアクレディテーション」が日本において導入されるのか。
 - 大学評価・学位授与機構への期待？
 - 機構が大学独自で行う外部評価を支援は必要でしょうか。たとえば、評価の研修を受けた人々をプールして紹介する。基本的な基準を設定するなど。

6. 資料：先行研究のまとめ

蝶慎一（大学評価・学位授与機構）

本章では、「国内における分野別質保証を推進するに当たっての現状と課題」を整理するための前提作業として、本研究に特に関わると考える 19 の先行研究を調査し、その概要を整理する。

- ① 本田由紀・河野志穂（2014）「大学教育の分野別「質保証」に関する実証研究—カリキュラム・教育方法と学生の意識に着目して—」『日本教育社会学会大会発表要旨集録』66、348-351.

【概要】

日本教育社会学会大会で研究発表がなされたものの要旨集録である。この発表は、科学研究費助成事業「人文社会科学系大学教育の内容・方法とその職業的レリバンスに関するパネル調査研究」（研究期間、2012年～2016年）の一環として実施した調査結果の報告である。この研究に取り組む背景として、日本学術会議で分野別質保証の参照基準が出された経緯を触れ、「分野別の質保証」を実質化するための各分野のカリキュラムおよび個別の授業内容・方法の実態把握が不十分である」（348頁）としている。加えて、「個別の学問分野の特性に注意を払いつつ、かつ複数の分野を比較対照する形で行った」（同頁）研究は限られるとも述べている。そこで、「法学・教育学・社会学という3つの学問分野に焦点を当て、大学3年時から卒業後2年目までの4年間にわたって同一の学生を追跡する調査」を「2013年10月～2014年1月に実施した。（同頁）」調査方法は、各大学の教員から学生に調査の画面のURLを伝える形でインターネットによる調査を行った。ここでは、大学3年における「分野別のカリキュラムの相違」（同頁）、「学習成果としての学生の能力評価とその要因」（349頁）、「大学教育の職業的レリバンスの規定要因」（351頁）に関する分析を行った。例えば、「分野別のカリキュラムの相違」では、「理論重視の法学、実践重視の教育学、視野の拡大重視の社会学」（349頁）と文系の学問分野においてもカリキュラムに相違がみられることが明らかになった。「大学教育の職業的レリバンスの規定要因」では、「法学では授業における将来とのかかわりの提示や実践性、自主的な勉強時間などが職業的レリバンス認識に影響している。教育学では職業的レリバンス認識に対して授業の実践性や課題・宿題の多さ、また入学の際の志望度の強さが正の関連を持っている。社会学では初年次教育や有意義と感じられる専門授業の有無、大学の予復習や課題および自主的な勉強に充てる時間の長さ、実家の暮らし向き等が職業的レリバンス認識に影響している。」（351頁）

- ② 細川孝 (2014) 「最近における経営学教育の改革をめぐる議論—「分野別質保証」に焦点をあてて—」『龍谷大学経営学論集』53(2)、64-75.

【概要】

本稿は、「経営学教育の改革をめぐる議論」(64 頁)を検討するために、日本学術会議の経営学分野における「教育課程編成上の参照基準」について考察を試みるものである。まず、その前提作業として、「高等教育における新自由主義的・新保守主義的改革」に関して、「学習権の侵害」(65 頁)等に言及している。世界人権宣言、国際人権規約、中等教育及び高等教育の「無償教育の漸進的導入」に対する「留保」の撤回に関する状況等を概観している。ここでは、「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準」を考えるに際して、こうした「前提条件」が踏まえらる必要がある(67 頁)。

続いて、経営学の「参照基準」に関して 2 点の観点から考察を加えている。1 点目は、田中昌人が述べる「トランジション保障」(73 頁)である。もう 1 点目は、「教育(学)的な観点、発達保障的な観点」からである。「参照基準」の積極的な側面として「トランジション保障の観点からの深化という課題」(75 頁)があり、「『経営学を学ぶすべての学生が身に付けることを目指す基本的な素養』に関して、内容というよりも形式に係る問題を率直に指摘」している(75 頁)。

- ③ 野間晴雄・香川貴志・土平博・河角龍典・小原丈明 (2011) 「大学生が身に付けるべき地理学の基礎知識・技術と情報のあり方について:『ジオ・パル 21』全面改訂作業を通じて」『人文地理学会大会研究発表要旨』、110-111.

【概要】

人文地理学会大会で研究発表がなされたものの要旨である。この発表は、2012 年に刊行を目指して作成された『ジオ・パル Neo 地理学・地域調査便利帖(仮題)』について学生が身に付けるべき地理学の基礎知識、技術、情報を考察するものである。

「この約 20 年間、アカデミック地理学の動きとしては、環境論が装いを新たにして再浮上してきたこと、計量・モデル志向の方法論の相対的後退、自然地理学の細分化、新しい文化社会地理学・政治地理学の隆盛」(110 頁)等があり、「技術論としては、GIS、IT の目覚ましい発達、とりわけインターネットを通じた大量かつ広範囲の情報の入手、加工が容易になったことがあげられる。(同頁)」こうして日本の大学の地理学の立場をめぐる環境も大きく変化している。そこで、この度『ジオ・パル』の全面的な改訂を行うことになったのである。例えば、学生が「4 年間あるいは卒業後も使える有用性をめざし」「地図の利用と自らの主題図を作成する技術、地域データの入手法、地域調査事例、GIS の入門などを充実させ

るとともに、学生がプレゼンテーションや卒業論文を書く際の注意事項などを追加した。
(同頁) 地理学史、著名学者等のより専門的な内容は、「アドバンス」の発展内容に記載している

④ 小林静子 (2012) 「6 年制薬学教育の評価 2013 年度から始まる専門分野別評価」『ファルマシア』Vol.48 No.5、387-392.

【概要】

本稿は、6 年制の薬学教育の評価に関して 2013 年度から開始される専門分野別評価の概要について紹介するものである。

2006 年度から 6 年制薬学教育が開始され、その背景として中教審答申「薬学教育の改善・充実について」(2004 年 2 月)で「薬学教育関係者、職能団体、企業の関係者のみならず薬学以外の者の参画を得た第三者評価の必要性が記載された。」(387 頁) こうして、「2008 年 12 月に全国 74 の薬科大学・薬学部 (以下、大学)、日本薬剤師会、日本病院薬剤師会および日本薬学会の合計 77 団体を社員とした「一般社団法人 薬学教育評価機構 (Japan Accreditation Board for Pharmaceutical Education ; JABPE、以下、機構) が日本薬学会長井記念館に設立され」た (同頁)。これが、「専門分野別評価」を学部段階で展開する我が国初めの実施機関となったといえることができる (同頁)。「機構の本評価への準備活動として、『自己評価 21』への対応、『トライアル評価』の実施、『評価基準』および『評価実施要綱』の本評価版の策定を行った。」(同頁) また、必要な関連事項を取りまとめた『薬学教育評価ハンドブック』を作成し、機構のホームページに掲載した (同頁)。

「評価組織」、「評価基準」、「評価の実施要綱」、「評価の視点」、「評価のスケジュール」などが詳細に整理されている。

⑤ 山田勉 (2013) 「6 年制薬学教育プログラムの第三者評価による質保証の要件」『立命館高等教育研究』13、91-105.

【概要】

本稿は、2013 年度から開始される 6 年制薬学教育プログラムの第三者評価の実施を受けて、「薬学教育評価がどのような団体によって何を目的に実施されるのか、その評価をすべての薬科大学・薬学部が受審することを前提とした場合どのような取組が必要とされるかなど質保証の要件を検討するものである。」(「要旨」、91 頁) まず、先行研究の知見をレビューしながら、一般社団法人薬学教育評価機構による「薬学教育プログラム評価」の概要を整理している。続いて、「先行する専門分野別・第三者評価との比較」として、JABEE、法

科大学院認証評価をとりあげている。6年制の薬学教育プログラムの質保証に向けて、以下の主体別に考察している。①薬科大学・薬学部では、「FDにおける一体的な検証」、「評価指標の開発」、「Advanced OSCEによる総合的な学習成果の把握」を、②薬学教育評価機構では、「学習成果の測定目的の明確化」が米国の事例を背景に挙げられている。③適格認定団体と大学や教育プログラムとの相互の責任分担で、「学生の学習成果に対する相互責任の明確化」である(98-101頁)。最後に、「大学評価」に関する課題を3点挙げている。①「自己評価・第三者評価による情報発信」、②「新しい薬剤師像の確立」、③専門分野別評価による「適格認定」としての「機能」である(101-102頁)。

⑥ 神山久美(2013)「大学における金融経済教育『ファイナンシャル・プランニング技能士』試験の導入と展開」『日本家庭科教育学会大会例会・セミナー研究発表要旨集』、1-2.

【概要】

日本家庭科教育学会で研究発表がなされたものである。ここでは、「大学授業において、国家資格のFP技能士試験に関わる内容を導入して学生の金融経済に関する幅広い知識・技能の獲得をめざし、その学生の学びを、社会参画のためにも活かすという展開の実践を試みることを目的」とする(1-2頁)。方法として、私立A大学家政学部家政経済学科2年生の「ファイナンシャルプランニング論」及び「ファイナンシャルプランニング演習」において実践を行った(同頁)。「大学における金融経済教育としてのFP技能士試験の導入とその展開のあり方について考察を行った(同頁)FP技能士試験と結びつけた授業内容を展開することで、学生自身が「消費者市民として社会への参画意識を持たせるような実践をしていくことが、大学教育における展開」として重視される必要があることを述べている。

⑦ 六車正章(2005)「大学における資格の単位認定の現状—全国大学調査の集計・分析から—」『大学評価・学位研究』2、21-46.

【概要】

本稿は、「学生が大学外で取得した資格の単位認定に係る全国大学調査の結果を集計・分析し、大学における学習機会の多様化の一例として、その現状の一端を紹介」し、考察するものである(21頁)。ここで使用するデータは、科研費補助金(基盤研究B)による「学生の流動化の実態と支援体制に関する調査」(全国の国公私立大学の全学部(昼夜間別))に対して、平成14年10月から11月に実施したものである(同頁)。具体的には、「資格取得に対する単位認定の実施状況」(「学生が大学外で取得した何らかの資格に対して、どの程度の

大学・学部が卒業要件の単位として認めているか)、「資格の種類」(「どのような大学外の資格に対して単位を与えている」のか)、「単位認定の態様」(「単位を認定するに当たっての態様の一端」つまり、「資格と等級との関係、該当する授業科目の位置付け」)を前述の調査データに依拠して検討している。最後に、「資格の単位認定をめぐる課題等」として2点あげている。一点目に、「現に単位認定を行っている資格と、大学設置基準を受けた文部省告示との関係に絡む問題」、二点目に、「大学における資格の単位認定と、機構による積み上げ単位の認定との関連に絡む問題」である(27-28頁)。

⑧ 寺崎里水(2013)「キャリア形成支援にむけた初年次教育のあり方に関する一考察—大学教育の質保証という観点から—『福岡大学研究部論集』B6、27-35.

【概要】

本稿は、中教審答申「学士課程教育の構築に向けて」、中教審答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて—生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ—」などの背景を受けて、学生に「何を履修させるかではなく、何を、どうやって修得させるのかの具体的な検討にむけた課題を明らかにし、大学の学びに関する研究と、大学教育におけるキャリア形成支援研究との架橋を試みる」ものである(27-28頁)。前提として先行研究をレビューし、「大学生の生徒化」(伊藤 2002)、「ぶつからない」統制システム(吉田 2007)を整理している。続いて、大学教育改革の中身の議論に入り、チューニングの議論、コンピテンスの概念、アクティヴラーニングの動向を言及している。最後に課題として、3点挙げている(以下、33-34頁参照)。①「具体的な『望ましい大学生』像を措定し、彼らのパフォーマンスをコンピテンスとしてとらえる試みを行うこと」、②「体系化に向けた課程カリキュラムの見直しをすること」、③「カリキュラムに関する議論を進めるなかで、大学生に最低限必要な学力の学部・学科単位の基準を措定し、それに満たない学生に対して、課外での課題を課すなどして学力補填を行うこと」である。加えて、重要な指摘として、「学生の多くは、資格取得や学科の提供する専門科目という、明示されたカリキュラムにむかって努力することはできるが、就職活動にあたって重視されるコンピテンスについては、どのように取得できるのか明らかにしたものがなかったため、意欲を調達することが難しかった。コンピテンスのレベルで能力形成のルートが明示されれば、それが少し容易になると期待できる」と述べている(34頁)。

⑨ 河野志穂(2008)「大学における資格・検定取得支援の現状と背景—経済・経営・商学系私立大学の大学案内にみる資格・検定講座の設置状況—」『大学教育年報(佐賀大学)』4、37-56.

【概要】

本稿は、「1990年代以降大学で広まりつつある資格・検定の取得支援に関して、どのような資格・検定が対象となっているのか、その特質を明らかにすると同時に、その背景を考察するものである。」(37頁) 先行研究は極めて限られており、国立教育政策研究所の『大学・短期大学における資格取得の実態に関する全国調査』(2003年)のみと指摘される。国立教育政策研究所によって、大学教育における資格・検定の取得支援に係る全国調査が実施されたことの研究上の意義は大きい。本稿では、これらの知見を参照しながら、経済・経営・商学系の学部をもつ私立大学を対象にして、資格・検定の取得支援の実態を詳しく論じるものである。まず、「資格・検定の意義と社会的機能」(38頁)が指摘される。次に「国家資格の定義と社会的機能」(39頁)、「公的資格、民間資格と社会的機能」(40頁)である。続いて、「大学における資格・検定の取得支援の現状」を考察している(以下、42-47頁)。調査は、文教協会発行『全国大学一覧』(平成16年度)から経済・経営・商学系の学部を有する私立大学185校を抽出し、「大学案内」を収集して集計した。そして、大学で資格・検定の取得支援が行われる背景として以下の6点を挙げている(以下、48-50頁参照)。

- ①「学生・受験生のニーズ」、
- ②「政策動向」、
- ③「学習到達目標としての期待」、
- ④「学習スキルや自信の獲得への期待」、
- ⑤「就職対策としての自主性など行動特性、基礎学力の証明」、
- ⑥「能力を可視化する風潮」

である。残された調査の課題として、「受験生、学生、大学、企業など、大学における資格・検定取得支援に関わる諸アクターが、資格・検定取得に何を期待しているのかを明らかにすることができなかったこと」(51頁)がある。

⑩ 藤崎ほか10名(2012)「日本医学教育学会認定医学教育専門家資格制度創設への提言」『医学教育』43(3)、221-231.

【概要】

本稿は、医学教育や医療者教育に対するニーズの高まりを受けて、日本医学教育学会の医学教育専門家制度の創設の提言を紹介するものである。昨今、世界では「医学教育大学院修士課程が増設されてくる」中で(222頁)、日本医学教育学会医学教育専門育成検討委員会(第16期)では、「修士課程創設を目指すことと並行して、学会認定の医学教育専門家資格を修士課程の一つ手前の専門家資格として創設することの検討を開始した。」(223-224頁) 当該資格の専門家に求められるもの(224頁)、「認定のためのコースワーク」(225頁)、「教育ポートフォリオによる認定」(227頁)などを整理し、認定の申請、要件、審査を順に述べている。第17期にむけて、具体的な制度設計の議論が待たれるところである。

⑪ 中西寛子 (2015) 『統計検定』を利用した統計教育の質保証』『統計』2015年3月号、14-19.

【概要】

本稿は、近年関心が高まりつつある統計及び「統計検定」に関して、「統計検定設立の経緯と統計検定の目的や試験種別を統計検定のホームページを参照し」(14頁)そのコメントを述べるとともに、一般財団法人統計質保証推進協会統計検定センターが実施したアンケート結果に言及した。加えて、「統計教育大学間連携ネットワーク」(Japanese Inter-university Network for Statistical Education JINSE)の活動についてふれ、そのネットワークに参画する学生のアンケート結果をもとに統計教育の位置付けを考察する(14頁参照)。まずは、日本統計学会と統計検定の関係、統計検定の目的と経緯などを概観し、統計検定の試験種別を整理している。受験者の特徴では、社会人が多いことも述べられる。次に、平成24年度大学間連携共同教育推進事業「データに基づく課題解決型人材に資する統計教育質保証」が選ばれ、「統計教育大学間連携ネットワーク (Japanese Inter-university Network for Statistical Education, JINSE)」が組織された。こうした連携組織によって取り組みが進められている。統計検定の利用法として、例えば早稲田大学は、成績評価の一部に利用しているという(18頁)。

⑫ 岩野雅子 (2015) 「文化は地域や世界に希望をもたらすか—文化交流創成コーディネーターの可能性と教育プログラム」『インターカルチュラル(日本国際文化学会年報)』13、54-63.

【概要】

本稿は、日本国際文化学会が創設した「称号」である「文化交流創成コーディネーター/Intercultural Coordinator (以下、インターカルチュラル・コーディネーター)」が作られるに至った経緯、背景、取り組みの概要を紹介するものである。「称号」と言っても、「インターカルチュラル・コーディネーターは、多様な国際文化学関連学部・研究科の特性の中から、突出すると思われるいくつかの『とんがった』部分を取り出して、学会が認定する資格である。」(54-55頁)この資格は、「資格認定制度という手続きを経ることにより、教育活動は適切に行われているのか、適切性の検証は行われているのか、検証した結果を公開しているのかといったことが可視化され、資格を授かる者の質の保障について説明責任を果たすことができるようになる」ことが重要である(55頁)言い換えれば、「文化の交流や創成を生み出すコーディネーターという称号に値する知識や態度、能力を有した者を見い出すという資格認定制度は、教育プログラムとして位置づけられているところが大きな特色であり、「資格認定のプロセスにおいて、教育のプロセスに重きを置いている(56頁)。こ

の資格は、2014年7月から開始されている。「国際文化学及び類縁の学部・学科・研究科が創りあげ、育ててきたものを、共通して、一つの形として他者に説明できるようにするのが資格認定制度」と言える（62頁）。

⑬ 佐々木裕子（2015）『『宗教文化士』資格認定制度が問いかけるもの』『カトリック教育研究』32、27-37.

【概要】

本稿は、「宗教文化士」という資格認定制度の設置経緯及び背景、それに伴う概念の検討、「宗教文化教育」という教育的な考え方を時系列に沿いながら整理する研究ノートである。「宗教文化士」は、『日本や世界の宗教に歴史と現状について、専門の教員から学んで視野を広げ、宗教への理解を深めた人に対して与えられる資格』で、『主な宗教の歴史的展開や教え・実践法の特徴、文化と宗教の関わり、現代社会における宗教の役割や機能といったことについて、社会の中で活かせる知識を養っていることが求められる』資格である」という（27頁）。「キリスト教、仏教、神道、イスラームをはじめとした諸宗教（中略）宗教・宗教文化の多様性を認識し、宗教文化について一定の能力を有することを認定するものである。（27頁）」これまでの経緯を概観すれば、日本宗教学会及び「宗教と社会」学会の2学会が連携学会として活動することにより、日本の宗教（文化）教育において、新たな概念を形成し、また、「宗教、特に宗教文化に関する関心や知識を持つ重要性を喚起するきっかけを作ったともいえる」（36頁）のが、この「宗教文化士」の資格認定制度である。佐々木は、「各々の宗教や宗教系教育機関、とりわけカトリックの教育機関に対して投げかけている課題を真摯に受け止め、神学や宗教学、哲学や教育学などの研究分野においても丁寧な対話を進めていく時がきているように思われる」（36頁）と結んでいる。

⑭ 杉野昭博（2001）「大学における福祉専門職教育：迷走する資格制度と養成課程」『社会学部紀要（関西大学）』32(3)、299-315.

【概要】

本稿は、「大学における福祉専門職教育」の在り方を議論するために、「福祉専門職」の資格及び教育の実際を戦後の歴史を振り返りながら検討する。1987年に制定された「社会福祉士」資格が、1990年代にどのような発展を遂げてきたのか、更に2000年代に入り、「社会福祉士教育課程」の改訂を受けてどのような変容が見られたのかを分析する。最後に、専門職教育が「学部卒業後に委ねられるべき」（299頁）であることを指摘する。杉野によれば、「大学でおこなえる『専門職教育』とは『専門職としての専門的教育』ではなく、『将来

専門職になるための一般的・基礎的教育』であることが推察される。したがって、本格的なソーシャルワークの訓練は、大学卒業後に入学する専門的養成課程や大学院レベルでの専門職教育や就職後の現任研修のなかで担われるべきであり、学部教育段階ではソーシャルワークの初歩的・基本的教育に主眼を置くべきであろう」(313頁)という。(なお、ここでの概要を要約するにあたって、299頁の「抄録」を参照していることを断っておく。)

⑮ 福田弥夫・坂本力也・青山清英・長嶺宏作・陸亦群(2009)「専門職に対する資格維持教育と大学の役割」『教育制度研究紀要』40、33-59.

【概要】

本稿は、「教員のみならずその他の専門職の資格取得後における継続教育に日本の大学機関がどのような方法で関与すれば、資格維持ないしは専門職によるサービスの質の維持・向上を実現する制度の充実に貢献することができるかを探究することである。研究方法としては、資格維持のための教育制度を積極的に展開していると思慮されるアメリカの現状を検討・分析し、日本における資格維持教育のあり方を考える手段をとった。」(33頁)福田らによれば、「日本の高等教育機関がどのような形で専門職の資格更新・維持ないし生涯教育制度へ積極的に関与すべきかを直接検討する先行研究は少ない」(56頁)という。そこで、とりわけ、日本とアメリカの法科大学院制度の比較を念頭に検討を加え、「Mandatory or Minimum Continuing Legal Education: MCLE、『必修継続法学教育』あるいは『最低限継続法学教育』」を詳細にみている(34-38頁)。更に、「専門職に対する資格維持教育と大学の役割」にも焦点を当て、eラーニングの活用と大学教育の関係、具体的には教員免許更新制度に関して検討を試みている。

⑯ 大来雄二・濱中淳子(2007)「JABEEにより教育は変わったか—学部卒業生に対するアンケート結果—」『工学・工業教育研究講演会講演論文集』(13)教育評価・自己点検・評価システム：講演番号：6-109)、100-101.

【概要】

本稿は、JABEEの認定活動が進められる背景を受けて、学部卒業生に対するアンケート調査の結果の概要を報告するものである。中でも、「2005年度までに認定を受けた125教育機関の281プログラムの全てを対象とし、教員側と修了者側の両方に対して実施したアンケート」(100頁)を用いる。これは、「JABEEの技術者教育認定活動がその目的達成のために有効に機能していることを示すと同時に、教育機関にとって技術者教育内容をさらに充実していくための数々のヒントを提供するもの」(同頁)である。アンケートの実施に

は「日本の技術者教育の現状把握を目的とし、アンケートの形の確立と、JABEE 認定有無で学部教育修了者の能力獲得意識に差異が生じているかを把握することを狙って実施した」。(同頁)

アンケート結果から、「学習・教育目標と能力の獲得意識」(101 頁)では、JABEE の修了生の方が「能力の獲得意識」が高いことが示された。更に、「JABEE は大学等卒業時点でのような能力を獲得するべきかについて、学生に明確な目標を与えて学習させることに成功したことが有力な仮説として成立する」(同頁)としている。

⑰ 森本朗裕 (2009) 「学士課程教育における教養教育の課題」『立命館高等教育研究』9、15-24.

【概要】

本稿は、「理工系の大学卒業生が4年間の大学教育を通じて身につけておくべき能力の中での『教養』のありかた」(15 頁)を分野別の特徴等を鑑みながら検討することにある。理工系における教育課程の編成、特に工学系の技術者教育において、JABEE の与えた影響が少ない。筆者の森本によれば、JABEE の機能として「教育プログラムを審査・認定することによって、そこを修了した卒業生であれば少なくとも国際的に認められる一定水準の技術者レベルに達していることを保証し、それによって技術者教育水準の向上を図ろうとする」(17 頁)仕組みであるという。JABEE の認定基準を概観し、「技術者教育において大学教育が専門分野だけでなりたつものではないこと」(同頁)に言及し、「JABEE の審査・認証の考え方と基準は、日本における近年の大学教育課程評価のさきがけとなったものととらえることができる」(同頁)とも指摘する。「大学教育が各専攻分野の専門的な基礎知識と能力を確実に身につけさせることは当然のこととして、教養を身につけた自立した市民として行動できる能力も必要とされており、ここの能力は理系文系を問わない」(18 頁)とする。

⑱ 今野浩一郎・下田健人 (1995) 『資格の経済学』中央公論新社

【概要】

本書は、広くホワイトカラーを取り巻く「資格」を対象に、企業内のキャリア形成の「社会化」の一端を検討することを目的に書かれたものである。第一章「資格と職業—変化する会社と個人の関係—」、第二章「資格の実際をみる」、第三章「資格取得族の実像」、第四章「企業からみた資格」、第五章「資格取得後の職業的キャリア」、第六章「資格は企業社会をどう変えるか」で構成されている。本調査研究の関心では、特に第二章が該当する。第二章

をさらに詳細に述べれば、「資格の経済学」、「資格の分類学」、「資格の取得動向」、「資格と職能団体」として整理されている。

⑭ 京須希実子 (2008) 「大学における介護福祉士教育と職業的レリバンス」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』第 57 集・第 1 号、117-131.

【概要】

本稿は、「専門職化の途上にある準専門職の専門教育の内容を、介護福祉士を例に、現場知と大学知とのレリバンスに焦点を絞りながら、GTA（筆者注：グラウンデッド・セオリー・アプローチ）によって、その実態を解明すること」（117 頁）を目的とする。介護福祉士養成課程の専任教員に対してインタビュー調査を実施した。考察の結果、「大学における介護福祉士養成は、現場の知と大学教育の知を統合する方向にも、学問を体系化して専門職化する方向にも、向かうことができない状況にあることが明らかになった」（117 頁）。現在、大学における「介護福祉士養成教育の在り方」は模索の段階にあり（127 頁）、「大学で行うことの意義及びその正統性は曖昧であり、大学教員間の共通認識も生まれていない状況である」（127 頁）。これは、「大学教員が考える養成教育と現場の求める人材の差異は、大学と現場が考える質の高い介護福祉士像の差異も同時に示しているといえるが、そのどちらかにシフトすることなく、現在の養成教育は展開されている」（128 頁）という。

以上。

